

資料 6

**インディアナ有料道路契約書
(2006年4月)**

INDIANA TOLL ROAD
CONCESSION AND LEASE
AGREEMENT

dated as of

April 12, 2006

by and between

THE INDIANA FINANCE AUTHORITY

and

ITR CONCESSION COMPANY LLC

本資料は、作業用の資料として三菱総合研究所が翻訳したものである。

目 次

第 1 条	定義および解釈	1
第 2 条	取引、クローリング、停止条件、誓約.....	17
第 3 条	賃貸借の条件.....	23
第 4 条	資本改良	33
第 5 条	改造	34
第 6 条	本運営基準	38
第 7 条	通行料金徴収、収入	39
第 8 条	報告、監査、検査.....	41
第 9 条	表明および保証	44
第 10 条	財政上の義務.....	48
第 11 条	法の順守.....	49
第 12 条	補償	51
第 13 条	保険	55
第 14 条	不都合な措置.....	61
第 15 条	遅延事象、遅延事象救済手段	64
第 16 条	不履行、信用状	65
第 17 条	移転に対する制限.....	73
第 18 条	貸主の権利および救済手段	74
第 19 条	紛争解決.....	79
第 20 条	その他の規定.....	82
変更契約書		85

第1条 定義および解釈

第1条1項 定義 別段明記するか文脈から別意に解することを要する場合を除き、本契約の適用上、次の用語は下記の意味を有する。

「AA-賠償金」は、第14条1項(b)号でこの用語に与える意味を有する。

「AA-反論通知」は、第14条1項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「AA-通知」は、第14条1項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「AA-予備通知」は、第14条1項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「AAA規則」は、第19条4項でこの用語に与える意味を有する。

「追加付保範囲」は、第13条2項(j)号でこの用語に与える意味を有する。

「追加の土地」は、本拡張に要する土地を意味する。

「インフレ調整済み」は、該当する調整期間中に指数のパーセンテージの上昇があれば、その上昇に合わせて調整されたことを意味する。

「不都合な措置」は、第14条1項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「影響を受ける財産」は、当州、その他の政府当局またはその他の者の管轄および支配下にあり（私道を含む）、本有料道路またはその一部と交差し、その上もしくは下を横切り、またはそれに隣接する、幹線道路、街路、道路、道路用地、鉄道線路、鉄道もしくはその他の輸送路、または自転車道路もしくはハイキング道、およびこれらのいずれかに関係する付属施設など（自転車道路またはハイキング道に関連する駐車施設を含む）の、公有または私有財産を意味するが、本有料道路の土地は除く。

「関連会社」は、特定の者との関係を示すために用いるとき、直接的にもしくは一もしくは複数の媒介者を通じて間接的に当該特定の者における議決権もしくは経済的権益の10%以上を有するか、または、当該特定の者を支配しているか、当該特定の者により支配されているか、当該特定の者と共通の支配下にある者を意味し、ある者は、直接的か、株式の所有、信託、契約その他を介して間接的かを問わず、他の者による実際の支配に帰着するような何らかの形で支配されている場合に、当該他の者（または、当該他の者および当該他の者と共同でもしくは協力して行動する者）により支配されているとみなされる（疑義を避けるために述べれば、この定義の適用上、合同運用ファンドまたは信託は、当該ファンドまたは信託を運用する者の関連会社とみなされる、と了解し同意する）。

「本契約」は、本契約の前文でこの用語に与えた意味を有し（本契約で言及するすべての付属書を含む）、本契約の条件に従い随時改正、修正および／または補足される。

「適用 ISP 増加割合」は、(A)【訳注：次に(B)とあるので、(a)は(A)に修正しました。】2%か、(B) 本指数の前測定日から現測定日までに測定された増加割合か、いずれか大きい方を意味する。

「承認 (Approval)」、「承認された (Approved)」、「承認する (Approves)」、「IFA により承認された (Approved by the IFA)」、「当州により承認された (Approved by the State)」および類似の表現は、第 1 条 15 項の規定に従い IFA または当州が承認または同意したことを意味する。

「譲渡本有料道路契約」は、付属書 2.1(b)および付属書 7.3で定める本有料道路契約を意味する。

「引き受ける債務」は、第 3 条 2 項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「監査」および類似の表現は、本有料道路、本有料道路運営または本契約に関係する事項または事柄に関し、各場合において該当する米国の業界で受け入れられている慣行があればそれに従って行う IFA の合理的な決定により、IFA がその状況において必要と判断する事項または事柄に関する検討、調査、検査および監査の、IFA によるまたは IFA のための遂行を意味する。

「本授權」は、本有料道路または本有料道路運営のすべてまたは一部に適用される、いずれかの者の承認、承認証明書、授權、同意、適用除外、例外的許可、免除、宣言的命令、特例、免許、提出、登録、許可、公証、特別リースまたはその他の要件を意味する。

「銀行利率」は、The Wall Street Journal (またはその後継紙) がいわゆる「プライムレート」として公表する最優遇貸出金利を意味する。

「損耗費」は、賃借地譲渡抵当債務に関し、当該債務をその予定満期日より前に返済した結果として本コンセッションエアが支払うことを求められる、損耗費、メイクホール・プレミアム支払金またはその他の前払額 (本債務のプレミアムを含む) を意味する。

「営業日」は、土曜日、日曜日、またはインディアナ州もしくは米国政府のいずれかが休日として認めた日のいずれでもない日を意味する。

「資本改良プロジェクト」は、第 4 条 1 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「預託現金」は、第 2 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「災害費用」は、第 13 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「支配の変動」は、いずれかの者に関し、単一の取引により実現するか、関係するまたは関係のない一連の取引により実現するかを問わず、また直接的に実現するか間接的に実現するかを問わず、(i) 当該者における直接的もしくは間接的議決権もしくは経済的権益の 50%以上がある者もしくは協力して行動する者のグループに移転される所有者としての地位の変動、(ii) 議決権証券の所有によるか、契約、運用の合意によるか、もしくは共通の取締役、役員もしくは受託者によるかその他かを問わず、当該者の経営および方針を直接的もしくは間接的に指示するか指示させる権能がある者もしくは協力して行動する者のグループに移転されること、または (iii) 当該者の吸収合併、新設合併、合同、企業結合もしくは資産の実質的なすべての売却を意味する。ただし、この定義における相違する趣旨の定めにかかわらず、(A) 上記の箇条(i)および(ii)は、株式上場企業の株式の取引または株式上場企業に関係するその他の取引により当該企業がもはや株式上場企業でなくなる場合に限り、かかる取引に適用され、(B) 本コンセッションエアまたは本運営者 (該当する方) における直接または間接所有権益の、関連会社である者間での移転は、本契約の適用上「支配の変動」とはならず、(C) NYSE、NASDAQ、ロンドン証券取引所または同等の証券取引所における新規株式公開に従う本コンセッションエアまたはその親会社の株式の移転は、本契約の適用上「支配の変動」とはならず、(D) 本コンセッションエアにおける直接または間接所有権益のいずれかの出資者またはその受益的所有者による他の者への移転は、効力発生日現在で本コンセッションエアにおける直接ま

たは間接所有権益を有する出資者またはその受益的所有者の1人または複数人が、合わせて本コンセッションネアの取締役、役員および管理者を選出する権利の50%以上を保持している限りにおいて、「支配の変動」とはならず、(E) 本コンセッションネアにおける直接もしくは間接所有権益の適格者への移転は、「支配の変動」とはならず、(F) 本契約に基づき許可される本賃貸借に帰し得る所有者としての地位の変動は、「支配の変動」とはならず、(G) 本契約に基づく本コンセッションネアの経済的権益のすべてまたは一部の別の主体への移転に過ぎない信託の設定またはその他の取引もしくは取り決めは、本コンセッションネアに関して「支配の変動」が発生しておらず、本コンセッションネアが本契約に基づく義務を負い続け、当該取引が本運営者の「支配の変動」に帰着しない限りにおいて、「支配の変動」とはならない。

「法の変更」は、(a) 効力発生日後の法の採択、または (b) 効力発生日後の政府当局による法の変更もしくはその解釈もしくは適用の変更を意味する。

「本請求」は、第12条1項または第12条2項に基づく補償を受ける権利を生じさせることのある要求、訴訟、訴訟原因、法的手続き、仲裁、請求、判決もしくは和解、またはこれらに関する譲歩を意味する。

「クロージング」は、第2条2項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「クロージング日」は、第2条2項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「同等幹線道路」は、インターチェンジを含む分離帯のある4車線以上の管理された良質のアクセス州際幹線道路、良質の州際橋、またはこれらの組み合わせもしくは一部を意味する。

「賠償金事象」は、(i) 第3条7項(a)号(iv)から第3条7項(a)号(vii)までに従う IFA による本有料道路への該当する立ち入り、(ii) IFA 指令もしくは修正もしくは変更された本運営基準 (第6条3項(b)号により企図するとおり) の本コンセッションネアによる順守もしくは実施、または不都合な措置の発生、(iii) 第2条5項(i)号で述べる事象、(iv) 第14条1項(e)号で企図する競合幹線道路の敷設、(v) 「遅延事象」の定義の簡条(iv)から(vi)までで述べる種類の事象、または (vi) それが発生すると本契約の条件に基づき使用許可賠償金の支払いを要するその他の事象を意味する。

「競合幹線道路」は、本契約期間中に当州によりまたは当州のために建設される新築の同等幹線道路のうち、連続する少なくとも20マイルが本有料道路から10マイル以内にあるものを意味する。加えて、既存の US 20 は、クロージング日の55年後の応当日またはその前に同等幹線道路となり、当該幹線道路のうち連続する少なくとも20マイル（そのすべてが同等幹線道路であり、そのいずれも効力発生日の時点で同等幹線道路ではなかった）が本有料道路から10マイル以内となるように、当州によりまたは当州のために延長または改良される場合、「競合幹線道路」とみなされる。既存の US20 は、将来の改良および／または延長により同等幹線道路になるとしても、その他の点ではそれを同等幹線道路にする改良または延長がクロージング日の55年後の応当日より前に完了しない限り、「同等幹線道路」とはみなされない。

「使用許可賠償金」は、当該賠償金事象が発生していなければ本コンセッションネアが享受していたはずの経済状態に本コンセッションネアを戻すために、IFA が本コンセッションネアに支払うべき賠償金を意味し、かかる賠償金は、(i) 当該賠償金事象に合理的に帰し得るすべての本損失（増加した運営、資本および維持費用を含むが、本契約を順守するために、または本有料道路運営の遂行の通常過程で、もしくは通常の方法での事業経営で、本コンセッションネアが別段費やすまたは本コンセッションネアに生ずる費用および経費は除く）に、(ii) 当該賠償金事象に合理的に帰し得る本コンセッションネアの現在および将来の本有料道路収入を加えたものに等しい。将来まで発生しない本損失または逸失した本有料道路収入に関して支払われるべき使用許可賠償金は、実際に被るか生ず

るまで支払い義務が生じない。本コンセッショネアが、IFA 指令または修正もしくは変更された本運営基準の順守または実施に関し、自社の資本を提供することを求められる場合、使用許可賠償金は、上述の構成要素に加え、当該資本の本コンセッショネアの実際原価を考慮に入れ、それについて適用される市場ベースの資本利益率を含める。

「本コンセッショネア」は、本契約の前文でこの用語に与えた意味を有する。

「本コンセッショネアの不履行」は、第 16 条 1 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「本コンセッショネアの権益」は、本契約により生み出される本有料道路における本コンセッショネアの権益、ならびに本契約に基づく本コンセッショネアの権利および義務を意味する。

「本コンセッショネアの本要請（書）」は、本有料道路に関し、本コンセッショネアによりまたは本コンセッショネアのために作成され、IFA に宛てて次のことを求める要請書を意味する。(i) 本有料道路の重要部分の寸法、特徴、質、場所もしくは位置の根本的な変更を行い、もしくはその他で本有料道路の資本の変動を行い、または (ii) 本拡張を実施すること。ただし、第 6 条 2 項に従う本運営基準の修正もしくは変更、または第 7 条 2 項(a)号に従う通行料金自動徴収の実施など、通常の方法での本有料道路の運営、保守、修理もしくは整備に関連して、または本契約に基づき本コンセッショネアに許可もしくは留保される本有料道路運営のその他の側面に関連して、本コンセッショネアの本要請書を提出することは求められない。

「本同意」は、承認、同意、是認、適用除外、免除、特別許可、免許、許可、更改、占有証明書、またはその他の授権を意味し、政府当局により、もしくは政府当局の権限のもと、または適用法に従い、発布され、供与され、与えられ、またはその他で入手できるようにされる本同意を含む。

「請負人」は、ある者に関し、本有料道路に係る業務を遂行するか、または材料もしくは労務を提供する契約を当該者と締結する請負人を意味し、請負人との下請契約に従い直接的または間接的に雇われるいかなる層の下請人、供給者または材料業者も含む。疑義を避けるために述べれば、本運営者は本コンセッショネアの請負人とする。

「抗弁当事者」は、第 12 条 4 項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「遅延事象」は、(i) 不可抗力の事象、(ii) いずれかの本授権を政府当局から取得しないか取得が遅延すること（本コンセッショネアの技術的かつ計画的な方策をもってしても、かかる不履行または遅延が合理的に防げなかったであろう場合）、(iii) 法の変更、(iv) 政府当局または公益事業もしくは鉄道運営者により実行される業務の遂行に起因する遅延、(v) IFA が本契約に基づく自己の誓約または義務のいずれかを遂行または遵奉しないこと、または (vi) 有害物質が本有料道路内、本有料道路上、本有料道路の下、または本有料道路の辺りに存在することに起因する遅延であって、各場合において、本契約に基づく義務の本コンセッショネアによる履行の遅延または中断に帰着したか帰着することになるものを意味する。ただし、かかる遅延またはその原因は、本契約において特に対処しておらず、(A) 本コンセッショネアまたはその代表者の過失または失当行為、(B) 本契約の規定に反する本コンセッショネアまたはその代表者の作為または不作為、(C) 第 5 条 1 項により企図する場合を除き、本コンセッショネア側に資金がないか不十分であること、または本コンセッショネア側で金銭の支払いもしくは求められる担保の提供を怠ること、(D) 当該事象が不可抗力の事象を構成する場合を除き、本有料道路運営のためもしくはこれに関連して材料もしくはサービスを提供させるために本コンセッショネアもしくはその代表者が使うか雇う者が関与するストライキ、労働紛争もしくはその他の労働者の抗議、または本コンセッショネアもしくはその代表者の作為（価格設定、もしくは運営上のその他の慣行【訳注：文脈から考え、また「Force Majeure」の定義における同様の記載に照らし、price は practice に修正して訳しました。】もしくは方法）もしくは不作為

に起因するかこれに帰し得るストライキ、労働紛争もしくはその他の労働者の抗議、(E) 当該事象が不可抗力の事象を構成する範囲を除き、気象条件（洪水を含む）（当該気象条件またはその重大さが、通常または慣例的に直面または経験しないものであるか、したことがないものであるか否かを問わない）、または (F) 通行料金収入の減少または本有料道路を利用する車両台数の減少に帰着する、既存のまたは新しい輸送形態（道路、街路または幹線道路を含む）の開発、再開発、建設、改造、保守または運営の変更により生じるものでないこととする。

「遅延事象反論通知」は、第 15 条 1 項(e)号でこの用語に与える意味を有する。

「遅延事象通知」は、第 15 条 1 項(e)号でこの用語に与える意味を有する。

「遅延事象救済手段」は、第 15 条 1 項(d)号でこの用語に与える意味を有する。

「本預かり人」は、機関融資家としての資格を有し、本契約に従う預かり人を務めるため本コンセッションネアにより指定され、IFA により承認される貯蓄銀行、貯蓄組合および金融組合もしくは商業銀行、または信託会社を意味する。ただし、ある賃借地譲渡抵当が有効である間は、第 13 条 3 項に基づく本預かり人は、当該賃借地譲渡抵当により担保される融資のもと担保代理人または預かり人を務める機関とする。

「指定上席者」は、第 19 条の適用上、本契約各当事者の組織内の本契約各当事者が随時指定する上級管理職者を意味する。

「直接請求」は、第三者請求の結果でない、ある被補償当事者によるある補償人に対する本請求を意味する。

「本文書」は、第 1 条 15 項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「効力発生日」は、本契約の前文でこの用語に与えた意味を有する。

「適格投資」は、次の債務（証書）または有価証券の一または複数を意味する。(i) アメリカ合衆国またはアメリカ合衆国の官庁もしくは機関の直接的な債務、およびそれらにより全額保証され、アメリカ合衆国の十分な信頼および信用により裏づけられる債務。(ii) 要求払い預金もしくは定期預金、フェデラルファンド、または機関融資家により発行される銀行引受手形（当該投資または当該投資を定める契約上の確約の時点で、当該機関融資家のコマーシャルペーパーもしくは短期預金【訳注：文脈から判断して、short-term deposit rating の rating は削除して訳しました。】、または長期無担保債務もしくは預金が、ある格付機関により「A」以上と格付けされているか、またはその他の要求払い預金もしくは定期預金もしくは譲渡性預金証書が、連邦預金保険公社により全額保証されていることとする)。(iii) 当該投資の時点である格付機関により「A」以上と格付けされているコマーシャルペーパー（無利息の割引債務と、要求払いまたはその発行日の 1 年後までの特定の日に支払われる利付債務の両方を含む)。(iv) 現金、ならびにアメリカ合衆国またはアメリカ合衆国の官庁もしくは機関により全額保証され、アメリカ合衆国の十分な信頼および信用により裏づけられ、ある格付機関により「A」以上と格付けされている債務でその投資対象が構成される短期金融商品ファンド。ならびに、(v) 同様の状況において当州が慣例的に受け入れるその他の投資。ただし、証書または有価証券は、当該証書もしくは有価証券が、その基礎を成す債務に関して利息の支払いのみを受ける権利を証明しているか、または当該有価証券が元本と額面の最終利回りの 120% を超える最終利回りの利息両方の支払いを定めている場合には、適格投資とはならない。

「本負担」は、法の効力によるかその他で生ずるかを問わず、譲渡抵当、リーエン、判決、執行、質権、負債、担保権、制限、地役権、請求、信託、みなし信託、またはあらゆる性質の負担を

意味する。

「終了日」は、本契約が期間満了となるか解除される日を意味する。

「エンジニアリング会社」は、本コンセッションネアが選定し、IFA に合理的に受け入れられるエンジニアリング会社を意味する。

「本環境」は、土壌、地表水、地下水、土地、河川堆積物、地表または地表下層、および周囲空気を意味する。

「環境法」は、人の健康、本環境または有害物質の規制、使用または保護に関するまたは関係する責任または行動基準を規制し、または課す、本有料道路に適用される法を意味する。

「出資者」は、本コンセッションネアの株式資本を保有する者を意味する。

「除外する債務」は、第3条2項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「本拡張」は、本有料道路の土地もしくはその一部、または第5条4項もしくは第5条5項に従い取得する追加の土地でのあらゆる種類の構造物、施設またはその他の改良物の建造、組み立て、建設、取り付け、改変、改造または交換を意味する（通常の業務過程で行う改造または改良、および本運営基準により企図する事項は除く）。

「不可抗力」は、介在する天変地異、または公共の敵、戦争、侵入、武力衝突、外国の敵の行為、封鎖、革命、テロ行為、サボタージュ、内乱、文民もしくは軍事当局による妨害、政府当局（当州、もしくは当州の地方、市もしくは郡政府当局以外）による財産もしくは設備の収用もしくは没収、ストライキもしくは労働騒乱（下記の箇条(iv)で述べるもの以外）、核その他の爆発、放射能もしくは化学薬品の汚染、もしくは電離放射線、火災、地震、暴動もしくはその他の治安紊乱、流行病、検疫のための制限、管轄権を有する政府当局（当州、もしくは当州の地方、市もしくは郡政府当局以外）により発布される作業中止命令もしくは差止命令、政府の通商停止、または、義務的拡張プロジェクトの目的において当該時点で必要な許可もしくは承認を政府当局から取得できないことなど、本コンセッションネアによる本契約に基づく自社の義務の遂行を遅延させるか妨げる、本コンセッションネアの合理的な制御の及ばない事象を意味する。ただし、かかる事象は、本契約において別段明確に対処しておらず、(i) 本コンセッションネアまたはその代表者の過失または失当行為、(ii) 本契約の規定に反する本コンセッションネアまたはその代表者の作為または不作為、(iii) 第5条1項により企図する場合を除き、本コンセッションネア側に資金がないか不十分であること、または本コンセッションネア側が金銭の支払いもしくは求められる担保の提供を怠ること、(iv) 本有料道路運営のためもしくはこれに関連して材料もしくはサービスを提供させるために本コンセッションネアもしくはその代表者が使うか雇う者が関与するストライキ、労働紛争もしくはその他の労働者の抗議、または本コンセッションネアもしくはその代表者の作為（価格設定、もしくは運営上のその他の慣行もしくは方法）もしくは不作為に起因するかこれに帰し得るストライキ、労働紛争もしくはその他の労働者の抗議、(v) 気象条件（洪水を含む）（当該気象条件またはその重大さが、通常または慣例的に直面または経験しないものであるか、したことがないものであるか否かを問わない）（竜巻および類似の突発的な気象条件は、本有料道路でまたはその周辺で直面または経験したか否かを問わず除く）、または (vi) 通行料金収入の減少または本有料道路を利用する車両台数の減少に帰着する、既存のまたは新しい輸送形態（道路、街路または幹線道路を含む）の開発、再開発、建設、改造、保守または運営の変更により生じるものでないこととする。

「政府契約」は、第3条12項でこの用語に与える意味を有する。

「政府当局」は、裁判所、連邦、州、地方または外国の政府、省、委員会、部、局、機関、またはその他の規制、管理、政府もしくは準政府当局を意味する。

「知事」は、インディアナ州知事、または同知事の指示のもと同知事の権限に従い行動する当州の別の官吏を意味する。

「有害物質」は、適用される環境法により規制されているかそうなるか、または適用される環境法に基づき有害もしくは有毒として分類される、汚染物質、汚染源、危険物質、有毒物質、有害廃棄物、対象廃棄物、有害材料または有害物質である固体、液体、気体、臭気、熱、音、振動、放射線、またはその他の物質もしくは放出物を意味するが、これらに限らない（ガソリン、ディーゼル燃料またはその他の石油炭化水素、ポリ塩化ビフェニル、アスベストおよびユリア・ホルムアルデヒド・フォーム絶縁体を含む）。

「幹線道路の目的」は、同等幹線道路のそのときの一般的用途における基準に合致するような使用の仕方での、輸送のための本有料道路の使用を意味する。

「IFA」は、インディアナ州財務局、またはその後継もしくは代替機関を意味する。

「IFA の不履行」は、第 16 条 2 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「IFA 指令」は、IFA もしくは当州により、または IFA もしくは当州のために作成され、本契約により認められる範囲で本コンセッションエアに次のことを指示する書面の命令または指令を意味する。(i) 本契約で定めるものに加えて、IFA もしくは当州により、または IFA もしくは当州のために遂行され、本契約に基づき別段求められない本拡張と本有料道路の統合に関係する業務など、本有料道路に関する業務を追加または遂行すること。(ii) 本有料道路もしくは本有料道路運営の一部の寸法、特徴、量、質、内容、場所もしくは位置を不要にするか、削除するか、もしくは変更し、または本有料道路もしくは本有料道路運営のその他の変更を行うこと。または、(iii) 本拡張を実施すること。ただし、かかる命令または指令はいかなる場合も、適用法に反するかまたは本コンセッションエアが本契約を順守しない原因になると合理的に予想される行為をするよう、本コンセッションエアに命令または指示することはできない。

「IFA の選択権」は、第 18 条 8 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「被補償当事者」は、本契約に基づき補償を受ける権利を有する者を意味する。

「補償人」は、本契約に基づき補償を提供する義務を負う本契約当事者を意味する。

「補償金支払い」は、第 12 条 7 項でこの用語に与える意味を有する。

「本指数」は、米国労働省労働統計局が発表する「消費者物価指数—全都市部消費者全品目の米国都市平均」（季節調整なし）を意味する。ただし、本指数が変更され本指数の基準年が変わった場合、本指数は、米国労働省労働統計局が発表する換算係数に従い換算する。ただし、さらに本契約期間中に本指数が中止または改訂される場合、本指数が中止または改訂されていなければ得られるはずの結果と実質的に同じ結果を得るために、本指数に取って代わる他の指数または計算方法を用いる。

「本情報」は、本有料道路運営に関係する一切の情報を意味し、次のものを含む。(i) 本有料道路収入に関する損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および財務状態の変動、本有料道路収入に関する詳細（その徴収に関する情報を含む）、営業利益、経費、資本的支出、および予算

に計上した営業成績。(ii) 本有料道路または本有料道路運営に関連して通行料金システム、本コンセッションネアまたはその代表者のいずれかが分析、類別、特徴づけ、創案、収集、生成、維持、処理、生産、作成、提供、記録、保管または使用するすべての証明書、通信書簡、データ（試験データを含む）、文書、事実、ファイル、情報、調査、資料、通知、計画、予測、記録、報告、要請、サンプル、日程、言明、研究、検分、試験、試験結果、および交通情報（台数の数え上げ、分類の数え上げ、出発地および目的地のデータ、速度および移動時間情報、ならびに車両管轄データを含む）。ならびに (iii) 本有料道路運営に関する本コンセッションネアの適正で完全かつ正確な帳簿、記録、勘定書および文書(電子的にまたはコンピュータ関連の媒体に保存している本情報を含む)。ただし、本契約のいかなる定めも、本契約他方当事者が合理的に納得する法律顧問の意見に基づく弁護士依頼者間またはその他法定の秘匿特権により保護される本情報を開示することを、いずれの本契約当事者にも求めない。

「機関融資家」は、(A) 抵当融資を行うか保証し、または支払いをし、プロジェクトの融資、開発、運営および維持において何らかの形で援助をする、アメリカ合衆国、そのいずれかの州、もしくはそれらのいずれかの官庁もしくは機関、地方自治体の機関、公益法人または公共企業体、(B) (i) アメリカ合衆国もしくはそのいずれかの州の法に基づき組織され存在する貯蓄銀行、貯蓄組合および金融組合、商業銀行、信託会社（個別に行動するか、受託者の立場で行動するかを問わない）、もしくは保険会社、(ii) 米国のある州の法に基づき保険業者もしくは商業銀行（該当する方）として事業を営む資格を有する外国の保険会社もしくは商業銀行、(iii) 年金基金、財団、もしくは大学の寄付基金、(iv) 譲渡抵当を証券化する目的で設立され、その有価証券が公募によりもしくは証券法のもと適格な投資家に売却される主体、または (v) 譲渡抵当の証券化に関連して行う貸付に従事する者（設定する譲渡抵当が、その設定から1年以内に公募でもしくは証券法のもと適格な投資家への提供で証券化される範囲について）（本簡条(B)で述べた主体は、訴訟において当州の州および連邦裁判所の管轄権に服する場合に限り、機関融資家としての資格を有する）、(C) 証券法のルール144(A)、または実質的に類似の用語により投資家の類似の部類を定義する今後制定されるその他類似の法に基づき定義される「適格機関買主 (qualified institutional buyer)」、または (D) 本コンセッションネアが指定し、IFA が承認するその他の金融機関または主体（かかる機関または主体は、本契約に基づくその活動において、当州のそのとき有効なガイドラインおよび慣行のもと受け入れることができるものでなければならない）を意味する。ただし、かかる各主体（この定義の簡条(B)(iv)および簡条(C)で述べた主体以外）、または機関融資家がかかる主体の連合体である場合はそれらの連合体は、場合に応じ個別にまたは合わせて10億ドル以上の資産を有するものとする。ただし、さらにこの定義の簡条(B)(iv)で述べた主体は、1億ドル以上の資産を有するものとする。

「ISP」は、インディアナ州警察、その後継組織、またはインディアナ州警察の責任を引き受けることを許可されたその他の公法執行業務提供者を意味する。

「法」は、いずれかの政府当局の命令、令状、差止命令、布告、判決、法律、条例、決定、コモンローの原則、法的効力を有する通達、制定法、法典、規定または規則を意味する。

「本賃貸借契約」は、IFA が承認した取り決めであって、これに従い本コンセッションネアの権益のすべてまたは一部が本コンセッションネアによりある本賃貸人に売却または移転され、予定された終了日またはその前に終わる期間中、本コンセッションネアに賃借されるものを意味する。ただし、かかる取り決めを実質的に本契約の書式で行う限りにおいて、IFA の承認は要しない。

「賃貸借年度」は、(i) 【訳注：(1)は(i)に修正しました。】クロージング日がある暦月の初日に生ずる場合は、クロージング日に始まる12ヶ月の期間、(ii) クロージング日がある暦月の初日に生じない場合は、クロージング日からクロージング日が生じた暦月の末までの期間、およびそれに続く12ヶ月の期間、ならびに、簡条(i)または(ii)のそれぞれの場合において、それに続く12ヶ月ごとの期間を意味する。

「賃借地譲渡抵当(証書)」は、本賃貸借契約、歯型捺印証書、譲渡抵当、信託証書、またはその他の担保契約もしくは取り決めを意味し、本コンセッションネアの権益の一部またはすべてに負担を課す通行料金収入に関する証券化取引を含み、各場合において第18条1項の条件のすべてを満たすものとする。

「賃借地譲渡抵当権者」は、ある賃借地譲渡抵当の保有者または受益者を意味し、ある本賃貸借契約またはレベレッジド・リースの本賃貸人を含む。

「賃借地譲渡抵当債務」は、本契約の解除のためのまたは解除に関する金額の支払いを生じさせる不都合な措置または IFA の不履行の発生前に締結した契約に従い、ある賃借地譲渡抵当により保証される者に付与される、証券化取引に関連する善意の債務(元本、未収利息、ならびにそれに関する通例の合理的な貸主もしくは金融保険業者、代理人および受託者手数料、費用、保険料、経費および払い戻し債務を含み、それに関する金利ヘッジ契約に基づくすべての支払い債務、およびそれに関する金融保険業者に対する払い戻し債務を含む)または譲渡を意味する。本有料道路使用許可価額を決定する目的において、賃借地譲渡抵当債務は、(i) 本コンセッションネアまたは本運営者の関連会社からの債務を含まず(かかる債務が、誠実に行動する非関連会社貸主について合理的に期待される条件に合致する条件であり、別の有担保貸主の債務の元本または利息の支払いに関して劣後しない場合は、この限りでない(かかる関連会社貸主が、劣後する賃借地譲渡抵当債務の公募または私募に、関連会社でない他の貸主とともに参加している範囲は除く))、(ii) 債務の増加が、本有料道路使用許可価額の支払いを生じさせる事象の発生のおそれに本コンセッションネアが気づいた(または合理的な相当の注意を払えば気づいていたはずである)後で締結した契約その他の取り決めの結果である範囲について、かかる債務の増加を含まず、または (iii) 賃借地譲渡抵当権者が、賃借地譲渡抵当権者通知要件に従いそれに関する賃借地譲渡抵当の通知を IFA に提供しなかったところの債務を含まない。この定義における相違する趣旨の定めにかかわらず、クロージング日またはその前に生ずるか確約する債務に関するもの(生じたまたは確約した債務のすべては、賃借地譲渡抵当債務とみなす)を除き、賃借地譲渡抵当債務は、クロージング日の後で生ずるか確約する新しい債務を含まない。(クロージング日またはその前に生ずるか確約する債務についての利息もしくは元本の増分の資本組み入れまたはその他の確約する増加は、新しい債務を構成しない、として本契約の両当事者は了解し合意する。)ただし、(A) 本コンセッションネアが、かかる新しい債務の発生または確約の時点における本コンセッションネアの権益の公正市場価額の評価書を(本コンセッションネアの費用負担で、「本有料道路使用許可価額」で述べる独立の第三者評価人により) IFA に提供しており、(B) 当該新しい債務の発生または確約を発効させた後の賃借地譲渡抵当債務の総額は、当該新しい債務の発生または確約の時点における当該評価書に記載する本コンセッションネアの権益の公正市場価額を超えない、ということをかかる評価書が確認している場合は、この限りでない。ただし、かかる評価書に記載する債務についての利息もしくは元本の増分の資本組み入れまたはその他の確約する増加は、当該債務が、当該評価書が与えられた日の賃借地譲渡抵当債務を構成している範囲について、賃借地譲渡抵当債務を構成する。ただし、さらに本契約両当事者は、上記の箇条(A)および(B)の要件にかかわらず、クロージングのときに支払った本賃料の金額は、クロージング日の後6ヶ月間の本有料道路の公正市場価額を構成するとみなし、したがって、かかる6ヶ月の期間内は評価を要しない、として合意する。

「賃借地譲渡抵当権者通知要件」は、ある賃借地譲渡抵当の保有者または受益者が、本コンセッションネアによる当該賃借地譲渡抵当証書の作成および引き渡しの10営業日後までに、当該賃借地譲渡抵当証書の署名済み原本の真正かつ完全な謄本を、当該賃借地譲渡抵当の保有者または受益者の名前および受信用住所を記載した通知とともに IFA に引き渡すことを意味する。

「賃借地譲渡抵当権者の通知」は、第18条8項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「本賃貸人」は、本コンセッショネアの権益のすべてまたは一部を購入し、本コンセッショネアの権益におけるその権益を本コンセッショネアに賃貸した賃借地譲渡抵当権者を意味する。

「信用状」は、IFA が合理的に受け入れることのできる書式および内容で、一覧払い為替手形、および IFA が当該信用状に基づき当該一覧払い為替手形の金額を引き出す権利を有すると確認する証明書を提示することにより、その他の文書の提示、言明または授權なく米ドルで支払われる、IFA を受取人とする取り消し不能の無条件商業信用状を意味する。かかる信用状は、(i) ニューヨーク清算機関協会 (New York Clearing House Association) の会員であり、Standard & Poor's Rating Services による A1 以上の現行の信用格付け、および全国的に認められた別の格付機関による同等の信用格付け (または、指定の格付機関が格付けの発表を止めた場合は、全国的に認められた少なくとも 2 つの格付機関の同等の信用格付け) を有する商業銀行もしくは信託会社 (または、信用状の提出に先立ち IFA が合理的に受け入れることのできる他の商業銀行もしくは信託会社) により発行され、(ii) 少なくとも 1 年間のまたは本契約で別段定めるとおりの当該信用状の継続を定める。信用状に明記する一覧払い為替手形を提示する事務所は、インディアナポリス市内の特定の番地に所在する。疑義を避けるために述べれば、信用状に基づく引き出しについて発行者に払い戻しをする本契約期間中のアカウント・パーティーの義務は、賃借地譲渡抵当により担保される。

「サービス水準」または「LOS」は、全米科学アカデミーの交通調査委員会 (Transportation Research Board) が、同委員会の発表した最も新しい幹線道路能力マニュアル (またはサービス水準の基準を発表する後継刊行物) において、交通渋滞を測定するために利用した測定体系を指すものである。本契約期間中にサービス水準または LOS 測定が中止または改訂される場合、かかる改訂または置き換えが行われていなければ得られるはずの結果と実質的に同じ結果を得るために、これに取って代わる他の測定指数を用いる。LOS は、本有料道路の全要素 (インターチェンジ間の本線部分、ランプ、ランプの本線および交差道路との接続、ならびにウィーブ・ゾーンを含む) における通常の移動需要状況 (車両衝突事故、異常な気象状況、および IFA 指令もしくは承認された本コンセッショネアの本要請に帰し得る幹線道路建設ゾーンなど、経常的でない措置は除く) の期間中に、幹線道路能力マニュアル (またはサービス水準の基準を発表する後継刊行物) に記載された手順に従って決定する。

「レベレッジド・リース」は、本賃貸人が、本コンセッショネアの権益のうち本賃貸人が取得した権益の購入価格の一部を借り入れ、その権益の担保権をそれらの資金の貸主に付与した本賃貸借契約を意味する。

「LOC」は、第 2 条 3 項でこの用語に与える意味を有する。

「本損失」は、いずれかの者に関し、実際に当該者が被ったか当該者に生じた損失、債務、損害、罰金、請求金または現金払い費用、および証拠書類で証明される費用または経費を意味するが、特別、間接的および派生的損害、ならび偶発債務 (かかる債務が現実となるまで) は除く。

「M./W.B.E.s」は、第 11 条 6 項でこの用語に与える意味を有する。

「義務的拡張プロジェクト」は、第 5 条 5 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「重大な悪影響」は、全体として見た本有料道路の業務、財務状態または営業成績に対する重大な悪影響を意味する。ただし、下記のいずれかから生ずるか、いずれかに関連するか、またはいずれかの結果である影響は、単独でまたは合わせて、重大な悪影響を構成するかこれに寄与するとはみなされない。(i) 一般的な経済情勢またはその変動、(ii) 金融、銀行、通貨または資本市場の変動または状況 (米国または国際市場のいずれかで、金利の変動を含む)、(iii) 不動産、金融サービス、建設または有料道路業界の一部またはすべてに影響を与える状況、(iv) 効力発生日現在で本コ

ンセッシュョネアが実際に知っている既存の事象、出来事または事情、(v) 本契約により企図するか、または本契約の完成、履行もしくは公表、もしくは本契約により企図する取引に帰し得る作為、不作為、変更、結果、事情または状況、(vi) 本有料道路において本有料道路契約その他に従い当州またはその代表者が遂行する建設工事、または (vii) 本コンセッシュョネアまたはその代表者の過失、失当行為または悪意。

「測定日」は、クロージング日およびその後毎年6月30日を意味する。

「最低 LOS」は、第5条5項(b)号でこの用語に与える意味を有する。

「新契約」は、第18条5項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「通知期間」は、第12条4項(b)号でこの用語に与える意味を有する。

「相殺」は、第12条11項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「運営契約」は、本コンセッシュョネアが当事者であるかその他で本有料道路運営に関係する、随時有効な重要な合意、契約または確約（保証を含む）を意味するが、賃借地譲渡抵当およびこれに関連する融資書類は除く。

「運営契約および計画」は、第3条14項でこの用語に与える意味を有する。

「本運営基準」は、付属書2に記載する本有料道路の運営、保守、復旧、通行料金徴収および資本改良に適用される基準、規格、方針、手続きおよび手順を意味し、本運営基準に従い本コンセッシュョネアが IFA に提出する計画を含む。付属書2に記載するか言及により付属書2に組み込まれる条件または規定が、本契約に明記する条件または規定と対立する場合、本契約の当該条件または規定が優先し、対立する当該条件または規定に取って代わる。

「本運営者」は、第3条3項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「本契約当事者」は、本契約の一方当事者を意味し、「本契約両当事者」は、それらのすべてを意味する。

「1人あたり名目 GDP」は、米国商務省経済分析局により発表される「米国年間1人あたり国民総生産（経常ドル）」（季節調整なし）を意味する。特定の時点におけるかかる指標を用いるとき、当該特定の時点の直前の暦年の、米国商務省経済分析局により発表された「米国年間1人あたり国民総生産（経常ドル）」（季節調整なし）を用いる、として了解する。ただし、本契約期間中に1人あたり名目 GDP の測定が中止または改訂される場合、1人あたり名目 GDP が中止または改訂されていなければ得られるはずの結果と実質的に同じ結果を得るために、1人あたり名目 GDP に取って代わる他の指標または計算方法を用いる。

「容認される本コンセッシュョネアの負担」は、本有料道路に関し、次のものを意味する。(i) 第3条5項(a)号に従い異議を申し立てられている本負担（ただし、かかる争議により当該本負担の実施が実際に延期されている間に限る）。(ii) (A) まだ支払い期日が到来していないある請負人もしくはその他の者に支払うべき債務のリーエンもしくは担保権、(B) 制定法に基づくリーエン、預託金もしくはその他の非役務リーエン、または (C) 入札、請負見積もり、契約（借入金の返済に関するもの以外）もしくは賃貸借契約の制定法に基づく強制的義務もしくは遂行を担保するリーエン、預託金もしくは質権。または、同様の一般的性質の目的において、本有料道路運営の通常の業務過程で生じ、(A) 債務不履行がないか、または (B) 第3条5項(a)号に従い本コンセッシュョネアにより異

議を申し立てられている（ただし、かかる争議により当該本負担の実施が実際に延期されている間に限る）、上記のいずれか。(iii) 本有料道路の業務または本契約に基づく本コンセッションアの義務の履行の通常の過程で生ずる、未完了の材料業者、機械工、職人、修理業者、従業員、運送業者、倉庫業者またはその他類似の本負担であつて、(A) 債務不履行がないか、または (B) 第3条5項(a)号に従い本コンセッションアが異議を申し立てている（ただし、かかる争議により当該本負担の実施が実際に延期されている間に限る）もの。(iv) 制定法の規定によりいずれかの政府当局に留保されるか与えられる権利。(v) 本契約に基づき許可されるその他の本負担（賃借地譲渡抵当（およびこれに関する融資報告書）、ならびに本契約に基づき許可される融資に関連して生み出される本負担、および本拡張に関連して与えられる本負担など）。(vi) 労働者災害補償、失業保険、社会保障およびその他の政府の規定に関連して、通常の業務の過程で生じ、全体として本有料道路の使用、価値または運営を著しく損なわないリーエン。(vii) 当州もしくは当州を介して請求をする者が生み出し、引き受け、存在を許し、または当州もしくはかかる請求をする者に生ずる本負担。(viii) 有害物質の改善または放出に関連して生ずる、本有料道路の土地の将来の使用に対する合理的な制限。ならびに、(ix) 上記のいずれかの改正、延長、更新または置き換え。

「容認される IFA の負担」は、本有料道路に関し、次のものを意味する。(i) 本契約に基づく本コンセッションアの権利および権益。(ii) 第3条5項(b)号に従い当州または IFA が異議を申し立てている本負担（ただし、かかる争議により当該本負担の実施が実際に延期されている間に限る）。(iii) 本有料道路の業務または本契約に基づく IFA の義務の履行の通常の過程で生ずる、未完了の材料業者、機械工、職人、修理業者、従業員、運送業者、倉庫業者またはその他類似の本負担であつて、(A) 債務不履行がないか、または (B) 第3条5項(b)号に従い IFA が異議を申し立てている（ただし、かかる争議により当該本負担の実施が実際に延期されている間に限る）もの。(iv) 本有料道路の開発、使用もしくは運営に係る地役権、誓約、条件、通行権、もしくは区域指定制、建物、環境、衛生もしくは安全についての法（もしくはその他類似の留保、権利および制限）、または、本有料道路運営もしくは本契約に基づく本コンセッションアの権利および利益を著しく妨げないか、もしくは本コンセッションアの権益の価値を著しく損なわない本有料道路の権原のその他の瑕疵および異常。(v) 制定法の規定によりいずれかの政府当局（当州以外）に留保されるか与えられる権利（本箇条(v)のいかなる定めも、本契約に基づく IFA の義務または本コンセッションアの権利を制限せず、その他でこれらに影響を与えない、として了解し合意する）。(vi) 本契約に基づき許可されるその他の本負担。(vii) 本コンセッションアもしくは本コンセッションアを介して請求をする者が生み出し、引き受け、存在を許し、または本コンセッションアもしくはかかる請求をする者に生ずる本負担。(viii) 制定法の規定により IFA または当州に留保されるか与えられる権利（本箇条(viii)のいかなる定めも、本契約に基づく IFA の義務または本コンセッションアの権利を制限せず、その他でこれらに影響を与えない、として了解し合意する）。ならびに、(ix) 上記のいずれかの改正、延長、更新または置き換え。

「者」は、個人（その個人の相続人、受益者、遺言執行者、法律上の代表者または遺産管理人を含む）、法人、パートナーシップ、合併事業、信託、有限責任会社、有限責任パートナーシップ、株式会社、法人格のない社団もしくはその他の主体、または政府当局を意味する。

「適格者」は、(a) クロージングに先立ち本コンセッションアが IFA に提供し IFA が受け入れる適格者レターに列挙され、かつ／または (b) (i) アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、欧州連合の加盟国、もしくは移転人が設立されたか住居を定めた国の法に基づき住居を定めたか設立され、（かつ、適格者がアメリカ合衆国以外の国で設立されたか住居を定めている場合は、適格者もしくはその関連会社は、アメリカ合衆国で事業を営む権限を付与されており、）(ii) 自己の勘定で購入する、証券法のルール 144A で定義する「適格機関買主 (qualified institutional buyer)」たる投資家である者を意味する。

「適格者レター」は、クロージングに先立って IFA が受け入れた「適格者」としての資格を有

する者のリストを掲載する、本コンセッションネアから IFA への書簡を意味する。

「格付機関」は、Duff & Phelps, Inc.、Standard & Poor's Corporation、Moody's Investors Services, Inc. もしくは Fitch Investors Services, Inc.、またはこれらそれぞれの承継人のいずれかを意味する。

「本賃料」は、第 2 条 1 項でこの用語に与える意味を有する。疑義を避けるために述べれば、「本賃料」という用語は、(x) 第 2 条 1 項(b)号(i)で言及する賃貸借契約の賃料、(y)【訳注：(v)となっていますが、(x)と(z)の間なので(y)に修正しました。】第 2 条 1 項(b)号(ii)で言及する使用許可の供与の料金、および (z) 第 2 条 1 項(b)号(iii)で言及する譲渡の対価を含む。

「代替信用状」は、第 16 条 3 項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「報告年度」は、本契約期間中の 6 月 30 日に終わる各会計年度を意味するが、クロージング日が 7 月 1 日である場合を除き、最初の報告年度は、クロージング日に始まり次の 6 月 30 日に終わる部分的な年とし、最後の報告年度は、当該報告年度の 7 月 1 日に始まり終了日に終わる部分的な報告年度とする。

「代表者」は、いずれかの者に関し、当該者が法律上その責任を負うところの取締役、役員、従業員、職員、貸主（もしくは貸主に代わって行動する代行者もしくは受託者）、パートナー、メンバー、所有者、代行者、弁護士、会計士、監査人、専門アドバイザー、コンサルタント、エンジニア、請負人、その他の者、または当該者のその他の代表者、および当該者がその「代表者」として指名する専門アドバイザー、コンサルタントまたはエンジニアを意味する。

「求められる付保範囲」は、第 13 条 1 項でこの用語に与える意味を有する。

「本修復」は、第 13 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「修復資金」は、第 13 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「復帰日」は、終了日の直後の日を意味する。

「地方エリア」は、本有料道路が走っている、都市エリアでない地理的領域を意味する。

「証券法」は、改正された 1933 年米国証券法を意味する。

「略式賃貸借契約」は、第 2 条 6 項でこの用語に与える意味を有する。

「当州」は、インディアナ州政府の行政および立法部門（またはその省、官庁もしくは機関）を意味する。

「税金」は、いつであれ納付義務のある、取り立てられ、徴収され、源泉徴収され、または査定される、連邦、州、地方または外国の所得税、総受取金税、免許税、給与税、雇用税、物品税、資源分離税、印紙税、営業税、保険料税、偶発利益税、環境税（改正された 1986 年内国歳入法典の第 59 条 A に基づく税金を含む）、関税、許可手数料税、資本税、特別事業税、収益税、源泉徴収税、社会保障税（もしくはこれに類似する税）、失業税、就労不能税、不動産税、動産税、売上税、使用税、譲渡税、登録税、付加価値税、選択分離課税もしくは追加ミニマム税、見積もられたもしくはその他の税金、取り立て、賦課金、印紙税、輸入税、手数料、源泉徴収または類似のあらゆる賦課を意味し、異議申し立てがあるか否かを問わず利息、罰金または追徴税を含み、各場合において公益事業サービス料金または賃料を含む。

「税制上の優遇措置」は、第 12 条 10 項(c)号でこの用語に与える意味を有する。

「本契約期間」は、第 2 条 1 項で言及する賃貸借契約および使用許可の期間を意味する。

「解除損害賠償金」は、第 14 条 2 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「第三者請求」は、本契約当事者でなく本契約当事者の関連会社でもない者が被補償当事者に対して主張する本請求を意味する。

「スルートルリップ」は、本有料道路の全長をいずれかの方向に移動することを意味する。

「クロージング時」は、クロージング日の午前 10 時（インディアナポリス時間）、または IFA と本コンセッションネアが書面で合意するクロージング日のその他の時刻を意味する。

「権原確約書」は、第 2 条 4 項(a)号(i)でこの用語に与える意味を有する。

「通行料金収入」は、第 7 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「本有料道路」は、(i) 本有料道路の土地、および (ii) 本有料道路施設を意味する。

「本有料道路の可動資産」は、付属書 2.1(a)で定める本有料道路での営業に関連して使用する IFA の動産を意味する。

「本有料道路債券」は、(i) 元本総額 256,970,000 ドルで発行される 1985 年 9 月 1 日付のインディアナ州有料道路金融局有料道路収入借換債券 1985 年シリーズ、(ii) 元本総額 184,745,000 ドルで発行される 1987 年 2 月 15 日付のインディアナ州有料道路金融局有料道路収入借換債券 1987 年シリーズ、および (iii) 元本総額 134,795,000 ドルで発行される 1996 年 10 月 1 日付のインディアナ州交通金融局有料道路収入借換債券 1996 年シリーズを意味する。

「本有料道路使用許可価額」は、一定の日における本コンセッションネアの権益の公正市場価額を意味し、該当する不都合な措置または IFA の不履行が発生した時点で、本有料道路の合理的に予見し得る改良、ならびにその運営、交通および収入を考慮に入れて、類似の資産の評価において全国的に認められており IFA および本コンセッションネアに受け入れられる第三者評価人による評価書に従い、(当該不都合な措置または IFA の不履行の結果は考慮せずに) 決定する。ただし、本有料道路使用許可価額は、いかなる場合も、終了日におけるすべての賃借地譲渡抵当債務およびその返済または履行に関係する損耗費の金額を下回らない。本契約一方当事者が評価人の任命を要請した後 30 日以内に本契約両当事者がかかる 1 人の評価人について合意できなかった場合、IFA と本コンセッションネアはそれぞれ、1 人の独立の第三者評価人を任命し、かかる両評価人は、上述の評価を行う第 3 の独立の第三者評価人を共同で選定するよう指示される。本契約両当事者【訳注：文脈から考えて、the parties は the Parties に修正して訳しました。】はそれぞれ、評価の費用および経費の 50%を支払う。

「本有料道路契約」は、IFA または当州が当事者である、本有料道路の運営に関する契約を意味し、譲渡本有料道路契約を含む。

「本有料道路施設」は、本有料道路の土地に現在所在しているか、または今後組み立てられ、建設され、もしくは置かれる建物、構造物、施設またはその他の改良を意味する。

「本有料道路の土地」は、法に基づき権原確約書に記載する不動産の区画、および本契約に基づき企図する本拡張のために使用する土地を意味し、本有料道路運営に必要な不動産のすべての区画を含む。

「本有料道路法」は、本契約の背景事実の説明部分でこの用語に与えた意味を有する。

「本有料道路運営」は、(i) 本有料道路の運営、管理、保守、建設、復旧および通行料金徴収、ならびに (ii) 本契約または本運営基準に従い本コンセッショネアによりまたは本コンセッショネアのために遂行される本有料道路その他に関するその他すべての措置を意味し、ベンダーに関するすべての措置を含む。

「本有料道路収入」は、第 7 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「本有料道路サービス」は、本コンセッショネアが本契約に基づく使用許可の被供与者としての立場で一般の人々に提供するサービスを意味する。

「通行料金システム」は、通行料金構造、ならびに通行料金収入の徴収に関する設備および施設を意味する。

「通行料金徴収規則」は、付属書 7.1に記載する本有料道路の通行料金徴収に関する要件を意味する。

「交通調査 (書)」は、第 5 条 5 項(b)号でこの用語に与える意味を有する。

「本取引」は、第 2 条 1 項でこの用語に与える意味を有する。

「本移転」は、売却、移送、譲渡、委嘱、転貸、譲渡抵当の設定、負担、移転、またはその他の処分を意味する。

「被移転人」は、第 17 条 1 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

「都市エリア」は、連邦幹線道路局 (Federal Highway Administration)、当州および該当する現地政府当局者により承認された直近の調整済み都市エリア境界マップに記載されたとおりの、調整済み都市エリア境界内にある本有料道路が走っている領域を意味する。効力発生日現在または交通調査が行われた時点で都市エリアとして指定された、本有料道路が走っている領域は、本契約の適用上、その後は都市エリアとみなされる。効力発生日現在、本有料道路の次のマイル標が都市エリアに設置される。マイル標 1 から 27 まで、マイル標 71.6 から 81.5 まで、およびマイル標 89.5 から 93.0 まで。

「ベンダー」は、本有料道路で本有料道路の利用者に物品またはサービスを提供するために、本コンセッショネアとの契約または合意 (書面か口頭かを問わない) に従う第三者を意味する。

「ベンダー収入」は、第 7 条 3 項(a)号でこの用語に与える意味を有する。

第 1 条 2 項 数および性 本契約において、単数の語は複数を含み、複数の語は単数を含み、1 つの性の語はすべての性を含む。

第 1 条 3 項 見出し 本契約を条、項およびその他の下位区分に分割しているのは、もっぱら参照の便宜のためであり、本契約の解釈には影響を与えない。本契約の見出しは、それらが言及し

ている本文の完全なまたは正確な説明とすることを意図するものではなく、本契約の一部とはみなされない。

第1条4項 本契約への言及 「本契約において (herein)」、「本契約により (hereby)」、「本契約の (hereof)」、「本契約に (hereto)」および「本契約に基づく (hereunder)」という語、ならびに類似の意味を有する語は、本契約の特定の一部ではなく全体としての本契約に言及するものである。「条」、「項」、「号」、「文」、「箇条」および「付属書」という語は、本契約の特定の条、項、号、文、箇条または付属書を意味し、これらを指している。

第1条5項 者への言及 本契約においていつであれいずれかの者に言及するとき、それは当該者の認められた承継人および譲受人も指す。

第1条6項 「含む」の意味 本契約において、「含む (include、includes または including)」は、それぞれ「含むがこれに限定しない (include without limitation、includes without limitation および including without limitation)」を意味し、「含む」の後に来る語は、網羅的に列挙しているとはみなされない。

第1条7項 「裁量」の意味 本契約において、いずれかの者に関する「裁量 (discretion)」という語は、明確に修正された場合を除き、当該者の唯一かつ絶対的な裁量を意味する。

第1条8項 「通知」の意味 本契約において、「通知」という語は、別段明記する場合を除き「書面の通知」を意味する。

第1条9項 同意および承認 別段明記する場合を除き、本契約の規定がいずれかの本契約当事者の承認または同意を求めるか、定めるか、または許可するときはいつでも、かかる承認または同意およびその要請は書面で行わなければならない（本契約他方当事者が書面で適用を除外する場合は除く）。

第1条10項 業界での意味 本契約で別段定義する場合を除き、よく知られた業界での意味を有する語または略語は、それらの意味に従い本契約で用いる。

第1条11項 法 既存の法または将来の法により本契約に挿入することを求められる規定は、それらが本契約に現れるか否かにかかわらず本契約に挿入したとみなし、または、いずれかの本契約当事者による申請に基づき、それらを挿入するために本契約を改正する。ただし、いかなる場合も、本契約に署名をする前または後で当該規定を挿入しないことにより、当該規定の実施は不可能とはならない。別段明記する場合を除き、ある法に言及するとき、それは、(i) 随時改正されるその法、(ii) 当該法に関係するか当該法に従い公布されるすべての規則および規定、ならびに (iii) 同じまたは類似の主題に関する将来のすべての法を指すとみなす。本契約のいかなる定めも、法を制定、運用、適用および実施する当州の権利および権限を無力にせず、その他で妨げない。不都合な措置を除き、または適用法もしくは本契約に従い賠償もしくはその他の救済が別段利用できるか定められている場合を除き、本コンセンションは、当州による法の【訳注：enforcement の後に of を補いました。】制定、運用、適用または実施の結果として、いかなる賠償またはその他の救済も主張するまたは受ける権利を有しない。

第1条12項 通貨 別段明記する場合を除き、本契約における金額または金銭のすべての言明またはこれらへの言及は、アメリカ合衆国の法定通貨を指している。

第1条13項 一般に受け入れられている会計原則 本契約で用いるすべての会計および財務用語は、明確な相違する定めがある場合を除き、そのときアメリカ合衆国において一般に受け入れ

られている会計原則に従い解釈し適用し、かかる会計原則が一貫して適用される。

第 1 条 14 項 時間の計算 本契約の適用上、日単位の期間は、その期間を開始させた事象の後最初の日に始まり、その期間の最終日の午後 5 時（インディアナポリス時間）に終わるとみなされる。ただし、期間の最終日が営業日に当たらない場合、その期間は、翌営業日の午後 5 時（インディアナポリス時間）に終わるとみなされる。

第 1 条 15 項 IFA および当州による承認、同意および遂行

(a) **手順** 本契約の規定が、本契約により企図するいずれかの措置、者、文書、予算、リスト、計画またはその他の事項の IFA または当州による承認または同意を求めているか、定めているか、または許可している場合、次の規定が適用される。(i) 承認または同意のかかる要請は、(1) 当該承認または同意に要する合理的に十分詳細な証拠書類または情報を含むか添付し、(2) 当該承認または同意がそれに関して求められているところの事項をはっきり記載し、(3) 承認または同意の当該要請を含む通信書簡の唯一の主題であり、(4) 当該承認または同意が求められているということをはっきり述べる。(ii) IFA は、(かかる規定が、当該承認または同意は不合理にもしくは専断的に差し控え、条件を付け、もしくは遅延させ、または IFA の裁量に委ねられることがあると定める場合を除き、)承認または同意を要請する通知を本コンセッションネアにより与えられた後本契約で定める期間内に（または期間の定めがない場合は 45 日以内に（IFA はかかる期間をさらに 15 日追加する権利を有する））同意または承認をするか、同意または承認を差し控えるか、いずれかを本コンセッションネアに通知で知らせ、後者の場合には、同意または承認を差し控える理由を合理的に詳細に述べる。かかる理由として、合理的に行動する IFA が判断するところでは、提供された情報または証拠書類が不十分である点を挙げることができる。(iii) 本第 1 条 15 項(a)号の簡条(ii)で述べた返答通知が、IFA は承認または同意をしないと述べるものである場合、本コンセッションネアは、その返答通知で述べられた IFA の異論を解消するために必要ないかなる処置も講ずることができ、その上で承認または同意のかかる要請を随時再提出することができ、本第 1 条 15 項の規定は、IFA の承認または同意が最終的に得られるときまで再度適用される。(iv) 本第 1 条 15 項(a)号の簡条(iii)で述べた不承認または同意の差し控えがその後却下された場合、当該承認または同意は、当該却下の最終決定の日に与えられたとみなす。(v) 疑義を避けるために述べれば、同意または承認を差し控え、条件を付け、または遅延させたことが不合理であったか否かについての紛争は、第 19 条の規定に従い解決する。

(b) **IFA の権限** 本契約が、IFA によりある行為が取られるもしくは遂行される、または承認もしくは同意が与えられることになると定める場合はいつでも、IFA に加えて知事により、または知事が当該権限を委嘱した当州の機関の長により、かかる行為が取られるか遂行され、または承認もしくは同意が与えられることがあり、本コンセッションネアはすべての点においてこれに依拠することができる。

(c) **承認された文書** 本契約のその他の規定に従い、本契約において何らかの文書、提案書、証明書、計画、図面、規格書、契約書、予算、日程、報告書、またはその他のあらゆる証書（「本文書」という）に関し、承認または同意が求められる場合、かかる承認の後では、本第 1 条 15 項の規定に従いさらに承認を得ない限り、いかなる形であれ当該本文書は改正、補足、置き換え、改訂、修正、改変または変更してはならない。

第 2 条 取引、クロージング、停止条件、誓約

第2条1項 賃貸借契約の供与 本契約の約定に基づき条件に従い、クロージング時をもって (a) 本コンセッションネアは、正確に 3,800,000,000.00 ドル（「本賃料」という）を現金で IFA に支払う。(b) クロージング日に始まりクロージング日の 75 年後の応当日（または遅延事象の発生に関連して本契約の条件に従い求められるこれより遅い日）に満了となる期間（「本契約期間」という）中、IFA は、(i) 本契約の定めに従い早期に解除される場合を除き、許可された IFA の負担以外に本負担が一切ない状態で本有料道路の土地および本有料道路施設に賃借権を設定し、これらを本コンセッションネアに賃貸し、(ii) 本契約期間中、本有料道路サービスを提供するための、かつこれに関連して、幹線道路の目的で、またその他の点では本契約に従い本有料道路を運営し、管理し、維持し、復旧し、通行料金を徴収するための、独占的な特別許可およびライセンスを本コンセッションネアに供与し、(iii) 本有料道路の可動資産および譲渡された有料道路契約のそれぞれを本コンセッションネアに譲渡し、移転し、その他で移送し、または関連する当州の機関をして本コンセッションネアに譲渡させ、移転させ、その他で移送させ、本コンセッションネアは、かかる賃借権設定、賃貸借、供与、譲渡、移転および移送のそれぞれを受け入れる（合わせて「本取引」という）。

第2条2項 クロージング

(a) 本取引のクロージング（「クロージング」という）は、2006 年 6 月 30 日、または IFA と本コンセッションネアが書面で合意するその他の日（「クロージング日」という）に行う。クロージングは、Ice Miller LLP のオフィス（One American Square, Suite 3100, Indianapolis, Indiana 46282-0200）または IFA と本コンセッションネアが書面で合意するその他の場所で行う。クロージング時に本コンセッションネアは、本賃料の金額（本コンセッションネアが第2条3項(a)号に従い先に支払った預託現金（およびその利息）の金額を差し引く）の同日資金を、本コンセッションネアの權益に対する全額支払いとして電信振替で IFA に引き渡すか引き渡されるようにし、当該支払金が受領されたときに本取引は効力を生ずる。前の文で述べた資金を受領したとき、IFA は、本コンセッションネアの指示に従い LOC があればそれを直ちに取り返し返却する。

(b) 引き受ける債務に関するすべての請求金、費用および経費は、クロージング日のクロージングの時点で、1 年を 365 日としてその月の実際の日数（およびクロージング日に経過した時間）に基づき、IFA と本コンセッションネアとの間で比例配分し、かかる比例配分の結果必要となる支払いは、これに応じて本賃料に追加するか本賃料から差し引く。本第2条2項(b)号に基づき比例配分するいずれかの科目について、クロージングのときに最終的な比例配分を行うことができない場合、IFA と本コンセッションネアは、収入計算書、インボイスまたは請求書が入手可能となり次第、当該科目を公正かつ公平に割り振り、最終調整はクロージング日の後合理的に可能な限り速やかに行う。IFA と本コンセッションネアは、最終的な比例配分を確認するために他方当事者の帳簿を入手する合理的な機会、ならびにかかる帳簿を閲覧し監査する権利を有する。

第2条3項 預託

(a) IFA は、本賃料の 10% に等しい総額の現金（「預託現金」という）または本契約の日から少なくとも 180 日間の 1 通もしくは複数通の信用状（「LOC」という）を本コンセッションネアから受領したことを認め、これを下記の(b)号で述べる唯一の目的で保有する。IFA は、預託現金を本預かり人に預け、本預かり人は、クロージングを待つ間、当該金額を適格投資に使う。

(b) IFA が第2条4項(d)号(iv)に従い本契約を解除する場合、IFA は、(x) 預託現金およびこれについて得たすべての利息を保持するか、または (y) 本コンセッションネアに通知をせずに、一覧払い為替手形、および IFA が LOC に基づき当該一覧払い為替手形の金額を引き出す権利を有することを確認する証明書を提示して、LOC の全額を直ちに引き出す権利を有し、IFA は、LOC の収益のすべてを保持する権利を有する。各場合においてこれらは、本契約に基づく本コンセッションネアに対する IFA の唯一の救済手段または権利として有するものとする（この限定

は、詐欺または故意の不実表示の場合には適用されない)。ただし、本契約がその他の理由で解除される場合、IFA は、預託現金およびこれについて得たすべての利息を返還するか、または本コンセッションネアの合理的な指示に従い LOC を引き渡し、LOC を取り消すことに同意する。各場合においてこれらは、当該解除後直ちに行う（この限定は、詐欺または故意の不実表示の場合には適用されない）。本コンセッションネアによる詐欺または故意の違反が関係する場合を除き、預託現金を保持するか LOC を引き出す IFA の権利は、約定された損害賠償とすることを予定しており、これを構成し、IFA へのその支払いにより、すべての点において IFA の権利および救済手段は終了する。

(c) クロージングのときに第 2 条 4 項(a)号、(b)号および(c)号で定める条件を満たしている場合、IFA は、本賃料に充てる貸方額として預託現金を引き出す権利を有する。

第 2 条 4 項 停止条件、解除

(a) **本コンセッションネアのための条件** 本コンセッションネアは、クロージング時またはその前に下記の条件のそれぞれが完全に満たされた場合に限り、クロージングを完了する義務を負う。ただし、本コンセッションネアがかかる条件の適用を除外した場合はこの限りでない。(i) 第 9 条 1 項で述べる IFA の表明および保証は、本契約の日現在ですべての点において真正かつ正確であり、クロージング時現在で当該日時に行われたかのように同じ効力を有する。ただし、(1) その条件によりもっぱら本契約の日またはその他の日現在で適用される表明および保証は、もっぱら当該日現在で真正かつ正確であることを要し、(2) 表明および保証が真正または正確でないとしても、個別にまたは全体として重大な悪影響を及ぼしておらず、合理的に考えて及ぼしそうにない場合は許される。(ii) IFA は、クロージング時またはその前に IFA が遂行または順守すべき本契約に含まれる IFA 側の重要な誓約について重大な違反をしてはならない。(iii) IFA は、通行料金収入または本有料道路から支払われこれらにより担保されるクロージング時において未済のすべての債務（未済の本有料道路債券すべてを含む）について、クロージング日に当該債務が法に基づき無効とされ、当該債務証書が発行され担保されているところの文書に基づきもはや未済として扱われないように、全額支払いの準備に十分な資金を本賃料から預託する手配をしておく。また IFA は、かかる債務を保証する一切の担保権および担保物件がクロージング時現在で完全に解除されるという、IFA が合理的に納得する証拠を本コンセッションネアに提供してある。(iv) IFA は、容認される IFA の負担および容認される本コンセッションネアの負担（用語「容認される本コンセッションネアの負担」の定義の簡条(iv)または簡条(vii)に明記する容認される本コンセッションネアの負担以外）のみに服し、IFA が本有料道路に対する権原を有していることを証明する ALTA (1992) Owner の権原保険証券の確約書（「**権原確約書**」という）を本コンセッションネアの費用負担で入手し、本コンセッションネアに引き渡してある。(v) 通行料金徴収規則は、効力が発生している。(vi) IFA は、(A) 実質的に付属書 2.4(a)として本契約書に添付する書式の IFA の法律顧問の意見書、および (B) 第 10 条 2 項により企図する禁反言証書を本コンセッションネアに引き渡してある。かつ、(vii) 本有料道路の運営および保守に関する IFA とインディアナ州交通局との 1985 年 9 月 1 日付賃貸借契約は解除されており、その後は効力を有しない。

(b) **IFA のための条件** IFA は、クロージング時またはその前に下記の停止条件のそれぞれが完全に満たされた場合に限り、クロージングを完了する義務を負う。ただし、IFA がかかる条件の適用を除外した場合はこの限りでない。(i) 第 9 条 2 項における本コンセッションネアのすべての表明および保証は、本契約の日現在ですべての点において真正かつ正確であり、【訳注：文脈から考え、また(a)における同様の記載に照らし、at and as of the Time of Closing の前に and を補いました。】クロージング時現在で当該日時に行われたかのように同じ効力を有する。ただし、(1) その条件によりもっぱら本契約の日またはその他の日現在で適用される表明および保証は、もっぱら当該日現在で真正かつ正確であることを要し、(2) 表明および保証が真正また

は正確でないとしても、個別にまたは全体として、本契約により企図する取引を完成させるか本契約に基づく義務を遂行する本コンセッションネアの能力に重大な悪影響を及ぼしておらず、合理的に考えて及ぼしそうな場合は許される。(ii) 本コンセッションネアは、クロージング時またはその前に本コンセッションネアが遂行または順守すべき本契約に含まれる本コンセッションネア側の重要な誓約について重大な違反をしてはならない。(iii) 本コンセッションネアまたは本運営者は、クロージング後に本運営者が雇用するために、現在本有料道路で仕事をしており当該職位を志願したすべての者の面接を誠実に行った（または各従業員にかかる面接を受ける機会を与えた）。かつ、(iv) 本コンセッションネアは、実質的に付属書 2.4(b)として本契約書に添付する書式の、本コンセッションネアの法律顧問の法律意見書を IFA に引き渡してある。

(c) **双方の条件** IFA および本コンセッションネアは、クロージング時またはその前に下記の停止条件のそれぞれが完全に満たされた場合に限り、クロージングを完了する義務を負う。ただし、IFA および本コンセッションネアの両者がかかる条件の適用を除外した場合はこの限りでない。(i) 本取引の完成を差し止めるか妨げる、予備的もしくは終局的差止命令もしくは暫定的禁止命令もしくはその他の命令、または法に基づくその他の制限もしくは禁止はなく、(ii) 本取引の完成を違法にする、管轄権を有する政府当局が講じた措置、またはかかる政府当局が制定、開始、実施し、もしくは本取引に適用されるとみなす法はない。

(d) **解除** 本契約は、クロージングの前であればいつでも次のおり解除することができる。

(i) IFA と本コンセッションネアの証書での合意により、

(ii) (A) 管轄権を有する政府当局が、本取引を永続的に制限し、差し止め、またはその他で禁止する命令、布告もしくは通達を出したか、またはその他の措置を講じ、かかる命令、布告、通達またはその他の措置が最終決定となり上訴となった場合（ただし、本契約のいずれかの規定を順守しなかったことが、かかる措置の原因であったかかかる措置に帰着したところの本契約当事者は、本第 2 条 4 項(d)号(ii)に基づき本契約を解除する権利を利用することはできない）、または (B) クロージングが 2006 年 6 月 30 日の午後 11 時 59 分（インディアナポリス時間）現在で行われていない場合に、IFA または本コンセッションネアのいずれかが本契約他方当事者に通知をすることにより、

(iii) 第 2 条 4 項(a)号で定める条件がクロージング時に満たされていない場合、本コンセッションネアが IFA に通知をすることにより。ただし、本コンセッションネアが本契約のいずれかの規定を順守しなかったことが、当該条件を満たしていない原因であったか、満たさないことに帰着した場合は、本コンセッションネアは、本第 2 条 4 条(d)号(iii)に基づき本契約を解除する権利を有しない。または、

(iv) 第 2 条 4 項(b)号で定める条件がクロージング時に満たされていない場合、IFA が本コンセッションネアに通知をすることにより。ただし、IFA が本契約のいずれかの規定を順守しなかったことが、当該条件を満たしていない原因であったか、満たさないことに帰着した場合は、IFA は、本第 2 条 4 条(d)号(iv)に基づき本契約を解除する権利を有しない。

(e) **解除の効果** IFA または本コンセッションネアのいずれかが第 2 条 4 項(d)号の定めに従い本契約を解除する場合、本契約は即刻無効となり、IFA もしくは本コンセッションネアまたはそれらそれぞれの代表者の側に責任または義務は一切ないが、第 2 条 3 項(b)号、本第 2 条 4 項(e)号、第 12 条、第 19 条および第 20 条で定める場合はこの限りでなく、またいずれの本契約当事者も、本契約の違反から生ずる責任または損害賠償から解放されず、これらを免除されない（ただし、第 2 条 4 項(d)号(iv)に従う IFA による本契約の解除に関しては、第 2 条 3 項(b)号

を条件とする)。本コンセッショネアが第2条4項(d)号(iii)に従い本契約を解除する場合、IFAは、本賃料の見込まれた融資に関連して取り結んだヘッジ協定の解消に関連する費用を含むがこれに限らず、本契約により企図する取引に関連して効力発生日の後で本コンセッショネアに生ずる現金払い費用のすべてについて本コンセッショネアに賠償をする。第2条4項(d)号(i)、(ii)または(iii)に従う解除の場合、預託現金は本コンセッショネアに返還し、預託がLOCの形をとっている限りにおいて、かかるLOCの表示を削除して本コンセッショネアに返還する。

第2条5項 誓約

(a) 協力 本契約の日からクロージング時まで、本契約両当事者は、クロージングがクロージング日に完了することを可能にするために互いに協力し合う。

(b) 合理的な努力 本契約の日からクロージング時まで、本契約各当事者は、(i) 実行可能な限り速やかに本取引を完成させるために必要なすべての措置を講じ、または講じさせ、(ii) 本取引の完成に関連して当該本契約当事者が入手するまたは行うことを求められる政府当局またはその他公的もしくは私的第三者の本同意を得る（また、かかる本同意を得るために本契約他方当事者と協力する）ため、合理的なあらゆる努力をする。本契約各当事者は、上記に関連する本契約両当事者のいずれかによるかかる努力または本契約両当事者のいずれかに課される要件に関し、速やかに本契約他方当事者と協力をし、速やかに本契約他方当事者に情報を提供する。

(c) 差止命令 管轄権を有するいずれかの政府当局が、クロージングを禁止するかまたは著しく制限もしくは妨害する予備的もしくは終局的差止命令もしくは暫定的禁止命令またはその他の命令をクロージング時の前に下した場合、本契約各当事者は、可能な限り速やかに、いかなる場合もクロージング時に先立ち、かかる差止命令、布告または命令を解消するかその他で排除するために合理的なあらゆる努力をする。本(c)号に従い講じた措置によりいずれかの本契約当事者に生じた一切の費用は、当該差止命令、禁止命令またはその他の命令がその本契約当事者に関して記録されたところの本契約当事者が負担する。

(d) 本有料道路の運営 本契約の日からクロージング時まで、IFAは、過去の慣行と合致するように通常の方法で本有料道路を運営させ、本有料道路の信用を維持し、本有料道路と業務取引をしている顧客、供給業者およびその他の者との良好な取引関係を維持し、過去の慣行に従い本有料道路の可動資産を普通の運用および修理状態に保ち（通常の磨耗は除く）、譲渡本有料道路契約に基づくIFAの義務のすべてをすべての重要な点において履行し、譲渡本有料道路契約となる重要な追加の契約を締結せず、クロージング日までに履行されない（またはクロージング日の後で除外する債務としてIFAが保持する）負債または本負担を生じさせず、本有料道路がすべての重要な点においてすべての適用法に従い運営されるようにする（不順守が適切な手続きにより誠実に争われている範囲は除く）ために合理的なあらゆる努力をする。これらはすべて、継続企業としての本有料道路が損なわれず、クロージングのときに本契約の日現在の状態より著しく悪くない状態で本コンセッショネアに賃貸するためである。IFAはクロージング時まで（同時点を含む）本有料道路におけるまたは本有料道路により生み出される現金または現金同等物のすべてについて権利を有する、として了解し合意する。上記を限定することなくIFAは、本コンセッショネアが同意しない限り（かかる同意は、不合理に差し控え、条件を付け、または遅延させてはならない）、本契約の日の後、クロージング時より前に（または、本契約で企図するとおり本コンセッショネアに譲渡または移転されていない譲渡本有料道路契約の場合は、当該譲渡または移転が完了する前に）、譲渡本有料道路契約または本有料道路に関する本授權の条件を解除、改正、修正してはならず、かかる条件の適用除外に同意してはならない。

(e) **保険証券** IFA は、本有料道路に関して掛けられた適用される保険の証券すべての効力を、本契約の日からクローリング時まで維持させる。クローリング時で、かかるすべての保険証券は終了し、本コンセッショネアは、本契約の条件に従い本有料道路について保険を掛ける責任を負う。

(f) **変更の開示**

(i) 本契約の日からクローリング時まで、本契約各当事者は、第9条に含まれる表明または保証のいずれかに重要な点において相反する当該本契約当事者が知った事項を、直ちに本契約他方当事者に開示する。

(ii) 本契約の日からクローリング時まで、IFA は、本契約に含まれる表明、保証、誓約または義務の違反を構成することになる事項を是正するための一または複数の補足または改正など、本契約の付属書を補足または改正することができる。かかる補足または改正は、第2条4項(a)号の目的またはその他の目的において、表明を変更するまたは違反を改めるものとはみなされない。

(g) **情報へのアクセス** 本契約の日からクローリング時まで、ただし、いずれかの者に関し IFA に対して拘束力を有する守秘義務を前提として（本コンセッショネアがその情報およびその影響を評価できるように当該情報が本コンセッショネアに開示された場合）、IFA は、(i) 安全およびセキュリティに関する IFA および当州の方針および規則を前提として、通常の営業時間中、合理的な通知をしたときに本有料道路への合理的なアクセスを本コンセッショネアおよびその代表者に与え、(ii) 本コンセッショネアおよびその代表者に、それらが合理的に要請する検査を行うことを許可し、(iii) 本コンセッショネアおよびその代表者に、それらが随時合理的に要請する本有料道路に関する入手可能な財務および営業データならびにその他の情報を提供する。本コンセッショネアは、Macquarie Infrastructure Trust (I) および Macquarie Infrastructure Trust (II)の責任主体としての Macquarie Infrastructure Investment Management Limited、Macquarie Infrastructure Bermuda Limited および Cintra Concesiones de Infraestructuras de Transporte, S.A.と IFA との 2005 年 10 月 26 日付の機密保持契約の条件の範囲で、かかる条件に従い、本有料道路に関するすべての文書および情報を極秘とし、本コンセッショネアの代表者をして極秘とさせる。クローリング日の後、本コンセッショネアは IFA の要請に応じ、本有料道路に関する事象または事情に基づき第三者によりまたは第三者を相手取り提起された請求または訴訟について合理的な援助を提供し、これに関して本コンセッショネアは、(A) 情報または文書の収集において合理的な援助を提供し、(B) IFA が合理的に要請するときに本コンセッショネアの従業員がそれらを手に入れるようにする。

(h) **移行** 本契約の日からクローリング時まで、本契約両当事者は、クローリング時に本有料道路の支配、運営、管理、保守、復旧および通行料金徴収が整然と移行されることを確実にするために、互いに協力し合う。本コンセッショネアの要請に応じ IFA は、クローリングの 18 ヶ月後まで、主な責務が本有料道路に関係するものである職員のうち、本コンセッショネアの従業員とはならず IFA または当州にとどまる者の役務（または、かかる目的で配属される IFA もしくは当州のその他の職員の役務）を本コンセッショネアに提供する（または当州をして提供させる）。かかる役務はすべて、IFA が合理的に決定するとおりの、当該職員に割り振ることができる人件費および関係する間接費など、IFA（または場合に応じ当州）の実費に等しい金額を対価として提供される。かかる金額は、各月の末後合理的に実行可能な限り速やかに本コンセッショネアに請求し、IFA と本コンセッショネアが合意する計算書の受領から 30 日以内に、同じく合意するその他の合理的な条件により本コンセッショネアが支払うべきものとなる。本契約期間中、本コンセッショネアおよび本事業者は、本有料道路の職位について、その職位に適しており（場合に応じ本コンセッショネアまたは本運営者の単独の裁量で決定する）、

提示された条件でその職位を受け入れることに異存のないインディアナ州住民を、優先的に雇用する。

(i) **クロージング前の偶発損失** クロージング時の前に本有料道路の一部に重大な偶発損失、損壊または損傷が生じ、本契約が第2条4項(d)号に基づき解除されていない場合、IFAは随意に次のことを行う。(i) 本有料道路のうち影響を受けた部分を、当該偶発損失、損壊または損傷が発生する前と少なくとも同じ状態に修復するために速やかにかつ入念に修理し再建する。(ii) 本有料道路のうち影響を受けた部分を、当該偶発損失が発生する前と同じ状態に修復するためにクロージング日の前に修理および／または再建することができない場合、IFAは、合理的に考えてクロージング日の前に完了できる修理または修復を行い、かつ、本コンセッションニアが合理的に承認することを前提としてクロージング時の後にIFAの費用負担でかかる修理または修復の取り組みを完了するための計画を、クロージング日の前に本コンセッションニアに提供しており、かかる計画に従い当該修理または修復を完了する。(iii) 本有料道路のうち影響を受けた部分を修理し再建する権限を本コンセッションニアに付与し、かかる場合にIFAは、かかる偶発損失、損壊または損傷に関し第三者保険業者またはその他の第三者により支払われるべきすべての保険金およびその他の収益を本コンセッションニアに譲渡し、第三者保険業者との該当する保険証券に基づくIFAの権利、救済手段および特権のすべてを（本コンセッションニアの協力を得て）実施する。ただし、かかる保険金およびその他の収益が、本有料道路のうち影響を受けた部分を修理し再建し、偶発損失、損壊または損傷が発生する前と少なくとも同じ状態に修復するには十分でない限りにおいて、IFAは、差額を本コンセッションニアに払い戻す。IFAは、本第2条5項(i)号により求められる修理または修復に関するすべての使用許可賠償金を本コンセッションニアに支払う。

第2条6項 略式賃貸借契約 クロージング時に本契約両当事者は、本契約両当事者が合理的に合意する書式の略式賃貸借契約書（「略式賃貸借契約」という）を作成し受け渡し、これをレイク郡、ポーター郡、ラポータ郡、セントジェゼフ郡、エルクハート郡、ラグランジュ郡およびスチューベン郡のそれぞれの登記所で登録する。登録された略式賃貸借契約に記載した本契約期間、賃貸借物件またはその他の重要事項に関し本契約を変更する場合、本契約両当事者は、登録された略式賃貸借契約のかかる変更を反映した改正版を作成し、受け渡し、登録する。本契約両当事者は、本契約自体を登録しないことで合意する。

第2条7項 クロージング納入物 クロージング時に本契約各当事者は、本契約他方当事者の意見によれば本取引を実行するために合理的に必要な（当該本契約他方当事者が合理的に納得する書式および内容の）すべての資産、契約、売渡証書、譲渡証書、是認書、証書および文書を作成し受け渡す。

第2条8項 連邦および州所得税上の予定された取り扱い 本契約は、米国連邦および州所得税制上、本有料道路施設および本有料道路の可動資産の本コンセッションニアへの売却、ならびに、改正1986年内国歳入法典の第197条(d)(1)(D)および(E)、ならびにこれらに基づく所得税規則の第1.197-2条(b)(8)および(10)の意味における本有料道路サービスを本契約期間中に提供する独占的な特別許可およびライセンスの本コンセッションニアへの供与を意図するものである。

第3条 賃貸借の条件

第3条1項 平穩享有、現状

(a) **平穩享有** IFAは、本コンセッションニアが本契約で定めるすべての義務を履行し、すべ

ての支払いを行った場合に、本コンセッションネアは本契約期間中いつでも、本契約に含まれる規定に従い、本有料道路の平穏な占有および享有、ならびに本契約に基づき本コンセッションネアに付与される権利および特権の資格を持ち、これらを有する、ということに同意する。本有料道路の平穏な占有および享有は、IFA、当州、または当州の地方、市もしくは郡政府当局が、下記の第3条7項(a)号に従う場合を除き、本有料道路運営に重大な悪影響を与えることになる本有料道路に沿った出入りランプおよび道路用地のいずれかに関する措置を講ずるのを差し控えることを含むが、これらに限らない、と IFA は認め、これに同意する。IFA および本コンセッションネアは、本有料道路を公共幹線道路として運営し、その通行料金を請求する本コンセッションネアの権利は、本有料道路が本契約により求められるとおりに使用され運営されていることを確実にするため本契約の順守を監視する、本契約の条件に従う IFA の権利を前提とする、ということを確認する。本契約に基づき求められるか許可される IFA または当州による本有料道路への立ち入りは、不動産占有回復、不法侵害、または本契約に含まれる平穏享有担保約款の違反を構成しない。IFA は、本契約期間中いつでも、本有料道路に対する IFA の権原、本有料道路における本コンセッションネアの借地権、および本契約に基づき本コンセッションネアに付与される権利、またはこれらの一部を、本有料道路またはその一部における IFA、当州または本コンセッションネアに不都合な権益を請求する者から防護する。ただし、かかる不都合な権益が、本コンセッションネア、その関連会社、またはこれらそれぞれの代表者の作為、不作為、過失、失当行為、または法の違反の結果として生ずる場合は、この限りでない。

(b) 現状 第2条5項(i)号の簡条(ii)に従う IFA による修理または修復の完了に関する以外で、また第3条2項(d)号、第4条1項(a)号および第9条1項で明確に定める以外で、本コンセッションネアは、本コンセッションネアが (i) 本契約書の作成により、クローキング時に本有料道路を「現状有体」で受け入れることに同意し、(ii) 本有料道路の検査をしてあり、その状態を認識している、ということを理解し、認め、これに同意し、本有料道路（もしくはその一部）の状態または本コンセッションネアの提示した用途へのその適合性に関し、IFA が明示または黙示の表明または保証をしておらず、今後もしない、ということを確認する。

第3条2項 本有料道路運営

(a) 使用 本契約で別段明確に定める場合を除き、本コンセッションネアは、本契約期間中いつでも、(i) 本有料道路運営のすべての側面について責任を負い、(ii) 本有料道路運営が本契約および適用法の規定に従い遂行されるようにする。本コンセッションネアは、本契約期間中いつでも本有料道路を、管理連絡幹線道路として幹線道路の目的において毎日 24 時間体制で一般のあらゆる人々による使用のため継続的に開放し運営できるようにする。ただし、本契約に基づき明確に認められるか、適用法により求められるか、もしくは本契約のその他の要件を順守するために、もしくは本運営基準に従い必要な閉鎖、または、緊急事態その他類似の一時的な事象に対処するために要する閉鎖のみは除く。

(b) 費用および経費 本契約で別段明確に定める場合を除き、本コンセッションネアは、本契約期間中いつでも、本有料道路運営に関するすべての費用および経費を、それらの支払い期日が到来し支払うべきものとなったときに支払うか支払われるようにする。

(c) 引き受ける債務 本コンセッションネアは、本契約期間中に発生するか、本契約期間中に発生する事実もしくは措置から生ずるか、これらに関係するか、またはこれらに基づく、本有料道路または本有料道路運営に関するあらゆるすべての負債、債務および義務を引き受け、期日が到来したときに返済または履行することに同意する（合わせて「引き受ける債務」という）が、かかる負債、債務または義務が、本契約で定める誓約、表明または保証の IFA による違反から生ずるものでなく、これらに関係しない範囲に限る。ただし、引き受ける債務は、次の負債、債務および義務を含まず、IFA は、期日が到来したときにそれらを履行し返済する。

(i) 本契約に基づく IFA の義務に関するもの。(ii) クロージング時より前に本有料道路運営から生ずるもの。(iii) 本有料道路債券、または本有料道路に関してクロージング時より前に IFA もしくは当州に生ずるその他の負債もしくは義務の無効化に関するもの。(iv) 譲渡本有料道路契約でない本有料道路契約に関するもの。(v) 環境法に基づき、クロージング時より前のいずれかの時点における本有料道路の所有者としての地位、運営もしくは状態、または、クロージング時より前のいずれかの時点で本有料道路の土地の上に存在したか、本有料道路の土地から移動もしくは流出したか、もしくはその他で存在した、有害物質もしくはその他の汚染物質から生ずるか、これらに関するもの（付属書 3.2 で定める特定の環境条件の是正、およびクロージング時の後で現れるクロージング時より前に存在した状況に関する負債、債務および義務を含むが、これらに限らない）。ならびに、(vi) クロージング時より前に犯した本有料道路の設計上の瑕疵に関するもの（合わせて「除外する債務」という）。

(d) 是正作業 IFA は本契約により、付属書 3.2 に記載するすべての是正作業を速やかに実施し完了し、上記の(c)号の箇条(v)で述べたすべての負債、義務および債務（それに関する是正措置を含む）を履行し、それに関するすべての金額を速やかに支払うことに同意する。前の文で定めた義務は、第 12 条 9 項で定める限度の対象とはならない。IFA は本契約により、かかる是正作業およびそれに関する IFA の義務の実施を本コンセッションネアと調整することに同意する。IFA は、(i) かかる是正作業の実施および完了、ならびに負債、義務および債務の履行において、本有料道路運営を著しく妨げないために最大限の努力をし、(ii) かかる作業の完了、ならびに負債、義務および債務の履行において、関連するすべての環境法を順守する。IFA が本契約で企図する是正作業のいずれかを実施もしくは完了しなかったか、または上記の(c)号の(v)で企図した負債、義務および債務を履行しなかった場合、本コンセッションネアはその単独の裁量で、かかる作業を IFA 単独の費用負担で遂行する権利を有する。加えて IFA は、それに関し要求があり次第、使用許可賠償金を本コンセッションネアに支払う。

第 3 条 3 項 本運営者

(a) 従事 本有料道路運営は、本契約期間中いつでも、本契約に従い本有料道路運営を遂行するための専門知識、資格、経験、適性、技能およびノウハウを有する活動中の運営者（「本運営者」という）の指示および監督の下で行う。本運営者は、本コンセッションネア自身またはその関連会社のいずれかでもよい。本契約期間の初日の本運営者は本コンセッションネアとするが、本コンセッションネアが本契約書の作成より前に別の者を本運営者として指名し、当該者に関する特定の情報を書面で IFA に提供してある場合はこの限りでない。本コンセッションネアは、代理の本運営者を雇ってはならず、任命してはならないが、IFA が（第 3 条 3 項(b)号に従う決定に基づき）かかる本運営者を承認した場合はこの限りでない。ただし、本運営者の支配の変動は、代替りの本運営者の任命とみなす。本運営者は、いつでも本コンセッションネアの指示、監督および支配（所有者としての地位、契約またはその他による）のもとにあり、本運営者への委嘱により本契約に基づく本コンセッションネアの義務、任務または責任は免除されない。本契約の適用上、本運営者の一切の作為または不作為は、当該作為または不作為が合理的に予見し得たか、本運営者側の重過失または故意によるものであったとしても、本コンセッションネアの作為または不作為とみなす。本コンセッションネアは、本運営者の解雇または辞任を直ちに IFA に通知する。本コンセッションネアと本運営者との契約は、当該契約の条件により、本契約が終了するときに IFA が選択する場合は 3 営業日前に当該本運営者に通知をして終了し、本契約が終了するときに本運営者が選択する場合は 3 営業日前に IFA に通知をして、違約金なく終了する。本運営者が本コンセッションネア自身である場合を除き、本運営者は、本契約または本有料道路における権益またはこれらに基づく権利を有しない。

(b) 承認 提案された代替りの本運営者は適用法により禁じられている、または提案された当該本運営者は本契約に従い本有料道路運営を遂行する能力を有していない、と IFA が合理

的に判断し、かかる判断が次の要素の1つまたは複数に基づくか、またはこれらを考慮に入れている場合には、IFAは提案された当該本運営者の承認を差し控えることができる。(i) 提案された本運営者、その直接的または間接的な受益的所有者、およびそれらそれぞれの各関連会社の経済力および妥当性、(ii) 提案された本運営者の資本総額、(iii) 有料道路および幹線道路の運営、ならびにその他のプロジェクトの遂行における提案された本運営者の経験、(iv) 提案された本運営者、その直接的または間接的な受益的所有者、およびそれらそれぞれの各役員、取締役および従業員、ならびにそれらそれぞれの各関連会社（かかる者、およびその他のプロジェクトにおけるかかる者の過去または現在の遂行の質に対し、刑事、民事または規制上の請求または訴訟がない場合を含む）、(v) 本運営者の従事の提案された条件、ならびに (vi) 関連があると当州が合理的に決定するその他の要素。ただし、(A) かかる要素は本契約および適用法の条件と合致し、(B) かかる要素は不都合な措置を構成せず、(C) IFAは、かかる要素を本コンセッションニアに通知することとする。IFAは、提案された代替りの本運営者の承認に合理的な条件を付ける権利を有する。本運営者の任命または交代に関するIFAと本コンセッションニアとの紛争は、第19条の規定に従い解決する。上記にかかわらず、本運営者の解雇または辞任の際に、IFAが受け入れることのできる代替りの本運営者が任命されなかった場合、本コンセッションニアは、本契約に従い永続的な本運営者を選定できるときまで、6ヶ月を超えない期間にわたり本有料道路を運営するために暫定的な本運営者を任命する権利を有する。この暫定的な本運営者は、次の基準を満たしていると本コンセッションニアが実証できる限りにおいて、IFAの承認がなくても選定することができる。(1) 暫定的な本運営者は、本有料道路に類似した有料道路を運営した経験を有し、(2) 暫定的な本運営者は、少なくとも5千万ドルの有形正味資産を有する。

第3条4項 本授権、資格

(a) 順守 本コンセッションニアは、すべての本授権を取得し、順守し、速やかに更新し、その正規の資格を維持する。ただし、クローリング時より前の本有料道路の運営に関連してIFAが取得することを要しなかった本授権を、本コンセッションニアが契約期間中いつでもある政府機関から取得することを要する場合、IFAは、かかる本授権を取得するにあたり本コンセッションニアを援助するため合理的な努力をする。

(b) 資格 本コンセッションニアは、本契約期間中いつでも、本有料道路運営に関連して要するすべての重要な権利、特別許可、免許、特権および資格など、本有料道路運営に関する本コンセッションニアの事業を営むために必要な本コンセッションニアの存在およびすべての資格の完全な効力を維持する。

第3条5項 本負担の否定

(a) 本コンセッションニアによる 本コンセッションニアは、本有料道路に対し本負担（容認される本コンセッションニアの負担以外）を生み出すいかなる行為もしてはならず、本有料道路に対する本負担（容認される本コンセッションニアの負担以外）を速やかに排除するが、本コンセッションニアの作為または不作為に起因していない IFA、当州もしくはその地方自治体、またはそれらのいずれかを通じて請求する者による作為または不作為の結果として本負担が存在するようになった場合は、この限りでない。本コンセッションニアが、いずれかのかかる本負担の受戻権喪失手続きを防ぐための適切な法的手続きにより、当該本負担またはその妥当性について継続して誠実に異議を申し立てることに尽力している場合、本コンセッションニアは、本契約に基づく不履行とはみなされない。ただし、本コンセッションニアは、(i) その妥当性または回収に異議を申し立てることが本コンセッションニアの意図である、との事前通知を IFA に与えており、(ii) 請求または本負担の金額に、かかる異議申し立てが終結したときに本コンセッションニアに支払い義務が生ずると IFA が合理的に見積もるか、または潜在的な本負担について保険を

提供するために求められる、利息および違約金、訴訟費用またはその他の料金を加えたものに等しい金額で、IFA が納得する補償を与えており、または IFA が合理的に納得する信用状、補償保証書、保証証書、現金もしくは適格投資を IFA に預託していることとする。ただし、かかる信用状、現金または適格投資がこのように預託される場合に、当該請求またはその他の本負担が免除され解消されるまで当該信用状、現金または適格投資は保有され、免除または解消されたときに、当該免除もしくは解消を実現するために IFA もしくは当州が費やした金額、または当該本負担を争うために IFA もしくは当州に生じた損失、費用、損害、合理的な弁護士報酬もしくは経費を差し引いて本コンセッションネアに返還される。

(b) IFA による IFA、または当州もしくはそのいずれの地方自治体も、本有料道路に対し本負担（容認される IFA の負担以外）を生み出すまたはその存在を容認するいかなる行為もしてはならず、IFA、当州またはそれらのいずれかを通じて請求する者による作為または不作為の結果として存在するようになった本有料道路に対する本負担（容認される IFA の負担以外）を速やかに排除する。IFA または当州が、いずれかのかかる本負担の受戻権喪失手続きを防ぐための適切な法的手続きにより、当該本負担またはその妥当性に継続して誠実に異議を申し立てることに尽力している場合、IFA は、本契約に基づく不履行とはみなされない。ただし、IFA は、その妥当性または回収を争うことが IFA の意図である、との事前通知を本コンセッションネアに与えていることとする。

(c) 除去 本契約各当事者は、本契約他方当事者により要請された場合に、当該本契約他方当事者の費用負担で、当該本契約他方当事者による作為または不作為の結果として存在するようになった本負担を除去する試みにおいて当該本契約他方当事者を援助するため合理的な努力をする。

第3条6項 単一目的の誓約 本コンセッションネアは、本契約期間中いつでも下記のとおりにする。(i) 本コンセッションネアの權益を所有し、本有料道路を使用し、所持し、賃借し、運営し、その他の点で扱う（またそれに付随する活動を行う）ことのみを目的として設立され組織される。(ii) 上記の箇条(i)に関係のない事業に携わってはならない。(iii) 上記の箇条(i)および(ii)に従う本コンセッションネアの活動に関係するもの以外の資産を有してはならない。(iv) (各場合において他の者の帳簿および記録ならびに勘定とは別個で独立の) 本コンセッションネアの別個の帳簿および記録、ならびに自社の勘定をつける。ただし、本コンセッションネアの直接的または間接的株主の連結財務諸表に本コンセッションネアの資産を組み入れることが、該当する法域の一般に受け入れられた会計原則の要件を順守するために求められる場合には、次の場合に限りこのように組み入れることできる。(1) 本コンセッションネアの資産は本コンセッションネアが所有し、もっぱら該当する法域の一般に受け入れられた会計原則の要件を順守するために当該株主の連結財務諸表に組み入れている、という趣旨の適切な脚注を当該財務諸表につけ、かつ、(2) 当該資産は本コンセッションネア自身の別個の貸借対照表に記載される。(v) 他の者とは別個で独立の者と自社を称する。(vi) 本コンセッションネアの資金または資産を他の者のものと混合してはならない。(vii) 本コンセッションネアの名前で自社の事業を営む。(viii) 上記の箇条(iv)で言及したほか、(適用法により求められる範囲で) 別個の財務諸表をつけ、自社の所得税申告書を提出する。(ix) 本コンセッションネアの負債および債務を、期日が到来したときに自社の資金から支払う。(x) すべての法人、有限責任パートナーシップまたは有限責任会社（該当するもの）の正式手続きに従い、その存在を存続させるために必要なすべてのことを行う。(xi) 本コンセッションネアの従業員の給与があればそれを支払い、自社の企図する業務運営に照らし十分な人数の従業員を維持する。(xii) 他の者の負債に関して保証をしてはならず、その他で本コンセッションネア自身が義務を負ってはならず、他の者の義務を履行するために利用できるものとして本コンセッションネアの信用を提供してはならない。(xiii) 本コンセッションネアの株主、パートナーまたはメンバー（該当するもの）の債務証書、またはそれらが発行する有価証券を取得してはならない。(xiv) 共有事務所スペースの間接費など、分担する経費を公正かつ合理的に割り振る。(xv) 別個の書簡用紙、送り状および小切手を使用する。(xvi) 本契約により、もしくは賃借地

譲渡抵当により明示的に許可されるか、または本有料道路の通常の業務過程で関連する場合を除き、他の者のために本コンセッションエアの資産を質入れしてはならず、他の者に貸し付けまたは前払いをしてはならない。(xvii) 本コンセッションエアが別個の存在であることに關し、分かっている誤解を解消する。(xviii) 本コンセッションエアの企図する業務運営に照らし十分な資本を維持する。かつ、(xix) 本第3条6項に定める要件を順守する組織文書を有する。

第3条7項 本有料道路にアクセスし本有料道路で作業を遂行する IFA および当州の権利

(a) 権利の留保 IFA は、(IFA 自身、当州、およびそれらそれぞれの代表者、ならびに IFA もしくは当州により、IFA もしくは当州を通じて、または IFA もしくは当州に基づき請求をする保証人、賃借人、譲渡抵当権者、ライセンサーおよびその他の者のために、) すべての合理的なときに合理的な事前通知をして、下記のために本有料道路およびそのあらゆる部分に立ち入る権利を留保し、本契約期間中いつでもかかる権利を有する。(i) 第8条3項に従って本有料道路を検査し、または本コンセッションエアが本契約もしくは適用法に基づく自社の義務を順守しているか否かを判断する。(ii) 本コンセッションエアの不履行が存在する場合、第16条1項(b)号(iii)に従って本有料道路に必要な修理を行い、本有料道路で作業を遂行する。(iii) IFA またはその被指名者が、(A) 個人の傷害または財物の損壊か、(B) 公共幹線道路としての本有料道路の継続的運営に対する障害か、いずれかをもたらした (または、もたらす差し迫った可能性を提示している)、と合理的に確信する実際のまたは報告された緊急事態、危険、事情、事象または措置が生じ、かつ、IFA がその単独の裁量で、本コンセッションエアはそれらを改めるまたはそれらに対処するために必要なすべての処置を講じていない、と判断した場合、IFA またはその被指名者は、通知をせず直ちに、当該緊急事態、危険、事情もしくは事象を改めるために、または本有料道路の運営を元に戻すために必要と IFA が判断する措置を講ずる権限を付与される。(iv) 本契約で定める条件に従い、本有料道路に隣接するか、本有料道路の上または下を通る既存のまたは将来の道路、街路または幹線道路 (本有料道路以外) を設計し、建設し、運営し、管理し、保守し、修理し、復旧する。(v) 本契約において本コンセッションエアに付与する権利と相反しないすべての目的 (合理的に考えて本有料道路収入の発生に関係しない目的を含む) で本有料道路を使用する。(vi) IFA 自身の費用負担で、(A) 本有料道路内で、本有料道路上で、本有料道路に沿って、本有料道路の下で、本有料道路を横切って、本有料道路の上方で、または本有料道路を通して、既存のまたは将来の公益事業設備もしくは類似の供給施設、またはプロジェクト・フージャーSAFE-Tを含むがこれに限らない安全方策 (IFA、当州または第三者のいずれにより提供されるかを問わない) を設置し、設計し、管理し、保守し、検査し、修理し、復旧する (上下水道管、送電線、光ファイバーケーブル、偵察設備およびその他の通信施設など)。ただし、IFA は、本有料道路運営のための本有料道路施設の使用を著しく妨げない限りにおいて、かかる本有料道路施設の使用に關し、かかる供給施設または方策について本コンセッションエアに払い戻しをすることを求められない。(B) 当該公益事業設備、供給施設または方策の供給者または所有者のために、本有料道路の地役権およびその他の権利を付与する。かつ、(C) かかる設置、設計、管理、保守、修理または復旧に關連して本有料道路を使用する (ただし、上記にかかわらず、公益事業設備またはその他の供給施設が本有料道路運営に必要である限りにおいて、本コンセッションエアは本契約期間中いつでも、自社の勘定で (第三者への賃貸、再販売またはサービスのためではなく) 当該公益事業設備または供給施設を設置し、設計し、管理し、保守し、修理し、復旧する権利を有する)。(vii) クロージングのときより前に発生した有害物質の本環境への放出に対処するために講ずる措置を遂行する。(viii) 付属書3.2に列挙する是正プロジェクトの完了に關する活動を遂行する。ならびに、(ix) もっぱら本契約の条件に従い、IFA または当州が本契約の条件に従い行うことを義務づけられるか、本契約に基づき行う権利を有するその他の行為をする。ただし、IFA は、本第3条7項(a)号に従い本有料道路に立ち入ることに関連する本有料道路運営の妨害を最小限に抑えるために合理的な努力をする。IFA は、本コンセッションエアによる要求に応じ、本第3条7項(a)号の箇条(iv)、(v)、(vi)、(vii)および(viii)、ならびに本契約の条件に従い適用可能な範囲で箇条(ix)に従い、本有料

道路への立ち入りまたは本有料道路に関する措置の結果である使用許可賠償金を本コンセッションネアに支払う。

(b) **アクセス権** IFA、当州およびそれらの代表者は、本第3条7項で言及する作業が進行する間、IFA、当州またはそれらの代表者の費用負担なく、すべての法（環境法を含む）を本質的に順守して、本コンセッションネアによる本有料道路運営の実施を不当に妨げないように、すべての必要な地役権およびアクセス権を有し、すべての必要な材料、工具、供給品、設備、倉庫、自動車トレーラーおよびその他の車両を合理的に手入れの行き届いた状態に保ち、本有料道路で整然と保管することができる。IFA または当州が本第3条7項または本契約のその他の規定に基づく作業または修理を請け負う限りにおいて、かかる作業または修理は、適切に手際よく、適用される本運営基準に従い、合理的に可能な範囲で追加費用を生じさせず、当該スペースでの業務の遂行または当該スペースの使用を不当に妨げないように開始し、入念に仕上げる。

(c) **留保の効果** 本有料道路に立ち入り、本契約に従う本コンセッションネアの義務である本有料道路内での、本有料道路への、または本有料道路周辺での修理、改変、本修復またはその他の作業を行うまたは遂行する権利を IFA が留保することは、(i) それをする義務を IFA に課すか、(ii) それをしないことについて本コンセッションネアまたはその他の者に対する責任を IFA に負わせるか、または (iii) 本契約で別段定めるとおりに IFA に補償をする本コンセッションネアの義務を免除するとはみなされず、IFA がかかる作業を遂行することは、本コンセッションネアがそれをしないことに対する権利放棄とはならない。

第3条8項 調整

(a) **公益事業設備の調整** 本コンセッションネアは、本有料道路内に、本有料道路上に、本有料道路の上方に、または本有料道路に隣接して、供給配管、パイプライン、送電線、ならびにその他の設備、ケーブル、システムおよびその他の器具を有する公益企業および者と、すべての本有料道路運営を調整し、またはかかる調整を確実にする責任を負う。各場合において、これらは当該公益企業またはその他の者の単独の費用負担で行う。本コンセッションネアは、本有料道路（運営）と交差し、本有料道路運営を妨げ、本有料道路（運営）と連絡し、またはその他で本有料道路運営に影響を与える、公益事業設備およびその他の供給施設、ならびに何らかの配管、設備、ケーブル、システムおよびその他の器具の除去または一時的もしくは永続的な再配置、およびそれらの修復の準備が行われるようにし、本有料道路運営に関連して必要であって利用できるようにされるか、または本契約もしくは適用法に基づき存在することのある、公益事業設備およびその他の供給施設への立ち入りおよびアクセスの一時的な権利を手配する。各場合において、これらは当該公益企業またはその他の者の単独の費用負担で行う。IFA は、本第3条8項(a)号に基づく本コンセッションネアの義務に関して本コンセッションネアと協力する。

(b) **影響を受ける財産の調整** 本コンセッションネアは、すべての本有料道路運営を、影響を受ける財産と調整し、または調整を確実にする責任を負う。本コンセッションネアは、本有料道路（運営）と交差し、本有料道路運営を妨げ、本有料道路（運営）と連絡し、またはその他で本有料道路運営に影響を与える、道路用地の一時的もしくは永続的な再配置または閉鎖の準備が行われるようにし、本有料道路運営に関連して必要であるか、または本契約もしくは適用法に基づき存在することのある、関連するすべての政府当局またはその他の者の財産への立ち入りおよびアクセスの一時的な権利を手配する。IFA は、本第3条8項(b)号に基づく本コンセッションネアの義務に関して本コンセッションネアと協力する。

(c) **妨害の否定** 本契約両当事者は、上記の(a)号および(b)号のいかなる定めも、本コンセッションネアによる本有料道路の通常の運営を妨げることを一切意図していない、として了解し

合意し、IFA は、当該(a)号および(b)号に基づく本コンセッショネアの義務が本有料道路運営および本有料道路収入に与える影響を最小限に抑えるにあたり、本コンセッショネアに協力する。

第3条9項 IFA または当州の財産への立ち入り禁止 緊急事態を除き（かつ、個人の傷害もしくは死亡、または財物の損壊を回避するために必要な範囲に限り）、また本コンセッショネアが本契約に基づく自社の義務を履行するために必要であるか、または当該他の財産の IFA による使用もしくは運営を重要な点において妨げない適用法の順守に必要な限定的アクセスを除き、本コンセッショネアは、事前に（場合に応じ）IFA または当州から承認を得ない限り、本有料道路運営に関連して、本有料道路に隣接するか、本有料道路の上または下にある IFA または当州の財産に立ち入ってはならない。

第3条10項 税金の納付 本契約で別段定めるほか、本コンセッショネアは、本有料道路および本有料道路施設に含まれる備品または動産での運営、それらの占有、またはそれらでのもしくはそれらからの業務の遂行に関し、本契約期間中の期間に関して納付義務があるか納付義務が生ずるすべての税金を、期日が到来したときに納付する。IFA は、本コンセッショネアが適時に納付していないかかる税金の金額を納付する権利を留保するが、納付する義務は負わず、このように IFA が納付した金額は、本契約に基づく追加賃料とみなし、IFA が書面で要求したとき直ちに本コンセッショネアが支払うべきものとなる。本コンセッショネアは、本第3条10項に基づき自社が納付する責任を負う税金の妥当性または金額について、誠実に異議を申し立てる権利を有する。ただし、(i) 本コンセッショネアは、当該各異議申し立てについて IFA に事前通知を与えており、(ii) 本コンセッショネアによる異議申し立ては、本有料道路の受戻権喪失手続きまたは売却の合理的な可能性を伴うものではなく、(iii) 本コンセッショネアによる異議申し立てが最終決定に至ったとき、本コンセッショネアは、納付義務があると認定された金額がある場合に、まだ納付していなければそれを費用、罰金および利息とともに納付する。疑義を避けるために述べれば、(A) 当州、または当州の地方、市もしくは郡政府当局により、本有料道路の土地またはその備品もしくは改良の所有者または賃借人に課される財産税、(B) 当州、または当州の地方、市もしくは郡政府当局により本賃料または本有料道路収入に課される売上税、使用税または類似の税金、または (C) 本契約書もしくは略式賃貸借契約書の作成および受け渡しまたは略式賃貸借契約の登録を理由に納付すべきものとなる譲渡税、印紙税、捺印証書登録税または類似の税金について、本コンセッショネアは責任を負わず、IFA はこれらについて本コンセッショネアに補償をし、本コンセッショネアを免責する。

第3条11項 公益事業設備 本コンセッショネアは、本契約期間中に本有料道路運営において用いるか本有料道路に供給される、ガス、電気、照明、熱、動力、電話、水道、ならびにその他の公益事業設備および供給施設のすべての料金（適用されるすべての税金および手数料を含む）を、支払期日が到来したときに支払う。IFA の要請に応じ本コンセッショネアは、それぞれの期日の後15日以内に、本第3条11項に従い本コンセッショネアが行うことを求められる支払いの、正式の領収書、その写し、または IFA が納得するその他の証拠を IFA に送付する。IFA は、本有料道路運営のために、IFA または当州が本有料道路のすぐ近くにおいてその他の企業利用者に当該時点で任意に直接的に提供している公益事業設備を、類似の状況にある当該公益事業設備のその他の企業利用者に適用される料金その他の条件（随時改正する）で、本コンセッショネアに提供することを提案する。ただし、IFA は、本コンセッショネアにその他の公益事業設備を提供する義務または責任を負わず、いかなる公益事業設備の利用可能性についても表明または保証をしない。IFA は、戦争、反乱、内乱、暴動、天変地異、政府の措置、テロリズム、修理、更新、改良、改変、ストライキ、ロックアウト、ピケティング（適法か違法かを問わない）、事故、燃料もしくは供給品の入手不能、またはその他の原因から生ずる中断が公益事業サービスにないことを保証せず、かかる公益事業サービスの中断は、不都合な措置、または本有料道路もしくはその一部の本コンセッショネアによる使用および占有の取り上げもしくは障害とはみなされず、本コンセッショネアに対し損害賠償をする責任を IFA にもたらさず、それが遅延事象を構成する場合を除き、本契約に基づく本コンセッショネアの義務の履行を免除しない。IFA は、本コンセッショネアが本有料道路を運営するために必

要な範囲で、公益事業サービスに関係するすべての法的権利および地役権を本コンセッショネアに譲渡する。

第3条 12項 政府当局との交渉 本有料道路運営に関連して、本契約期間を延長するか本契約期間より長くなり得るか、またはそれに従い IFA もしくは当州が何らかの責任を負うことになり得る契約をいずれかの政府当局と締結する（「政府契約」という）前に、本コンセッショネアは、IFA による承認（かかる承認は、IFA の裁量で差し控え、遅延させ、またはその他条件を付けることができる）を求めて当該政府契約をその作成および受け渡しに先立ち提出する（政府契約のうち、それがなければ本コンセッショネアまたは本有料道路運営が適用法または本契約の条件を順守できないものに関しては、この限りでなく、かかる場合に本コンセッショネアは、IFA に通知をした上で当該政府契約を締結することができるが、本コンセッショネアは、当該政府契約に関係する本損失について IFA に補償をする）。本コンセッショネアが、本コンセッショネアの代わりにまたは本コンセッショネアに加えて IFA をある政府契約の当事者とすることを望む場合、本コンセッショネアは、IFA の承認を求めてその政府契約の条件案の通知を IFA に提供しなければならず、当該政府契約に関連または関係して IFA に生ずるすべての費用および経費は、本コンセッショネアが負担する。

第3条 13項 不履行および請求の通知 本コンセッショネアは、(i) 本契約に基づく本コンセッショネア的不履行が発生した場合に、(ii) 本有料道路もしくは本コンセッショネアまたは本有料道路運営に関する、本コンセッショネアが気づいたすべての重要な請求、手続き、紛争（労働紛争を含む）または訴訟（かかる請求、手続きまたは訴訟が保険により担保されているか否かを問わない）について、IFA または当州に速やかに通知を与える。本コンセッショネアは、かかる請求、手続きまたは訴訟の状況に関し、IFA により随時要求される合理的なすべての情報を IFA に提供する。

第3条 14項 運営契約および計画の譲渡 IFA の要請に応じ本コンセッショネアは、運営契約、ならびに本有料道路運営に関係する現在および将来のすべての仕様、計画、ソフトウェア（ソースコードを含む）、図面、情報およびドキュメンテーション（合わせて「運営契約および計画」という）のすべてまたは一部における、これらに対する、またこれらに基づく権利、権原および権益のすべてを、本契約に基づく本コンセッショネアの誓約および義務の遵奉および遂行についての IFA に対する担保として、合理的に行動する IFA が納得する書式および内容で付带的に IFA に譲渡する。本コンセッショネアは、クロージング時の後で締結または創案するすべての運営契約および計画における、これらに対する、またこれらに基づく本コンセッショネアの権利、権原および権益のすべてが、本第3条 14項の目的において付带的に IFA に譲渡可能である、と誓約する。IFA は、運営契約および計画が、賃借地譲渡抵当の担保としても譲渡されること、また IFA およびかかる賃借地譲渡抵当権者のそれぞれが、本契約の以下で定めるとおりのそれぞれの担保実行において運営契約および計画を用いる権利を有することを認める。上記の一般性を限定することなく、ただし運営契約および計画に基づく責任を IFA が引き受けることを前提として、IFA は、次の場合のそれぞれにおいて運営契約および計画を用いる権利を有する。(i) IFA が、第18条の規定に従い使用許可契約を賃借地譲渡抵当権者またはその被任命者に付与せずに本契約を解除する場合、および (ii) IFA が、本契約に基づく本コンセッショネア的不履行を是正するために運営契約および計画を用いることを選択する場合。上記にかかわらず、かかる賃借地譲渡抵当権者が、財産保全管理人もしくは財産保全管理人と管理者の任命、第18条に従う受戻権喪失手続きまたは売買による抵当権実行その他のいずれによるかを問わず、占有を開始したか、または抵当権の実行に尽力しており、抵当権の実行に尽力し続け、本有料道路運営に関連して運営契約および計画を用いている場合、IFA は、自己の抵当権の実行において運営契約および計画を使用する権利を有さず、運営契約および計画の賃借地譲渡抵当権者への譲渡は、運営契約および計画の IFA への譲渡に優先する、ということが認められる。IFA は、かかる優先順位を保証することに関連して、かかる優先順位を認める通例の債権者間および劣後契約書を作成し、これを賃借地譲渡抵当権者に引き渡すことを含むがこれに限らず、本コンセッショネアおよび賃借地譲渡抵当権者と協力する。本コンセッショネアは、運営契約および計画の各項目の写しを、完成または作成および受け渡し後速やかに、本コンセッショネア単独の費用負

担で IFA に引き渡す。

第 3 条 15 項 名称

(a) 本有料道路に指定される名称は、「インディアナ州東西有料道路 (Indiana East West Toll Road)」であり、本コンセッションネアは、事前に IFA が承認しない限りこの名称を変更してはならない。かかる承認は、IFA の裁量で差し控え、遅延させ、またはその他条件を付けることができる。

(b) IFA はその裁量で、本契約期間中いつであれ 90 日前に本コンセッションネアに通知をした上で、本有料道路の名称を変更する（かつ、それに関連して本コンセッションネアをして IFA の費用負担で本有料道路の看板を変更させる）権利を有する。ただし、IFA は、第 3 条 15 項(c)号で定めるものと実質的に同様の条件で、その名称のライセンスをすべての関係するロゴおよびマークとともに本コンセッションネアに供与する。IFA によるかかる権利の行使は、不都合な措置または遅延事象を構成しない。IFA は、かかる名称変更に関連して受け取ったすべての収益およびその他の対価を得る権利を有し、かかる名称変更に関連して本コンセッションネアに合理的に生じた証拠書類で立証される現金払いの費用および経費すべてを、本コンセッションネアに払い戻す。

(c) IFA は、「インディアナ州有料道路 (Indiana Toll Road)」または「インディアナ州東西有料道路」という名称を、本有料道路運営に関連して用いる既存のまた将来開発されるすべてのロゴおよびマークとともに、もっぱら本契約に基づく本コンセッションネアの義務の履行および権利の行使に関連して本契約期間中使用する、譲渡不能でロイヤルティのない非独占的ライセンスを本コンセッションネアに供与する。本コンセッションネアは、かかるライセンスのサブライセンスを本運営者およびベンダーに供与することができる。

第 3 条 16 項 警察の関与

(a) 求められる警察業務の水準 IFA は、クローキング時後に ISP が、当州または IFA が所有する街路および道路用地で当州が提供するのと同じ水準の、いかなる場合もクローキング日現在で本有料道路において提供されている水準に劣らない水準の、交通パトロールおよび交通法執行業務を本有料道路で提供する、と誓約し、これに関連して ISP は、ISP の管区内ですべての適用法を実施する権能を有し、これらを実施するために最大限の努力をする。IFA は、かかる業務の提供について ISP に支払いをする責任を負い、本コンセッションネアは、かかる業務の費用を IFA に払い戻すために、下記の第 3 条 16 項(b)号に従い決定される四半期ごとの金額を IFA に支払う。ただし、本コンセッションネアは、本有料道路に関連する ISP と IFA との取り決めまたは契約に対する完全な実施権を有する第三者受益者となる（または、IFA が本コンセッションネアの第三者受益者の権利を実施する）。本コンセッションネアによる支払いは四半期ごとで、クローキング日の後最初の四半期に始まり、当該四半期の最初の営業日を期日とする。本コンセッションネアは、本有料道路で職務を遂行する ISP 警官が、ISP の指示に従い本有料道路の近隣全体で他の警察業務を提供できる、ということ認める。ただし、かかる他の業務は、本有料道路で提供すべき警察業務の水準を不当に下げないこととする。加えて、本コンセッションネアはその裁量で、特別のイベント、建設もしくは保守活動もしくは予測されるピーク時交通パターンについての交通制御のため、もしくはその他の必要に応じ（各場合において本コンセッションネアの費用負担で）、ISP 業務の水準を高める契約を ISP と締結する権利を有し、または、IFA の承認を前提にかかる業務を別の主体から調達することができる。かかる業務水準の引き上げに関し本コンセッションネアが受け入れることのできる契約について本コンセッションネアが交渉しないことは、不都合な措置または遅延事象を構成しない。加えて本コンセッションネアは、IFA または当州がその費用負担で、IFA または当州がその単独の裁量で決定するときお

よび期間に、追加のパトロールおよび法執行業務を本有料道路で提供できる、ということを確認する。

(b) **ISP 業務の予算** クロージング日に始まり 2007 年 6 月 29 日に終わる期間中、本コンセッションネアは、毎年 6,000,000.00 ドルを IFA に払い戻す。この金額は、各暦四半期の最初の営業日に四半期ごとの均等分割で前払いする。2007 年 6 月 30 日およびその後の各測定日から、IFA は、本コンセッションネアからの毎年の支払いを、適用 ISP 増加割合だけ増額することを許可される。かかる増額は、当該各測定日をもって効力を生じ、次の測定日の直前の日まで効力を有し続ける。

(c) **執行活動** 本契約で別段許可するほか、本コンセッションネアは、本有料道路で交通パトロールまたは交通法執行業務を提供するために、民間の保安サービス業者を雇ってはならず、その他で雇うことを許可してはならない。ただし、本コンセッションネアは、通行料金違反者を特定するため、また徴収し、蓄積し、預託のため送金する通行料金収入を保護するために、民間の保安隊または受動的な仕組みを利用することができる。本コンセッションネアは、通行料金違反者の拘引(本コンセッションネアの費用負担で)のために ISP と契約を締結する権利を有し、または IFA の承認を前提として通行料金執行業務を別の主体から調達することができる。通行料金に関する違反、本有料道路への不法侵入、および本コンセッションネアの権利または利益に対するその他の侵害について、本コンセッションネアは、すべての私権および民事救済手段を実施することができ、IFA は、州および地方レベルで罰金および類似の救済手段を確定するにあたり援助をするため、(本コンセッションネアの費用負担で) 合理的な努力をする。かかる罰金および類似の救済手段は、通行料金に関する違反および不法侵入に対する効果的な抑止力となるように立案される。IFA は、交通料金違反者からの交通料金の回収を実施し付属書 7.1 で定める義務を順守するための本コンセッションネアの取り組みに、ISP をして協力させる。

(d) **警察権** 本コンセッションネアは、ISP が本有料道路においてすべての適用法を執行する権能を有することを認める。本契約のいずれの規定も、当州またはいずれかの政府当局 (ISP を含む) の警察権を譲り渡すまたは放棄することを意図せず、かかる警察権はすべて、本契約により明示的に留保される。

(e) **ISP に対する支払い** クロージング日に本コンセッションネアは、付属書 3.16(e)に記載する資本改良および設備の資金、ならびに上記の第 3 条 16 項(a)号で定めた本有料道路に沿った法執行業務の ISP による提供に関する資金を ISP に提供するため、5,000,000.00 ドルを ISP に支払う。

第 4 条 資本改良

第 4 条 1 項 IFA の任務

(a) **既存のプロジェクトの完了** IFA は、合理的に入念に単独の費用負担で、付属書 4.1に記載する契約に従う資本改良プロジェクト(「資本改良プロジェクト」という)を、適切に手際よく完了し(または完了させ)、本コンセッションネアは、これに関連して IFA に協力するため合理的な努力をする。ただし、IFA はかかる作業を、(a) 本有料道路運営または通行料金収入を生み出す本コンセッションネアの能力を不当に妨げず、(b) その他の点で本契約の条件(本運営基準を含む)を順守して遂行する。IFA は、付属書 4.1に記載する契約に係る IFA の利益となる保証その他の規定における、かかる規定に対する、またかかる規定に基づく IFA の権利、権原および権益のすべてを本コンセッションネアに譲渡し、移転し、その他で移送する。IFA は、

かかる資本改良プロジェクトの IFA による完了に関し、使用許可賠償金を支払う義務を負わないが、本有料道路運営を不当に妨げたかその他で本契約の条件を順守せずにかかる作業が遂行された範囲は除く。

(b) **資本改良プロジェクトの支配権** IFA は、資本改良プロジェクトの完全な支配権を有し、資本改良プロジェクトを實際上指示し監督し、これに関するすべての契約をそれぞれの条件に従い速やかに実施する。IFA は、資本改良プロジェクトの種々の部分を調整する責任を単独で負う。

第 4 条 2 項 本コンセッショネアの任務 資本改良に関する本コンセッショネアの義務は、付属書 5.5 で定める特定の資本改良、および本契約期間中に本契約の条件に従い本コンセッショネアが完了することを求められる資本改良を含む。IFA は随意に、事前通知を本コンセッショネアに与えることにより、これらのプロジェクトのいずれも取り消すまたは開始を延期することができ、かかる通知が本コンセッショネアに提供された限りにおいて、当該プロジェクトに関し本コンセッショネアに債務または責務が生じた日の後、IFA は、それに関連して本コンセッショネアの要求に応じ使用許可賠償金を本コンセッショネアに支払うことを求められる。かかる資本改良要件を履行する本コンセッショネアの義務は、それに関して IFA または当州が求める一切の本授權を IFA および当州が発行することを前提とし、IFA および当州は、かかる本授權の発行を不合理に差し控え、条件を付け、または遅延させないことに同意する。

第 5 条 改造

第 5 条 1 項 IFA 指令 IFA は、本契約期間中いつでも、IFA 指令を本コンセッショネアに発布することができる。IFA が、かかる IFA 指令を実行するために必要な作業を遂行するのに十分な資金、および当該 IFA 指令に関連して支払うべき使用許可賠償金を構成するその他の金額を、当該作業について支払いを行うことを求められるときまたはその前に本コンセッショネアが入手できるようにすることを前提として（IFA がかかる資金を提供しない場合は、かかる作業の資金を調達するその他の資金源が合理的に利用可能であることを前提として）、また、本コンセッショネアが、当該作業に要する該当するすべての本授權を該当するすべての政府当局から（IFA の協力を得て）取得していることを前提として、本コンセッショネアは、当該 IFA 指令を IFA と本コンセッショネアが合意した予算に従い適時に実行するために要する作業を遂行し、下記の第 5 条 5 項に定めるほか、IFA は、これに関する使用許可賠償金を本コンセッショネアに支払う。本コンセッショネアがかかる IFA 指令を実行しない場合、第 19 条 3 項で定める手順を完了した上で、IFA は、当該 IFA 指令を実行するために要する作業を遂行する権利を有する。ただし、(i) IFA はかかる作業を、(a) 本有料道路の運営または通行料金収入の発生を不当に妨げず、(b) 本契約の要件（本運営基準を含む）を遵奉して遂行し、(ii) IFA は、これに関する使用許可賠償金を本コンセッショネアに支払う。

第 5 条 2 項 本コンセッショネアの本要請 本コンセッショネアが本契約期間中いつでも、本拡張を請け負うか、または本有料道路の重要部分の寸法、性質、品質、場所もしくは位置について別の根本的変更を行うことを望む場合、本コンセッショネアは、かかる本拡張またはその他の変更に関する本コンセッショネアの本要請書を、IFA の承認を求めて IFA に提出することができる。本コンセッショネアは、承認された本コンセッショネアの本要請を実行するために要する全額について責任を負う。本コンセッショネアの本要請が IFA により承認されるまで、当該本コンセッショネアの本要請は実行してはならない。ただし、その本拡張のために IFA または当州が追加の土地またはその他の財産の取得または収用を行うことを要する場合、かかる承認は、IFA の裁量で差し控え、遅延させ、またはその他条件を付けることができる。

第5条3項 改造の遂行 本コンセッショネアは、IFA 指令および承認された本コンセッショネアの本要請が適正に手際よく遂行され、入念に順守され、それに関する費用および遅延を最小限に抑えるやり方で実行されることを確実にする。上記の一般性を限定することなく、本コンセッショネアは、IFA 指令および承認された本コンセッショネアの本要請を実行する方法に関し、該当する IFA 指令または承認された本コンセッショネアの本要請の実行と相反しない範囲で本運営基準の規定を順守する。

第5条4項 当州による追加の土地の取得または収用

(a) **本コンセッショネアが要請する場合** 本コンセッショネアが、本契約の条件に従い承認された本拡張のために追加の土地を要する場合、本コンセッショネアは、要する土地、見積もり額、および合理的に必要なその他の詳細を記載した要請書を、承認を求めて IFA に提出する（かかる承認は IFA の裁量で差し控えることができる）。IFA は、かかる通知およびさらなる情報（要請した場合）を受け取ると速やかに、当該要請を承認し、当該追加の土地の取得または収用を手配する手続きを開始するよう当州に要求することに同意する場合は、通知により本コンセッショネアに知らせる。IFA は、かかる要請により企図する追加の土地の取得または収用を手配することにも同意するのでなければ、当該要請を承認してはならない。上記に関連して、本拡張のために追加の土地を取得または収用してほしいとの本コンセッショネアによる要請に対する承認は、当州の裁量においても、与えられることも差し控えられることもある、として合意する。当州が要請を承認した場合、IFA は、追加の土地の取得または収用および当該本拡張に必要な手続きを開始し、完了までそれを推し進めるために、合理的に必要な追加の措置を講ずる。かかる場合に、第3条10項および第12条1項を前提として、収用におけるすべての判決および和解、賠償金、費用および訴訟費用のすべての裁定、損害賠償のすべての裁定、収用訴訟の追行で生ずるすべての合理的な費用（すべての法務および支援サービスの費用、ならびにすべての証人の報酬を含む）など、すべての合理的な費用および経費は、本コンセッショネアが負担し、IFA は、かかる費用および経費の支払いに十分な資金を本コンセッショネアが IFA に預託するまで措置を講ずる義務を負わない。

(b) **IFA が要請する場合** IFA が、本契約の条件に従い本拡張の建設を要する場合、IFA は、追加の土地の取得または収用および当該本拡張に必要な手続きを開始し、完了までそれを推し進めるために、合理的に必要な追加の措置を講ずる。かかる本拡張を成し遂げる本コンセッショネアの義務は、前の文で述べた手続きの完了、および当該本拡張（該当する場合、追加の土地の取得および収用を含む）に関して当州が求める一切の本授權を当州が発行することを前提とする。かかる場合に、第12条2項を前提として、承認された本拡張のための追加の土地の当該取得または収用に関するすべての費用および経費（収用におけるすべての判決および和解、賠償金、費用および訴訟費用のすべての裁定、損害賠償のすべての裁定、収用訴訟の追行で生ずるすべての費用（すべての法務および支援サービスの費用、ならびにすべての証人の報酬を含む））は、IFA が負担する。

(c) **移転** 本第5条4項に従い取得する土地は、追加の賃料なく本契約の対象である本有料道路の土地の一部とみなされる。これに関連して本コンセッショネアは、上記を発効させるために IFA が合理的に要請するか必要とする証書を作成し、賃借地譲渡抵当権者をして作成させ、本コンセッショネアは、該当する費用を負担する。

第5条5項 第5条1項の例外

(a) **義務的拡張プロジェクト** 上記の第5条1項の規定にかかわらず、付属書 5.5で述べるプロジェクト（「義務的拡張プロジェクト」という）は、付属書 5.5で述べる日程に従い本コンセッショネアがその単独の費用負担で請け負う。

(b) 渋滞の緩和

(i) **交通調査** 本契約期間の各年の7月1日（2007年7月1日に始まる）またはその前に、本コンセッションネアは、本契約両当事者がともに受け入れることのできる全国的に認められた独立の交通コンサルタントが完成させた調査書を IFA に提供する。かかる調査書は、当年度の本有料道路におけるサービス水準を記載し、その後7年間の本有料道路におけるサービス水準を予測することのみを目的として作成される（「交通調査（書）」という）。交通調査は、本有料道路の各要素（インターチェンジ間の本線部分、ランプ、ランプの本線および交差道路との接続、ならびにウィーブ・ゾーンを含む）について各方向（該当する場合）の現在の交通量および将来の推定交通量を測定する（下記の第5条5項(b)号(i)(A)および(B)で述べる手法を用いる）。

(A) 継続的な1時間あたりの車両分類交通カウントがその年の各時間について入手できない本有料道路の要素に関し、サービス水準は、当該各要素の48時間の車両分類カウントに基づき決定する。この目的における交通集計は、本有料道路での走行台数が異常に多いもしくは少ない期間中、または例外的な交通需要の期間中、または交通量の増加の一因となる非日常的な事象（スポーツイベントまたはコンサートなどの催し物、休日、交通事故、または大量の雪もしくは氷が堆積する期間を含む）中には行わない。集計は、48時間にわたって中断なく継続する。48時間のカウントは、インディアナ州交通局が毎年発表しインディアナ州交通局が独自のプロジェクト設計および管理において使用する季節調整係数を用いて、実際のカウントの月について季節調整を行う。季節調整係数は、過去5年間について決定する平均季節変動に基づき合理的に決定する。IFA は、本コンセッションネアからの要請に基づき季節調整係数を提供する。LOS は、(1) 当該要素について各方向（該当する場合）で48時間に測定した最も大きい2つの午前の台数合計、および (2) 当該要素について各方向（該当する場合）で48時間に測定した最も大きい午後の台数合計に基づき、各要素について各方向（該当する場合）で決定する。

(B) 継続的な（1日24時間、週7日、年52週間）車両分類量データが入手できる本有料道路の要素に関し、サービス水準は、その年の多い方から60番目の1時間あたりの交通量（その年の多い方から30番目の午前ピーク時と、その年の多い方から30番目の午後ピーク時として決定する）に基づき決定する。時間測定は、各要素について各方向（該当する場合）で行う。ある要素についての一定方向（該当する場合）のLOSは、多い方から30番目の午前ピーク時か、多い方から30番目の午後ピーク時か、いずれか低い方のLOSに等しい。もっぱら例示のために述べれば、一定方向のある要素が、多い方から30番目の午前ピーク時に基づくLOS A というLOSと、多い方から30番目の午後ピーク時に基づくLOS B というLOSを有する場合、その方向の当該要素のLOSは、LOS Bとなる。

(ii) **最低LOS** 受け入れられる最低LOS（「最低LOS」という）は、本有料道路の都市エリアにある要素のLOS Dと、本有料道路の地方エリアにある要素のLOS Cとする。

(A) 交通調査により、本有料道路のいずれかの要素における目下の（交通調査の日現在で決定する）サービス水準が最低LOSより低いLOSに低下した、ということが指摘された場合、本コンセッションネアは、交通調査書を IFA に引き渡した後180日の間に、当該場所のサービス水準を最低LOS以上に改善するための提案書（車線の拡張、車線の追加またはその他の措置についての推奨内容を記載する）を IFA に引き渡す。改善は、その要素のLOSが最低LOSより低いLOSに低下した方向のみに関して

求められる。IFA がかかる推奨を承認した場合（かかる承認は不合理に差し控えてはならない）、その提案は、承認された本コンセッションネアの本要請とみなされ、その条件に従い本コンセッションネアが実行する。本コンセッションネアが上述の 180 日の期間内にサービス水準を改善するための提案を提出しなかった場合、または IFA が、本コンセッションネアの提案でサービス水準が十分に改善するという事に同意しない場合、IFA は、サービス水準を最低 LOS 以上に改善するための IFA 自身の提案をすることができ、IFA の提案書が本コンセッションネアに引き渡された後 60 日以内に本コンセッションネアがこれに反論する場合を除き、IFA の提案は承認された本コンセッションネアの本要請とみなされ、その条件に従い本コンセッションネアが実行する。当事者間の紛争は、第 19 条で定める手順を利用して解決する。本コンセッションネアは、当該場所の LOS を最低 LOS に改善するためのすべての建設契約を、(i) LOS を改善するための提案について本コンセッションネアと IFA が合意した日、または第 19 条で定める手順に従い決定する日の 4 年後の応当日か、(ii) 当該提案を実行するために必要な追加の土地すべてを取得したか、または必要な通行権を取得した日か、いずれか遅い方の時点で発注する。

(B) 交通調査により、本有料道路のいずれかの要素におけるサービス水準が、当該交通調査書に記載された予測における対象期間中の将来のいずれかの時点で最低 LOS 以下に低下する、ということが指摘された場合、本コンセッションネアは、交通調査書を IFA に引き渡してから 180 日以内に、当該場所のサービス水準を最低 LOS 以上に改善するための提案書を引き渡す。改善は、その要素の LOS が最低 LOS 以下に低下すると予測される方向のみに関して求められる。本コンセッションネアが提案書を提出しない場合、または IFA が、当該提案で必要な期間内に LOS が改善するという事に同意しない場合（かかる同意は不合理に差し控えてはならない）、IFA は、必要な日までに LOS を改善するための IFA 自身の提案をすることができる。かかる提案に関する当事者による紛争は、第 19 条で定める手順を利用して解決する。当事者が最終的に受け入れた提案（本コンセッションネアが提出したか、IFA が提出したか、第 19 条に基づく解決後に決定したかを問わない）は、承認された本コンセッションネアの本要請とみなされ、その条件に従い本コンセッションネアが実行する。本コンセッションネアは、（直近の交通調査により、当該要素のサービス水準は当該時点で最低 LOS を下回っている、と指摘された場合、）当該場所の LOS を最低 LOS に改善するためのすべての建設契約を、(i) LOS を改善するための提案について本コンセッションネアと IFA が合意した日、または第 19 条で定める手順に従い決定する日の 4 年後の応当日か、(ii) 当該提案を実行するために必要な追加の土地すべてを取得したか、または必要な通行権を取得した日か、(iii) 当該場所の LOS が最低 LOS を下回ると交通調査が予測する年の 12 月 31 日か、いずれか最後のものが発生した時点で発注する。

(iii) 追加の土地、本契約期間終了後の改良 上記の第 5 条 5 項(b)号(ii)の規定にかかわらず、多層車線の建設またはインターチェンジの大掛かりな改造および類似の工事をせずに車線を追加する十分な拡張能力を本有料道路が有している範囲に限り、本コンセッションネアは、本第 5 条 5 項(b)号に従い追加の車線を建設する義務を負う。追加の土地が取得できれば本有料道路における既存の車線の拡張または車線の追加が実行可能である場合、IFA の随意に当州は、当該追加の土地を取得し、かかる取得の結果として可能となった本拡張は、承認された本コンセッションネアの要請とみなされ、その条件に従い本コンセッションネアが実行する。ただし、かかる追加の土地を取得するために生ずる費用の 50%は、IFA が負担する。加えて、上記の第 5 条 5 項(b)号(ii)にかかわらず、本コンセッションネアは、本契約期間の満了後まで発生しないと予測される最低 LOS を下回る水準へのサービスの低下に対処するために、本契約期間の満了後に本有料道路の改良を行うまたはその資金を提供する義務を負わない。本契約期間中に発生すると予測されない最低 LOS を下回る LOS

へのサービス水準の低下を防ぐために、本契約期間終了前に本拡張を開始する必要がある、と IFA が判断した場合、かかる資本改良プロジェクトは、IFA 指令とみなされる。

(c) IFA 指令に対する本コンセッションネアの拠出 本コンセッションネアは、IFA 指令の費用および当該 IFA 指令に直接帰し得る通行料金収入の純増加を考慮に入れて（当該 IFA 指令の実施に帰し得る一切の費用（当該 IFA 指令に帰し得る一切の資金調達費用および適用される税金を含むが、これらに限らない）を考慮に入れた上で）、当該 IFA 指令が本コンセッションネアの受け取った本有料道路収入の増加に直接的に帰着した範囲について、IFA 指令の費用に対し比例応分を拠出するが、いかなる場合も拠出額は当該 IFA 指令の費用を超えない。IFA は、IFA 指令の完了の3年後の応当日の後で、当該完了日の10年後の応当日の前にいつであれ、全国的に認められた独立の鑑定士または本コンセッションネアが合理的に受け入れることのできるその他の専門家に調査の実施を委任する権利を有する。かかる調査では、その IFA 指令の完了日以降に実際に得られた追加の本有料道路収入、残りの本契約期間中に当該 IFA 指令の結果として得られると予測される追加収入、および同等の投資に適用される一般的な市場レートと合致する資本化率を検討する。IFA は、当該調査の発注において用いるその他すべての関連データおよび当該調査で企図する事項を本コンセッションネアに提供する。本コンセッションネアが当該調査の結果またはその他のかかる資料に同意しない場合、本コンセッションネアは、IFA から通知を受け取った後 30 営業日以内に、本コンセッションネアがその決定に至るにあたり用いた調査、分析またはその他の背景情報を添えてその旨を書面で IFA に通知する。当事者は、第 19 条で定める手順を利用して意見の相違を解消する。仲裁人の決定が IFA の結論を支持するものであった場合、IFA は、調査書の費用の払い戻しを受ける権利を有する。相違する趣旨を有する本(c)号の規定にかかわらず、本コンセッションネアによる拠出が、本コンセッションネアがまだ受け取っていない本有料道路収入に基づくものである場合、本コンセッションネアは、当該金額を受け取る時まで当該拠出を行うことを求められない。

第 6 条 本運営基準

第 6 条 1 項 本運営基準の順守 本コンセッションネアは、本契約期間中いつでも、すべての重要な点において本運営基準（本契約の条件に従って行う本運営基準の変更または修正を含む）を順守し実施し、本有料道路運営をしてこれを順守させ実施させる。本コンセッションネアは、本運営基準の順守を実現するために合理的に立案される手順を準備する。IFA と本コンセッションネアは、本運営基準はその目的に照らし柔軟に解釈される、として合意する。本運営基準で定める特定の要件を特別な場合にまたは偶発的に順守しないことなど、特別な場合にまたは偶発的な作為または不作為により、本運営基準の違反があったとはみなされない。上記の一般性を限定することなく、本運営基準で定める個別の期限、継続期間または頻度の要件を満たさないことは、それが、本運営基準で定める要件の順守を実現するため合理的に立案される手順と相反しない場合は、違反を構成しない。本契約で明確に定めるほか、本コンセッションネアは、すべての重要な点において本運営基準を順守し実施するために求められるすべての作業（本運営基準で述べる資本改良を含む）を、本有料道路運営の一貫として本コンセッションネア単独の費用負担で遂行する。

第 6 条 2 項 提案される運営基準 本コンセッションネアが、費用自己負担で本運営基準以外の運営基準を実施し使用することを望む場合、本コンセッションネアは、IFA の承認を求めて提案する当該運営基準の通知を IFA に提供しなければならない。かかる承認は、不合理に差し控えてはならず、遅延させてはならない。第 1 条 15 項により求められる情報に加え、ただし、本契約の条件との重複または対立なく、本コンセッションネアの提案する運営基準には、その提案を行う本コンセッションネアの論理的根拠の説明、ならびに、本コンセッションネアの提案する運営基準は適用される本運営基準の目的を達成するために合理的に立案されているということを実証するために必要な関連す

るすべての裏づけ情報、証明書、報告、調査、検討結果およびその他の資料を添付しなければならない。IFA は、本コンセッションネアの提案する運営基準が、適用される本運営基準の目的を達成するために合理的に立案されているか否かを判断するために、IFA が合理的に求める追加の裏づけ情報、証明書、報告、調査、検討結果およびその他の資料を要請することができる。IFA が本コンセッションネアの提案する運営基準の実施に対し承認を与えるまで、本コンセッションネアは、その提案する運営基準を実施してはならず、本運営基準を実施し順守しなければならない。本コンセッションネアの提案する運営基準は、本契約の条件に従い IFA が承認したとき、本運営基準に組み込まれたとみなす。IFA が提案された運営基準を承認することを拒否し、かかる拒否に対し本コンセッションネアに異議がある場合、本コンセッションネアは、第 19 条の規定に基づきその問題を仲裁に委ねることができる。

第 6 条 3 項 修正される運営基準

(a) IFA は、本契約期間中いつであれ、(i) 差別的もしくは専断的に本コンセッションネアに適用されない、本有料道路運営に適用される新しい法を順守し、または (ii) 当州の管轄下にあるその他すべての同等幹線道路に関して当州が全般的に採用し実施する基準もしくは手法に本運営基準を適合させ、または (iii) 同等幹線道路に対し管轄権を有する米国のその他の政府当局が全般的に採用する基準もしくは手法に本運営基準を適合させるために、本コンセッションネアに通知をして本運営基準を修正または変更する権利を有する。IFA が直前の文に従い本運営基準を修正または変更する場合、本コンセッションネアは費用自己負担で、実施に要するすべての作業を遂行し、かかるすべての修正および変更を順守し、いかなる場合も本コンセッションネアは、当該修正または変更を順守する義務を免除されない。疑義を避けるために述べれば、本コンセッションネアは、修正された本運営基準が上記の要件を満たしていないことを理由に、第 19 条に従い当該修正された本運営基準の妥当性に異議を申し立てる権利を有する。

(b) 本契約期間中、IFA の意見によれば本運営基準の修正または変更は必要であるか望ましいが、当該修正または変更が第 6 条 3 項(a)号に従うものでない場合も、IFA は、本コンセッションネアへの通知により本運営基準を修正または変更することができる。ただし、IFA は、当該修正または変更が実施される時点でそれに関する使用許可賠償金を本コンセッションネアに支払うこととする。IFA の要請に応じ本コンセッションネアは、実施に要するすべての作業を遂行し、かかるすべての修正および変更を順守し、いかなる場合も本コンセッションネアは、当該修正または変更を順守する義務を免除されない。IFA は、本運営基準にかかる修正または変更の実施および順守を確実にするために必要な作業を請け負う権利を有する。ただし、IFA がかかる作業を請け負う範囲について、本コンセッションネアは、当該修正または変更の直前に存在した本運営基準を順守するために遂行された作業の部分の費用を、その書面での要求後 10 営業日以内に IFA に支払い、または IFA は、かかる作業の部分の費用を、当該修正もしくは変更に関連して本コンセッションネアに対し支払い義務のある金額と相殺することができる。IFA は、本運営基準の提案する当該修正または変更を実施するために要する追加作業の増分費用、およびこれと重複なく、当該修正または変更に関する使用許可賠償金のみについて責任を負う。

第 7 条 通行料金徴収、収入

第 7 条 1 項 通行料金徴収規則 本コンセッションネアは、付属書 7.1に記載する通行料金徴収規則の規定を順守する。疑義を避けるために述べれば、この付属書 7.1に明記する通行料金水準の範囲内での通行料金の増額またはその他の変更については、IFA の同意または承認は要しない。

第 7 条 2 項 通行料金自動徴収システム

(a) **実施する義務** 本コンセッションネアは、本有料道路の（各方向で）少なくとも 2 車線に関し、クローリング日の 2 年後の応当日またはその前に、IFA が合理的に受け入れることのできるゲート制御式通行料金自動徴収システムを実施する。ただし、かかる車線は、同時に引き続き手動操作を提供することができる。

(b) **IFA による協力** 本コンセッションネアが第 7 条 2 項(a)号に従い通行料金自動徴収システムを実施するとき、IFA は、その実施および執行において本コンセッションネアに協力する。かかる協力には、関連するすべての政府当局との合理的に必要な契約の交渉において本コンセッションネアを援助することが含まれる。加えて IFA は、本有料道路の利用者に対する許可書の発行を担当する当州の機関をして、本有料道路を利用するには該当する電子タグを入手する必要がある、と該当する範囲でかかる利用者に知らせることをさせるため最大限の努力をする。

第 7 条 3 項 収入

(a) **本有料道路収入** 本コンセッションネアは、本契約期間中いつでも、(i) 本契約期間中に本有料道路を使用する車両に関し本コンセッションネアによりまたは本コンセッションネアのために請求されるすべての収入（通行料金自動徴収システムを用いて徴収する収入を含む）（「通行料金収入」という）、および (ii) 付属書 7.3 に列挙する賃貸借契約、またはベンダーからのその他の賃貸借契約もしくは契約、もしくは譲渡本有料道路契約のいずれかに従い生ずる収入（合わせて「ベンダー収入」といい、通行料金収入と合わせて「本有料道路収入」という）における権利、権原、資格および権益を有する。

(b) **その他の収入** 大量輸送施設、当州に支払われるべきであって第 9 条 1 項(h)号で述べる財務諸表において示されない許可手数料、アルコールの販売、公益事業設備または類似の供給施設の設置および安全方策（上下水道管、送電線、光ファイバーケーブル、偵察設備およびその他の通信施設など）、ならびに広告板およびその他の形態の広告の設置からの収入など、本有料道路収入以外の収入を生み出すすべての収入源および活動は、当州または IFA（該当する方）により管理され、第 3 条 7 項(a)号を前提として、本コンセッションネアは、これらにおけるいかなる権利、権原、資格または権益も有しない。

(c) **通行料金収入の用途** 本コンセッションネアは、通行料金収入を本コンセッションネアにおける持分利益の所有者に分配する前に、本有料道路に関係する債務元利未払金、ならびに本有料道路の適正な運営および保守（本契約の要件を順守した本有料道路の再建、再舗装、修復および復旧を含む）に必要な費用に、すべての通行料金収入を用いる。

(d) ベンダー

(i) ベンダーの運営は、本有料道路運営の一部とする。疑義を避けるために述べれば、本コンセッションネアが稼ぐすべての収入のうちベンダーの運営に帰し得るものは、本コンセッションネアの財産とし、本コンセッションネアが管理する。

(ii) 本コンセッションネアは、事前に IFA から承認を得ずにベンダーと重要な契約を締結してはならない（かかる承認は、不合理にまたは専断的に差し控え、条件を付け、または遅延させてはならない）。ただし、かかる契約が付属書 7.3で現在企図している種類のサービスについてのものである限りにおいて、IFA の承認は要しない。IFA に承認を要請するに際し、本コンセッションネアは、上記の第 1 条 15 項の要件に加えて、ベンダーの身元、およびベンダーが提供する物品またはサービスの正確な性質について、IFA に書面で連絡する。契約は、本契約期間を超えて延長してはならないが、(a) かかる延長が IFA により

承認されており、(b) 当該契約を IFA に譲渡することができる場合は、この限りでない。いずれかのベンダーが IFA または当州のその他の機関と取引をする資格を有しない、と IFA が判断した場合、本コンセッションネアは IFA の要請に応じ、60 日前に書面で通知をした上で、該当する契約の条件により許可される範囲で、本コンセッションネアの当該ベンダーとの契約を解除する。ただし、IFA は、かかる解除に係る使用許可賠償金があればそれを本コンセッションネアに提供していなければならない、本コンセッションネアは、当該ベンダーの代わりとなる適任者を確保するよう努力することとする。

第 8 条 報告、監査、検査

第 8 条 1 項 報告

(a) **交通特性報告** 本契約に従い求められるその他の交通または交通関係報告に加え、本コンセッションネアは、IFA が指定する形態で下記の詳細を提供する四半期ごとの交通特性報告書を IFA に提供する。(i) 車両分類の各種類について翌 3 ヶ月間の交通量予想、(ii) 本有料道路の各マイルについて目下のサービス水準、およびその後 12 ヶ月間の予測されるサービス水準の変動、(iii) 丸 1 年の報告年度の交通量予測、ならびに (iv) 前四半期の各月について実際の交通カウント。本コンセッションネアは、各報告年度の各暦四半期末の後 20 日以内に、かかる報告書を IFA に提供する。

(b) **事故の管理、通報および報告** 本コンセッションネアは、すべての緊急事態を速やかに IFA に通知し、本有料道路上または本有料道路で発生したすべての事故および未遂事故、ならびに本コンセッションネアによりもしくは本コンセッションネアに対し行われたすべての請求、または本コンセッションネアが第三者に対し行うか、もしくは第三者により本コンセッションネアに対して行われると本コンセッションネアが合理的に予想する潜在的な請求を、速やかに IFA に通知する。加えて、本コンセッションネアは、IFA により指定された形態で下記の詳細を入れたかかるすべての出来事の四半期報告書を IFA に提供する。(i) 事故の種類（例えば、人身傷害、死亡または財物損壊）およびかかる各事故の概要、(ii) 事故の分類（例えば、道路関連、柵への衝突、通行権その他）、(iii) 種類および分類ごとの事故件数、(iv) 種類および分類ごとの事故補修費用、(v) 種類および分類別の本コンセッションネアが行った請求および受け取った収入、ならびに (vi) 種類および分類別の本コンセッションネアに対して行われた請求、および生じた損失または請求された損失。本コンセッションネアは、各報告年度の各暦四半期末の後 30 営業日以内に、かかる報告書を IFA に提供する。

(c) **環境事故報告** 本コンセッションネアは、適用される環境法に基づき定義されるとおり、報告する義務のある量の有害物質の放出、投棄および流出（過失によるかその他かを問わない）、ならびに事故が発生した場所、時、関係機関、発生した損害、および講じた是正措置について、出来事ごとに IFA に報告する。本コンセッションネアは、各事故の発生後 7 営業日以内に、または適用法に従い求められるこれより短い期間内に、かかる報告書を IFA に提供する。

(d) **財務報告** 本コンセッションネアは終了日まで、(i) 【訳注：(1)は(i)に修正しました。】各報告年度の初日後 6 ヶ月の各期間が終了してから 60 日以内に、本コンセッションネアの現行の方法に合致するやり方で合致する情報を入れた、当該各 6 ヶ月間の終了時における本コンセッションネアの未監査貸借対照表、ならびに当該 6 ヶ月間の関係する未監査損益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書の写しを、また (ii) 各報告年度末の後 120 日以内に、本コンセッションネアの現行の方法に合致するやり方で合致する情報を入れた、当該各報告年度末における本コンセッションネアの監査済み貸借対照表、ならびに当該報告年度の関係する監査済み

損益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書（各場合においてその注を含む）の写しを、かかる財務諸表は当該財務諸表のそれぞれの日におけるまた当該財務諸表で言及する期間の本コンセッションニアの財務状態、ならびに営業成績、持分変動およびキャッシュフローをすべての重要な点において公正に示している、として本コンセッションニアの最高財務責任者が認証して、それらに関する本コンセッションニアの独立の公認会計士の報告書とともに IFA に引き渡す。これらすべては、米国において一般に受け入れられている会計原則に従い、かかる会計原則が一貫して適用される。かかる財務諸表は、当該財務諸表の注で開示するほか、該当するすべての期間にわたり当該会計原則の一貫した適用を反映する。

第 8 条 2 項 情報

(a) **情報提供** 本コンセッションニアは、IFA の要請に応じ本コンセッションニアの費用負担で、本契約期間中の合理的な一切のときに、本コンセッションニアが本契約および適用法を順守しているか否かを IFA が判断できるようにすることを目的として、(i) 当該要請で指定され本コンセッションニアまたはその代表者が所持または管理する本有料道路運営、本契約または本有料道路に関するすべての本情報を IFA が入手できるようにするか、または IFA が入手できるようにさせ（かつ、IFA が要請する場合に提供するか提供されるようにし）、(ii) IFA が、10 営業日前に本コンセッションニアに通知を与えた上で（かかる通知は、IFA が面接への出席を要請する者を特定し、面接で取り上げる主題を合理的に特定して説明する）、本契約に基づく本コンセッションニアの義務について、本コンセッションニアの取締役、最高経営責任者および最高財務責任者、本運営者、またはそれらそれぞれの代表者のいずれかと協議できるようにする。

(b) **機密保持** 適用法により開示を求められる場合を除き、IFA は、(i) (A) 企業秘密、もしくは営業もしくは財務情報が専有、特権的もしくは機密である場合、または (B) 企業秘密、もしくは営業もしくは財務情報の開示が、競争において損害をもたらし得る場合に、企業秘密、または営業もしくは財務情報を構成し、(ii) そのようなものとして本コンセッションニアが書面で IFA に指定する、本コンセッションニアまたはその代表者から入手する本情報の機密を保持する。IFA が本第 8 条 2 項(b)号に従い機密と判断した本情報の開示を求める訴訟の抗弁を、本コンセッションニアが IFA に要請する場合、本コンセッションニアは、当該訴訟の抗弁において IFA に生ずる合理的な費用および経費について IFA に払い戻しをする。

第 8 条 3 項 IFA の検査、監査および点検の権利

(a) **監査権** 第 8 条 2 項で定める権利に加えて、IFA は、合理的なときにいつでも 48 時間前に通知をした上で、本有料道路運営の遂行に関連して本契約に基づき本コンセッションニアが維持するまたは引き渡すことを求められる本情報の監査を、かかる本情報に含まれる情報を検証するために行うことができ、または、IFA が指名する代表者をしてこれを行わせることができ、IFA の費用負担で、ただし、いかなる場合も第 8 条 2 条(b)号に従い、かかる本情報の写しおよび抜粋を取る権利を有する。本コンセッションニアは費用自己負担で、合理的なときに IFA またはその指名された代表者が合理的に求める合理的な情報および資料を、当該監査のために IFA またはその指名された代表者が入手できるようにし、またはこれらの者が入手できるようにさせ、これに関連してその他で IFA が合理的に求める協力を提供する。

(b) **検査権** IFA およびその代表者は、いつでも本有料道路およびそのあらゆる部分に立ち入る権利を有し、本コンセッションニアは、合理的な総費用を本コンセッションニアが負担して IFA に対し、本情報を監査することまたは本契約および適用法の順守を確認することを目的として本有料道路および本有料道路運営を検査するために合理的なあらゆる援助を提供し、本コンセッションニアの代表者をして提供させる。

(c) 試験 IFA およびその代表者は、事前に本コンセッショネアから同意を得て（かかる同意は不合理に差し控え、条件を付け、または遅延させてはならない）、IFA がその状況において合理的に必要と判断するとおり、本有料道路または本有料道路運営に関連して試験、調査または検討を行い、または行われるようにする権利を有し、本コンセッショネアは、費用自己負担で、かかる試験、手順、調査および検討の遂行に関連して合理的なあらゆる援助を IFA またはその代表者に提供し、本コンセッショネアの代表者をして提供させる。疑義を避けるために述べれば、上記に関連して IFA およびその代表者は、事前に本コンセッショネアから同意を得て（かかる同意は不合理に差し控え、条件を付け、または遅延させてはならない）、本有料道路運営のまたは本有料道路運営に関する試験、調査、監視、点検または検討を可能にし容易にするために、本有料道路内に、本有料道路上に、本有料道路の下に、本有料道路の上方に、または本有料道路に隣接して、機械、設備、システム、モニター、カウンターおよびその他の装置を、これらが本有料道路運営を著しく妨げない範囲で取り付ける権利を有する。

(d) 権利放棄の否定 IFA またはその代表者が、本契約に基づく本コンセッショネアの責任もしくはその一部または本情報を検査、点検、試験または監査しないことは、本契約に基づく IFA の権利のいずれの放棄も、本契約に基づく本コンセッショネアの義務または債務のいずれの適用除外も構成しない。検査、点検、試験または監査の後に本コンセッショネアの不履行の通知をしないことは、本コンセッショネアの不履行に対する権利放棄を構成せず、本契約および適用法を順守していたまたは順守するとの承認を構成しない。

(e) 不当な妨害の否定 IFA は、本契約に基づき IFA が検査、点検、試験および監査を行う過程で、行う検査、点検、試験および監査の性質を考慮して、本有料道路運営または本契約に基づく本コンセッショネアの権利もしくは責任の混乱または損傷の結果および継続を最小限に抑えるために合理的な努力をする。

第 8 条 4 項 監査、援助、検査および承認 本契約において本コンセッショネアもしくはその代表者にもしくはそれらのために援助、サービス、承認もしくは同意を提供する IFA もしくはその代表者に言及するとき、または、本有料道路、本有料道路運営もしくはその一部、もしくは本利用者もしくはその代表者の帳簿、記録、文書、予算、提案、要請、手順、証明書、計画、図面、仕様、契約、合意、日程、報告、リストもしくはその他の証書の監査、検査、試験、点検もしくは調査を行う IFA もしくはその代表者に言及するときはいつでも、IFA またはその代表者によるかかる請け負いは、本契約またはコモンローもしくはエクイティに基づく要件、責任、本コンセッショネアの不履行、誓約、同意または義務から本コンセッショネアを解放せず、これらを免除せず、これらに対する権利放棄とはならず、IFA またはその代表者に対し、本契約の明示的規定に従い別段生み出されていないか課されていない要件、責任、誓約、同意または義務（その他の援助、サービスまたは承認を提供する義務を含む）を生み出さず、または課さない。

第 8 条 5 項 費用の払い戻し 本契約で別段定める場合を除き、本コンセッショネアは、本有料道路運営ならびに本契約に基づく本コンセッショネアの義務および任務（本有料道路、本有料道路運営（もしくはその一部）、情報、または本契約に基づき提供するか請け負うことを求められるか許可される本コンセッショネアもしくはその代表者の提案、要請、手順、証明書、計画、図面、仕様、契約、合意、日程、報告、リストもしくはその他の証書の監査、試験、点検または調査など）の順守を監視するにあたり本契約期間中に IFA に合理的に生ずるすべての費用および経費（かかる役務を IFA に提供する従業員が費やした時間に基づき IFA が合理的に決定するとおりの、それに割り振ることができる人件費および関係する間接費を含む）を IFA に払い戻す。ただし、本契約で定める事項に関連して生ずる費用および経費を IFA に払い戻すことを本コンセッショネアに求める本 第 8 条 5 項 および本契約に記載するその他の規定（第 8 条 3 項(b)号を含むがこれに限らないが、第 3 条 16 項で述べる支払いは除く）に従い本コンセッショネアが支払うべき総額は、インフレ調整済みで 1 暦年あたり 150,000 ドルを超えてはならない。

第9条 表明および保証

第9条1項 IFAの表明および保証 IFAは、本コンセッショネアに対し下記の表明および保証を行い、本コンセッショネアおよびその代表者が本契約を締結するにあたりかかる表明および保証に依拠していることを認める。

(a) **組織** IFAは、非常に重要な公的機能を果たす当州の独立した公的機関であり、インディアナ州法典4-4-10.9および4-4-11以下に基づき設立される。

(b) **権能および権限** IFAは、本契約を締結し、本契約の条件に従ってIFAが行い、従い、または遂行するよう本契約に基づき求められるすべてのことを行い、その他すべての文書を作成し引き渡す権能および権限を有している。IFAの取締役会は、IFAによる本契約書の作成および引き渡しを承認し、本契約に基づくIFAの義務を履行する権限を付与した。

(c) **実施可能性** 本契約は、IFAにより正式に授権され、作成され、引き渡されており、債権者全般の権利の実施可能性に影響を与える適用される破産、債務超過および類似の法、ならびに一般的な公平の原則のみに服し、本契約の条件に従いIFAに対して実施可能なIFAの有効で法的拘束力のある義務を構成する。

(d) **権原** IFAは、容認されるIFAの負担および容認される本コンセッショネアの負担（用語「容認される本コンセッショネアの負担」の定義の簡条(iv)または簡条(vii)に明記する容認される本コンセッショネアの負担以外）のみに服し、本契約に従う本有料道路運営に必要な本有料道路に対する優良かつ十分な権原を有する。クロージング時に存在する容認されるIFAの負担および容認される本コンセッショネアの負担（用語「容認される本コンセッショネアの負担」の定義の簡条(iv)または簡条(vii)に明記する容認される本コンセッショネアの負担以外）の一切に服し、IFAに対し拘束力を有するか、または将来いつであれIFAに対し拘束力を有するようになり得る、本有料道路を売却し、移転し、譲渡し、リーエンの対象とし、負債を生じさせ、担保権を与え、またはその他の方法で処分し、または重大な負担を課す、別の者の登録済みまたは未登録の合意、契約、選択権、確約、権利、特権またはその他の権利はない。本有料道路（またはその一部）に対する権原に影響を与える登録済みまたは未登録の制限、特例、地役権、通行権、留保、限定、権益およびその他の事項は、本契約の条件に従い本有料道路を運営する本コンセッショネアの能力に重大な悪影響を与えない。本有料道路の土地のいずれの部分も、随時改正される洪水危険境界マップまたは洪水保険料率マップのいずれかで示されるとおりの、連邦緊急事態管理庁によりその全国洪水保険プログラムを通じて定義される洪水危険エリア内にはない。既存の本有料道路債券が第2条4項(a)号に従い無効化した後、IFAまたは当州の借入金についての負債は、本有料道路における権益により担保されず、いかなる者も、本有料道路から得られるか本有料道路に関して生ずる所得、利益、賃料、通行料金または収入に対する請求権、権利、またはそれらにおける権益を有しない（本契約に基づく本コンセッショネア、および本コンセッショネアが付与するか、またはその他で本コンセッショネアに係る請求権、権利または権益は除く）。

(e) **衝突の否定** 本有料道路法の採択、IFAによる本契約書の作成および引き渡し、本契約により企図する取引の完成（本契約の条件に従う本有料道路の運営を含む）、ならびに本契約の条件および規定のIFAによる履行は、(i) 適用法、または(ii) IFAもしくは当州が当事者であるか、もしくはIFAもしくは当州を拘束する契約、証書もしくは文書に基づくIFAの重要な義務に抵触しておらず、かかる義務に違反しておらず、（通知を与えること、もしくは時間の経過、

もしくはこれらの両方により、またはこれらなしに) かかる義務の違反もしくは期限の利益喪失に帰着しておらず、今後も同様とする。

(f) **同意** IFA による本契約書の作成、引き渡しおよび履行、または本契約により企図する取引の完成に関連して、IFA がいずれかの者(政府当局を含む)から同意を得ることは求められず、IFA がいずれかの者に通知を与えること、または IFA がいずれかの者に対し提出をすることは求められない。

(g) **法の順守、訴訟** IFA は、すべての重要な点においてすべての適用法を順守して本有料道路を運営してきており、運営している。IFA には、本有料道路の運営に重大な悪影響を及ぼすであろう適用法の違反はない。本有料道路を現在運営しているように運営するために必要な政府当局からの本授権はない。(i) 本有料道路の運営、または (ii) 本契約の妥当性もしくは実施可能性に対し重大な悪影響を及ぼすであろう、コモンローもしくはエクイティに基づく、または政府当局でのもしくは政府当局による、IFA に対する訴訟その他の法的手続きは係属中でなく、IFA が知る限りでは差し迫っていない。

(h) **財務諸表** 2003 年 6 月 30 日、2004 年 6 月 30 日および 2005 年 6 月 30 日付の本有料道路の財務諸表は、これらの日現在および当該財務諸表で述べる期間の本有料道路の財務状態および営業成績を、政府の部署に適用されるとおり一貫して適用される一般に受け入れられた会計原則に従い公正に示している。

(i) **譲渡本有料道路契約** 各譲渡本有料道路契約は、完全な効力を有し、本コンセッションニアが点検できるようにされてきた。IFA または当州には、譲渡本有料道路契約を含む本有料道路契約に基づく自己の義務の重大な違反はなく、通知もしくは時間の経過、またはこれらの両方により、それらの重大な違反を構成することになる行為または事象は発生していない。IFA または当州が知る限りでは、譲渡本有料道路契約の他方当事者には、本有料道路契約に基づく自己の義務の重大な違反はなく、通知もしくは時間の経過、またはこれらの両方により、それらの重大な違反を構成することになる行為または事象は、かかる当事者に関して発生していない。第 4 条 1 項により企図する本有料道路契約を除き、譲渡本有料道路契約は、(i) 本有料道路運営に関係するか、または (ii) 重要な点において本有料道路を拘束する、IFA または当州が当事者である重要な契約および合意のすべてであるが、譲渡本有料道路契約は、本有料道路運営に関連して用いられる、また当州のその他様々な機関および部局により用いられる、物品およびサービスの提供を伴う IFA または当州が当事者である契約および合意を含まない。

(j) **保険証券** 第 9 条 1 項(j)号で定めるすべての保険証券は、本契約の日とクロージング時の間の期間に関し完全な効力を有する。

(k) **変更なし** 2005 年 6 月 30 日以降、重大な悪影響に帰着したか、合理的に考えて帰着するとみられる取引または出来事はなかった。

(l) **ブローカー** Goldma, Sachs & Co. (その報酬は IFA が支払う) 以外に、本契約で企図する取引に関連して IFA から報酬または手数料を受け取る権利を有する場合のある、IFA により雇われたか、または IFA に代わって行動する権限を付与された投資銀行、ブローカー、仲介業者またはその他の媒介者はいない。

(m) **情報の正確さ** IFA が知る限りでは、本有料道路およびその運営に関する事実に基づく過去の履歴情報のうち、IFA が www.IntraLinks.com のバーチャルデータルームで本コンセッションニアに提供したものは、当該情報を提供した時点ですべての重要な点において正確であった。

(n) 未済の本有料道路債券 無効化することになるがクローリング日直後には償還されない本有料道路債券の金額は、30,000,000.00 ドルを超えない。その利息が連邦所得税を免除される負債は、本有料道路債券以外に本有料道路の資金調達のために発行されていない。

(o) 本有料道路法の制定 インディアナ州議会は、本有料道路法を正式に可決し、かかる本有料道路法は完全な効力を有する。

(p) 本有料道路法の効力 本有料道路法は、(A) 本有料道路運営の財務状態、資産、財産、運営もしくは見通し、または本契約に従う本コンセッションネアの権利にとって著しく不都合な規定を含んでおらず、(B) 本契約に従う本有料道路のすべてもしくは一部の所有者としての地位または本コンセッションネアの権利に帰し得る本コンセッションネアの財産税の納付を完全に免除し、(C) IFA が本契約に従う自己の支払い義務を順守することができるようにするために必要な資金を提供する当州側の倫理的な義務を定め、(D) 本契約で定める条件に従い本有料道路サービスを提供する独占的な特別許可およびライセンスを当州に代わり本コンセッションネアに供与する権限を明示的に IFA に付与する。

第9条2項 本コンセッションネアの表明および保証 本コンセッションネアは、IFA に対し下記の表明および保証を行う（かつ、IFA が本契約を締結するにあたりかかる表明および保証に依拠していることを認める）。

(a) 組織 本コンセッションネアは、その設立の州の法に基づき正式に設立され、有効に存続し、正当な資格を有する。本コンセッションネアの株式資本（株式資本を取得するオプション、ワラントおよびその他の権利を含む）は、本契約の日に先立ち本コンセッションネアが IFA に引き渡した認証書に記載した者が所有している。

(b) 権能および権限 本コンセッションネアは、本契約を締結し、本契約の条件に従って本コンセッションネアが行い、従い、または遂行するよう本契約に基づき求められるすべてのことを行い、その他すべての文書を作成し引き渡す権能および権限を有している。

(c) 実施可能性 本契約は、本コンセッションネアにより正式に授権され、作成され、引き渡されており、債権者全般の権利の実施可能性に影響を与える適用される破産、債務超過および類似の法、ならびに一般的な公平の原則のみに服し、本契約の条件に従い本コンセッションネアに対して実施可能な本コンセッションネアの有効で法的拘束力のある義務を構成する。

(d) 衝突の否定 本コンセッションネアによる本契約書の作成および引き渡し、本契約により企図する取引の完成、ならびに本契約の条件および規定の本コンセッションネアによる履行は、(i) 適用法、(ii) 本コンセッションネアもしくはいずれかの出資者が当事者であるか、もしくは本コンセッションネアもしくはいずれかの出資者を拘束する重要な契約、証書もしくは文書、または (iii) 本コンセッションネアおよび出資者のそれぞれの基本定款、通常定款もしくは規制文書に基づく本コンセッションネアの重要な義務に抵触しておらず、かかる義務に違反しておらず、（通知を与えること、もしくは時間の経過、もしくはこれらの両方により、またはこれらなしに）かかる義務の重大な違反もしくは期限の利益の喪失に帰着しておらず、今後も同様とする。

(e) 同意 本コンセッションネアによる本契約書の作成および引き渡し、または本契約により企図する取引の完成に関連して、本コンセッションネアまたはいずれかの出資者がいずれかの者（政府当局を含む）から同意を得ることは求められず、本コンセッションネアもしくはいずれかの出資者がいずれかの者に通知を与えること、または本コンセッションネアもしくはいずれかの出資者がいずれかの者に対し提出をすることは求められない。ただし、本契約の日現在で得

ているかかる同意および与えられているかかる通知は、この限りでない。

(f) **法の順守、訴訟** 本コンセッションネアには、本有料道路の運営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある適用法の違反はない。本コンセッションネア、または本コンセッションネアが知る限りではその関連会社は、米国財務省外国資産管理局、米国商務省産業安全保障局、もしくはこれらの後継機関により維持される下記のリスト、または当州が適用法のもと取引の相手としてはならない者のその他のリストのいずれにも掲載されていない。特別指定国民リスト (Specially Designated Nationals List)、拒否者リスト (Denied Persons List)、非検証者リスト (Unverified List)、事業体リスト (Entity List) および除外者リスト (Debarred List)。上記の一般性を限定することなく、本コンセッションネアは、(自社のために、また自社の主導者、代理人、および本コンセッションネアが知る限りでは関連会社のために、) 自社およびそれらの者が、些細で計画的でない違反を除き、過去 365 日の間に (i) IC 24-4.7 (消費者の電話勧誘)、(ii) IC 24-5-12 (電話勧誘) または (iii) IC 24-5-14 (自動ダイヤル機の規制) の条件に違反しなかった、と確言する。(i) 本契約により企図する取引、または (ii) 本契約の妥当性もしくは実施可能性に対し重大な悪影響を及ぼすであろう、コモンローもしくはエクイティに基づく、または政府当局でのもしくは政府当局による、本コンセッションネアまたは出資者に対する訴訟その他の法的手続きは係属中でなく、本コンセッションネアが知る限りでは差し迫っていない。

(g) **本運営者** 本運営者が本コンセッションネアまたは本コンセッションネアの関連会社でない限りにおいて、本コンセッションネアは、本運営者が下記のとおり表明し保証する、IFA が受け入れることのできる書式および内容の役員証明書を、本運営者をしてクロージングのときに IFA に引き渡させる。(i) 本運営者は、その設立の州の法に基づき正式に設立され、有効に存続し、正当な資格を有する。(ii) 本運営者の株式資本 (株式資本を取得するオプション、ワラントおよびその他の権利を含む) は、本契約の日に先立ち本コンセッションネアが IFA に引き渡した認証書に記載した者が所有している。(iii) 本運営者は、本コンセッションネアが本運営者を雇うことに関連して本運営者が行い、従い、または遂行するよう本契約に基づき求められるすべてのことを行い、その他すべての文書を作成し引き渡す権能および権限を有している。(iv) 本運営者は、本契約に従い本有料道路運営を遂行するために必要なすべての専門知識、資格、経験、適性、技能およびノウハウを有している。かつ、(v) 本運営者には、本有料道路の運営に重大な悪影響を及ぼすことになる適用法の違反はない。本運営者が引き渡した役員証明書に含まれる表明または保証の違反について、本運営者が第 12 条の規定に合致する条件で補償を提供することに同意する限りにおいて、本コンセッションネアは、本契約の第 12 条に基づき IFA にかかる補償をする義務を負わない。

(h) **ブローカー** 本コンセッションネアまたはその関連会社はその報酬を支払うブローカーまたはアドバイザー以外に、本契約で企図する取引に関連して報酬または手数料を受け取る権利を有する場合のある、本コンセッションネア、いずれかの出資者、またはそれらそれぞれの関連会社のいずれかにより雇われたか、またはこれらの者に代わって行動する権限を付与された投資銀行、ブローカー、仲介業者またはその他の媒介者はいない。

第 9 条 3 項 権利放棄の否定 いずれかの本契約当事者によりまたはいずれかの本契約当事者のためにいつであれ行われる調査は、本契約においてまたは本契約に従い本契約他方当事者が行った表明または保証の適用を除外するか、それらの範囲を縮小するか、またはその他でそれらに影響を与える効果を有しない。いずれかの条件の全部または一部について本契約一方当事者が適用を除外しても、それはその他の条件の適用除外とはならない。

第 9 条 4 項 存続

(a) **IFA の表明および保証** 第 9 条 1 項に含まれる IFA の表明および保証は、次のとおり本

コンセッションネアのために存続し、完全な効力を有し続ける。(i) 第9条1項(a)号から第9条1項(g)号まで(同号を含む)に含まれる表明および保証については、期限なく、また(ii) その他すべての事項については、クローリング日の後24ヶ月の期間(ある本請求の真正な通知がその期間の満了より前に第20条1項に従って書面で与えられた場合は除き、かかる場合に当該通知が適用される表明および保証は、その本請求に関し、その本請求の最終的な決定または和解まで存続するが、かかる決定または和解が該当する本契約当事者により入念かつ誠実に求められていることとする)。

(b) 本コンセッションネアの表明および保証 第9条2項に含まれる本コンセッションネアの表明および保証は、次のとおり IFA のために存続し、完全な効力を有し続ける。(i) 第9条2項(a)号から第9条2項(f)号まで(同号を含む)に含まれる表明および保証については、期限なく、また(ii) その他すべての事項については、クローリング日の後24ヶ月の期間(ある本請求の真正な通知がその期間の満了より前に第20条1項に従って書面で与えられた場合は除き、かかる場合に当該通知が適用される表明および保証は、その本請求に関し、その本請求の最終的な決定または和解まで存続するが、かかる決定または和解が該当する本契約当事者により入念かつ誠実に求められていることとする)。

第10条 財政上の義務

第10条1項 本コンセッションネアの義務 第4条1項に基づく IFA の義務、または第5条1項および第5条5項により企図する IFA 指令に関係する費用および経費の IFA による資金提供に関するほか、本コンセッションネアは、本契約に基づく自社の義務を履行するための資金を確保する責任を負い、かかる資金調達は、本契約のすべての要件を順守して行う。

第10条2項 IFA の義務 IFA は、適用法に合致する範囲で、本コンセッションネア単独の費用負担で、本契約に基づく本コンセッションネアの義務を履行するために資金を確保し、維持し、返済するのに合理的に必要な証拠書類に関し、本コンセッションネアに協力する。IFA の協力は、本契約の条件を具体化する文書(賃借地譲渡抵当債務を構成する該当する調達資金により明示される債務を確認するために必要な同意書および合意書を含むが、これに限らない)の検討、承認および作成、ならびに、適用法および第三者との契約上の義務により許可される範囲で、また IFA がその状況において合理的と考える範囲で、資金調達を容易にするために情報および資料を本コンセッションネアの貸主が入手できるようにすることを含む場合がある。本コンセッションネアが要請する場合、IFA は本コンセッションネア単独の費用負担で、Katz, Sapper & Miller, LLP (または IFA のその時点における独立の公認会計士)をして、場合に応じ本コンセッションネアの有価証券の公募または私募に関連して本有料道路に関する一定の財務情報の使用および組み入れに同意させるため、合理的な努力をする。加えて IFA は、本コンセッションネアまたは賃借地譲渡抵当権者の要請に応じ速やかに、IFA の指定された代表者が知り信ずる限りでは適格な本契約に関する標準同意書および禁反言証書を作成し、承認し、本コンセッションネアまたは本コンセッションネアが指定する当事者のいずれかに引き渡す。本契約のいかなる定めも、適用法または本契約の規定と合致しないかこれらに違反する、追加の義務もしくは責任を負い、または措置を講じ、同意を与え、または文書を作成することを、IFA に求めない。本契約のいかなる定めも、IFA が IFA 指令の資金を調達するために債券を発行するか追加の債務証書を作成し、その結果である改良を本コンセッションネアに賃貸することを禁止せず妨げない(ただし、かかる賃貸借に関して賃料またはその他の請求金を本コンセッションネアに課してはならず、かかる IFA 指令の結果である一切の建造物または改良は、本契約に従い本コンセッションネアが単独で使用するためのものとする)。IFA は、効力発生日の後で IFA が引き受ける新しい債務またはその他の義務が、本有料道路の土地、本有料道路施設または本有料道路の可動資産のいずれによっても、賃借地譲渡抵当の条件に基づく不履行を誘発するように保証されない、ということ

認め、これに同意する。

第 10 条 3 項 禁反言証書についての本コンセッショネアの義務 本コンセッショネアは、IFA の要請に応じ速やかに、本コンセッショネアの指定された代表者が知り信ずる限りでは適格な本契約に関する標準同意書および禁反言証書を作成し、IFA または IFA が指定する当事者のいずれかに引き渡す。本契約のいかなる定めも、適用法および本契約の規定と合致しない追加の義務もしくは責任を生じさせ、または措置を講じ、同意を与え、または文書を作成することを、本コンセッショネアに求めない。

第 11 条 法の順守

第 11 条 1 項 法の順守 本コンセッショネアは、いつでも費用自己負担で、本第 11 条で明示的に列挙する法、および本契約に基づく本コンセッショネアの義務の履行に関し何らかの形で適用されることのある法など、本コンセッショネアまたは本有料道路運営に適用される現在存在するか今後有効となるすべての適用法を、すべての重要な点において遵奉し順守し、当該本有料道路運営をしてすべての重要な点において遵奉させ順守させなければならない。ただし、本コンセッショネアは、クローキング時より後に当州の制定する法が本コンセッショネアを冷遇するように適用されている場合に、要求をして使用許可賠償金を受け取る権利を有する。本コンセッショネアは、本コンセッショネアが上記のいずれかに違反した可能性があるとの通知を政府当局から受け取ってから 7 日以内に、IFA に通知しなければならない。

第 11 条 2 項 差別なし

(a) **連邦差別撤廃法** 本コンセッショネアは、次のものなど差別撤廃に関する適用されるすべての連邦法を順守する。(i) 1964 年公民権法 (42 U.S.C. § 2000 以下) (1981 年)、(ii) 1991 年公民権法 (P.L. 102-166)、(iii) 行政命令第 11246 号 (30 Fed. Reg. 12,319) (1965 年)、42 U.S.C. § 2000(e)注釈に転載、行政命令第 11375 号 (32 Fed. Reg. 14,303) (1967 年) および行政命令第 12086 号 (43 Fed. Reg. 46,501) (1978 年) により改正、(iv) 年齢差別禁止法 (42 U.S.C. § § 6101-6106) (1981 年)、(v) 雇用上の年齢差別禁止法 (29 U.S.C. § § 621-34) (1967 年)、(vi) 1973 年リハビリテーション法 (29 U.S.C. § § 793-794) (1981 年)、ならびに (vii) アメリカ障害者法 (42 U.S.C. § 12101 以下) (1990 年)。

(b) **州差別撤廃法** IC 22-9-1-10 および 1964 年公民権法に従い、本コンセッショネアおよびその請負人は、本有料道路運営における雇用についていかなる使用人または志願者も冷遇してはならない。本コンセッショネアおよびその請負人は、賃金、在職期間、約定、条件もしくは雇用上の特権、または雇用に直接的もしくは間接的に関係する事項に関し、人種、肌の色、宗教、性別、障害、出身国または家系を理由に差別をしてはならない。

第 11 条 3 項 薬物のない職場の維持

(a) 本コンセッショネアは本契約により、薬物のない職場を提供し維持するために誠実に努力をすることを誓約し、これに同意する。本コンセッショネアは、本コンセッショネアまたは本コンセッショネアのある従業員が本コンセッショネアの職場で発生した薬物に関する犯罪行為により有罪となったとの通知を実際に受け取った後 10 日以内に、書面の通知を IFA に与える。

(b) 本コンセッショネアは、次のようにして薬物のない職場を提供すると保証し、これに

同意する。

(i) 規制対象である物質の違法な製造、配布、分配、所持または使用は本コンセッションネアの職場において禁止されるということを自社の従業員全員に知らせ、かかる禁止に違反した従業員に対し講じられる措置を明記する声明書を発行し、従業員全員に提供する。

(ii) (1) 職場における薬物乱用の危険、(2) 薬物のない職場を維持するという本コンセッションネアの方針、(3) 利用可能な薬物カウンセリング、リハビリテーションおよび従業員援助プログラム、ならびに (4) 職場で発生した薬物乱用に関する違反について従業員に課すことのある罰を、本コンセッションネアの従業員に知らせるための、薬物追放意識向上プログラムを確立する。

(iii) 上記の簡条(i)により求められる声明書において、雇用継続の条件として従業員は、(1) その声明書の条件を固守し、(2) 職場で発生した薬物に関する制定法の違反についての有罪判決を、当該有罪判決後 5 日以内に本コンセッションネアに通知する、ということをも従業員に通知する。

(iv) 上記の簡条(iii)(2)に基づく従業員からの通知を受け取ったか、またはその他でかかる有罪判決の通知を実際に受け取った後 10 日以内に、IFA に書面で通知する。

(v) 上記の簡条(iii)(2)に基づく有罪判決の通知を受け取った後 30 日以内に、職場で発生した薬物乱用に関する違反で有罪となった従業員に対し次の制裁または是正策を課す。(1) その従業員に対し解雇までを含む適切な人事措置を講ずるか、または (2) 当該目的で連邦、州もしくは地方の保健、法執行もしくはその他の適切な機関により承認された薬物乱用援助もしくはリハビリテーションプログラムに十分参加するよう、当該従業員に求める。かつ、

(vi) 上記の簡条(i)から(v)までの実施を通じて、薬物のない職場を維持するために誠実に努力する。

第 11 条 4 項 倫理および利益相反要件

(a) **倫理** 本コンセッションネアおよびその代行者は、インディアナ州法典 § 4-2-6 以下、それらに基づき公布された規則、ならびに 2004 年 4 月 27 日付の行政命令第 04-08 号および 2005 年 1 月 10 日付の行政命令第 05-12 号で定められたとおりの、当州と業務関係を有する者に適用されるすべての倫理要件を固守する。

(b) **利益相反**

(i) 本号で用いるとき、

(A)「近親」は、ある個人の配偶者および親権から解放されていない子を意味する。

(B)「利害関係者」は、次の者を意味する。

(1) 本契約書に署名をする個人、

(2) 本コンセッションネアの 3 パーセント以上の権益を有する個人、または、

(3) 箇条(1)もしくは(2)のもとで特定した個人の近親者。

(ii) 本コンセッションネアは、ある利害関係者が当州の職員であるか職員となるときに IFA に開示するという、本契約に基づく積極的義務を負う。本条に基づく義務は、本コンセッションネアが知っているか、合理的に考えて知っている可能性がある事実のみに及ぶ。

第 11 条 5 項 共謀禁止および受け入れ 本コンセッションネアは、偽証をすれば罰せられるという条件で、本コンセッションネアの従業員、代表者、代行者または役員が直接的または間接的に、本コンセッションネアが知る限りにおいて、本契約で明示的に定める以外に本契約の締結について金銭その他の対価を受け取るまたは支払うとの提携、共謀または合意をしておらず、することを提案していない、と確言する。

第 11 条 6 項 MBE/WBE 要件 本コンセッションネアは、調達および請負のプロセスにおいて少数民族および女性企業（「M./W.B.E.s」という）を最大限に利用するため、IC4-13-16.5 および 25 IAC 5 の要件を順守する。本コンセッションネアは、少数民族企業 6%および女性企業 6%という参加目標に同意する。すべての M/WBEs は、インディアナ州執行部少数民族および女性企業課（Indiana Department of Administration, Minority and Women Business Enterprises Division）により認証されなければならない。この政策は、本有料道路に関係するすべての契約書に記載し、本コンセッションネアの影響を受ける部署の全従業員に広め、少数民族および女性企業に知られるようにする。

第 11 条 7 項 インディアナ州からの購入の推定 本コンセッションネアは、本有料道路の建設（本契約の第 5 条に基づき強制されるすべての建設を含む）、修理および保守、IFA 指令の順守、ならびに承認された本コンセッションネアの本要請の履行について、年間支出総額の少なくとも 90%に相当する契約を、IC-5-22-15-20.5 で定義するとおりの「インディアナ州企業（Indiana businesses）」に与えるという目標に同意する。

第 11 条 8 項 電話での勧誘 IC 5-22-3-7 により求められるとおり、本コンセッションネアは、自社ならびにその主導者および関連会社のために、本コンセッションネアもそれらの者も、IC-24-4.7 が連邦法により取って代わられるとしても、本契約期間中は IC 24-4.7 の条件に違反しない、ということに同意する。

第 12 条 補償

第 12 条 1 項 本コンセッションネアによる補償 法により許可される範囲で、本コンセッションネアは、IFA、当州およびその代表者のそれぞれに、下記の事項に基づくか、下記の事項から生ずるか、下記の事項に関係するか、下記の事項が誘因となるか、または下記の事項に帰し得る、IFA、当州または当該代表者が実際に被ったかこれらの者に生じた本損失につき補償をし、これらの者を免責する。(i) 本コンセッションネア、その関連会社、もしくはそれらそれぞれの代表者が本契約における誓約、義務、同意、約定もしくは条件のいずれかの順守、遵奉もしくは遂行をしないこと、または第 9 条 4 項(b)号を前提として、本契約で述べる本コンセッションネアの表明もしくは保証の違反。(ii) 引き受ける債務。(iii) 本コンセッションネアの権益もしくはその一部の本移転（IFA が行う最初の本移転以外）に帰し得る税金もしくは譲渡抵当登録料、または (iv) 本契約、本コンセッションネアの権益の本移転、もしくは本有料道路に影響を与えるその他の事項に関連して本コンセッションネア、その関連会社もしくはそれらそれぞれの代表者に代わって行動した者による仲介手数料、報酬もしくはその他の代価の請求。ただし、第三者請求の結果である本請求に関しては除き、本請求は、本契約期間の満了もしくは本契約の早期解除から 3 年の期間内に、または適用される出訴期限法により定められるこれより短い期間内に書面で行う。

第12条2項 IFAによる補償 法により許可される範囲で、IFAは、本コンセッショネア、その関連会社およびその代表者のそれぞれに、下記の事項に基づくか、下記の事項から生ずるか、下記の事項に関係するか、下記の事項が誘因となるか、または下記の事項に帰し得る、本コンセッショネア、その関連会社または当該代表者が実際に被ったかこれらの者に生じた本損失につき補償をし、これらの者を免責する。(i) IFAもしくはその代表者が本契約における誓約、義務、同意、約定もしくは条件のいずれかの順守、遵奉もしくは遂行をしないこと、または第9条4項(a)号を前提として、本契約で述べる IFA の表明もしくは保証の違反。(ii) 除外する債務。または (iii) 本契約もしくは本有料道路に影響を与えるその他の事項に関連して IFA もしくはその代表者に代わって行動した者による仲介手数料、報酬もしくはその他の代価の請求。ただし、第三者請求の結果である本請求に関しては除き、本請求は、本契約期間の満了もしくは本契約の早期解除から3年の期間内に、または適用される出訴期限法により定められるこれより短い期間内に書面で行う。

第12条3項 代表者の代理 IFA および本コンセッショネアのそれぞれは、自己の代表者または関連会社（該当する方）のいずれかのために、その代表者および／または関連会社（該当する方）の代行者および受託者として、各補償を受け入れることに同意し、IFA および本コンセッショネアのそれぞれが、自己の代表者および／または関連会社（該当する方）のために、その代表者および／または関連会社（該当する方）に代わって補償を実施できる、ということに同意する。

第12条4項 第三者請求

(a) **第三者請求の通知** ある被補償当事者が、第三者請求の開始または主張について通知を受け取った場合、その被補償当事者は、そのことについて合理的に速やかに、ただしいかなる場合も第三者請求の当該通知を受け取った30日後までに、補償人に対し通知を与える。補償人へのかかる通知は、その第三者請求について合理的に詳細に説明し（訴状または関係書類の写しを入れ）、合理的に実行可能であれば、被補償当事者が被ったか被るおそれのある本損失の見積もり額を示す。

(b) **第三者請求の抗弁** 補償人は、第三者請求の通知を受け取った30日後まで（「通知期間」という）にその趣旨の通知を被補償当事者に与えることにより、その第三者請求の抗弁に参加するか抗弁を引き受けることができる。これを行う補償人の権利は、その第三者請求に関し責任を負う可能性のある保険会社または本契約他方当事者の権利に服する。補償人は、各抗弁に参加するかそれを引き受ける補償人自身の経費のすべてを支払うことに同意する。補償人が抗弁を引き受けた場合であっても、被補償当事者は、各第三者請求の抗弁に誠実に協力し、自身が費用自己負担で選んだ弁護士の援助を受けて当該抗弁に参加できる。被補償当事者が通知期間内に、補償人は当該第三者請求の抗弁を引き受けることを選択した、との通知を受け取っていない場合、被補償当事者は、被補償当事者自身が選んだ弁護士の援助を受けて当該抗弁を引き受けることができ、補償人は、それに関連して支払われたか生じた合理的なすべての費用および経費、ならびに当該第三者請求に関し被補償当事者が被ったか被補償当事者に生じた本損失を負担する。

(c) **第三者請求についての援助** 補償人および被補償当事者は、第三者請求の抗弁を請け負い管理する本契約当事者（「抗弁当事者」という）が次のものを利用できるようにするために、合理的なあらゆる努力をし、その他の点においても抗弁当事者と協力する。(i) 第三者請求を評価しその抗弁をする抗弁当事者を援助するために、その援助、証言および出席が必要な従業員・職員、ならびに (ii) 第三者請求の抗弁をするにあたり用いるために抗弁当事者が合理的に求める当該本契約当事者の所持するすべての文書、記録およびその他の資料。補償人は、本契約に基づきかかる文書、記録および資料を利用できるようにすることに関連するすべての合理的な経費、ならびに被補償当事者が補償人のために対応できるようにする従業員・職員のすべての

経費（かかる経費は、当該従業員・職員に関連する被補償当事者の実際の費用を超えない）を負担する。

(d) **第三者請求の和解** ある補償人が、第12条4項(b)号の規定に従い第三者請求の抗弁を引き受けることを選択する場合、その補償人は、当該第三者請求の抗弁に関連して被補償当事者にその後生ずる訴訟費用を負担しない。ただし、補償人が、補償人は当該第三者請求の入念な抗弁を行うために必要な合理的な処置を講じていない、と被補償当事者が合理的な根拠に基づき誠実に確信する旨の通知を被補償当事者から受け取った後30日以内に、かかる処置を講じなかった場合、被補償当事者は随意に、被補償当事者自身が選んだ弁護士の援助を受けてその第三者請求の抗弁を引き受け、その第三者請求を示談または和解にすることを選択でき、補償人は、それに関連して支払われたか生じた合理的なすべての費用および経費を負担する。被補償当事者は、事前に補償人から書面で同意を得ずに第三者請求を和解または示談にしなければならないが、かかる和解または示談が、補償人に（金銭の支払い以外の）責任を負わせずに行われ、補償人側に（金銭の支払い以外の）措置を求めない場合は、この限りでない。

第12条5項 直接請求 直接請求は、そのことについて合理的に速やかに、ただしいかなる場合も被補償当事者が当該直接請求に気づいた時点の60日後までに、補償人に通知を与えることにより主張する。補償人は、それから30日以内にかかる直接請求に対し書面で回答する。補償人が当該30日の期間内にこのように回答しなかった場合、補償人は当該本請求を拒否したとみなされ、かかる場合に被補償当事者は、当該直接請求を第19条で定める紛争解決方法に付託することができる。

第12条6項 適時に通知を与えない場合 本第12条で規定するとおり適時に通知を与えないことは、当該通知を受け取る権利を有していた本契約当事者が、当該不履行の結果として該当する保険担保に基づく支払金を回収する権利を剥奪されたか、またはその他で当該不履行の結果として直接的かつ重大な損害を被った場合、その範囲のみを除き、いずれの本契約当事者の権利または義務にも影響を与えない。ただし、本第12条6項は、第9条4項の存続規定およびそれに関する本契約両当事者の権利には一切影響を与えない。

第12条7項 縮小および代位 本契約に基づく補償金の支払い（「補償金支払い」という）が行われた後いつであれ、保険担保に基づくもしくは従う回収、清算その他により、または他の者によるか他の者に対する請求、回収、清算もしくは支払いに従い、被補償当事者に生じた本損失の金額が縮小した場合、かかる縮小の金額（それに関連して生じた費用、経費（税金を含む）または保険料を差し引く）は、その支払日からの銀行利率での当該金額に対する利息とともに、被補償当事者が速やかに補償人に払い戻す。全額の補償金支払いを行ったとき、補償人は、その補償金支払いが関係する本損失に関する被補償当事者の第三者に対するすべての権利を、当該補償金支払いの範囲で代位する。被補償当事者が自己の本損失の支払い金全額を回収するまで、当該補償金支払いを理由とする補償人の当該第三者に対する一切の請求権は延期され、支払いに関しては【訳注：文脈から in right of の right は light に修正して訳しました。】被補償当事者の当該第三者に対する権利に劣後する。

第12条8項 支払いおよび利息 本契約に基づき補償人が支払うべきすべての金額には銀行利率に等しい年率の利息がつき、この利息は、補償人が本第12条に従い支払いを行う責任を負うところの本損失に関し、被補償当事者が資金を支出したか、損害もしくは損失を被ったか、または被補償当事者に損失、債務もしくは経費が生じた日から、補償人による被補償当事者への支払いの日まで、判決の前と後の両方において毎年計算し、毎月支払い義務が生ずる。

第12条9項 一定の本請求に対する制限 第9条1項で IFA が行うまたは与える表明または保証の違反については、本コンセッションネア、その関連会社または本コンセッションネアの代表者は、第12条2項に基づき IFA に対し本請求を行うことはできない。ただし、(i) かかる違反に関連して

本コンセッショネア、その代表者またはその関連会社が被るかこれらの者に生ずる本損失が 20,000 ドルを超え、かつ、(ii) 第 9 条 1 項における表明および保証の違反に関連して本コンセッショネア、その代表者またはその関連会社が被るかこれらの者に生ずるすべての本損失の合計が 4,000,000 ドルを超える場合は、この限りでなく、かかる場合に当該金額を超える当該本損失すべての金額は、本コンセッショネア、その代表者またはその関連会社が回収できる。ただし、かかる本損失に関する本コンセッショネア、その代表者またはその関連会社に対し IFA が責任を負う総額の上限は、本賃料の 50%を超えない。ただし、さらに本第 12 条 9 項は、第 9 条 1 項(a)号、(b)号、(c)号、(d)号、(e)号、(f)号もしくは(g)号における表明もしくは保証の違反についての請求、または第 9 条 1 項における表明もしくは保証の詐欺、故意の不実表示もしくは故意の違反についての請求に関する本請求には適用されない。

第 12 条 10 項 その他の事項

(a) 適用法により許可される範囲で、本コンセッショネアは、本コンセッショネアの従業員による請求など、インディアナ州労働者災害補償法 (IC 22-3-1-1 以下) の対象となり得る本損失に基づき支払うべき金額の抗弁、補償、免責または拠出をする自社の義務の金額に対する限度の適用を除外する。

(b) 保険金を差し引く本損失 本第 12 条の適用上、本契約に基づき補償が提供される本損失の金額は、当該本損失に関して被補償当事者が保険証券に基づき回収した金額を差し引くものとする。本契約に基づく被補償当事者の債権は、かかる回収が被補償当事者の保険料の引き上げに帰し得るか、または当該被補償当事者にその他の追加費用もしくは経費をもたらす範囲については、このように縮小されない。

(c) 税金を差し引く本損失 加えて、本契約に基づき支払われる本損失の金額は、被補償当事者が利用できる「税制上の優遇措置」(下で定義するとおり) についての減額をせずに補償人が支払う。ただし、被補償当事者がいずれかの本損失の結果としての税制上の優遇措置を認識している範囲について、被補償当事者は、被補償当事者が実際に認識している税制上の優遇措置の金額を補償人に支払う。この目的において、ある課税年度に関し、すべての課税年度からの本損失に帰し得る税目 (およびそれに関して受け取った補償金の支払額) を除外することにより計算される当該課税年度末までの被補償当事者の累積租税債務が、すべての課税年度の本損失に帰し得る税目 (およびそれに関して受け取った補償金の支払額) を考慮に入れることにより計算される当該課税年度末までの被補償当事者の実際の累積租税債務を超える場合、その範囲について、(関連する税法により合理的に許可される範囲で、また当該税目をいずれかの課税年度について請求された最終税目として扱い、) 被補償当事者は税制上の優遇措置 (「税制上の優遇措置」という) を認識しているとみなされる。税制上の優遇措置を計算する目的において、被補償当事者は、被補償当事者およびその関連会社を含む。

第 12 条 11 項 相殺権、一定の損害賠償に対する制限

(a) 本契約のその他の規定にかかわらず、本契約に基づく本契約各当事者の義務は、当該本契約当事者がいつであれ本契約他方当事者 (もしくはそれぞれの承継人および譲受人のいずれか) に対して有する、本契約に基づき当該本契約他方当事者に対し支払い義務のある支払金を差し引く権利、または当該本契約他方当事者の被移転人もしくは譲受人の当該本契約当事者もしくはその側もしくはその権益に対する権利など、すべての抗弁、反対請求、相殺もしくは埋め合わせの権利、またはその他の請求権および権利に服し、本契約各当事者は、これらの便宜を有し (「相殺」という)、かかる目的において依拠する当該本契約当事者の請求権または権利が、満期となっているか否か、偶発的かその他かを問わない。企業再生または清算その他の計画に従う本契約もしくはかかる本契約他方当事者のその他の義務またはそれに関する権利の

移転または譲渡は、本契約各当事者が相殺を利用できることに影響を与えず、これを損なわない。上記の一般性を損なうことなく、(a) 本コンセッションネアが被補償当事者であり、(b) IFA が本契約に基づき本コンセッションネアに補償をする義務を負うことに同意するか、またはかかる義務が第 19 条で定める手順に従い決定されており、(c) 本コンセッションネアが補償を受ける権利を有する本損失の金額が、IFA により同意されているか、第 19 条で定める手順に従い決定されており、(d) 場合に応じ IFA が当該本損失を支払う自己の義務を認める日、またはかかる義務が第 19 条に従い決定された日の後 180 日間、IFA が当該本損失を支払わないままである場合、本コンセッションネアは随意に、第 5 条 5 項に従い本有料道路を拡張し、または本有料道路の資本改良を行う本コンセッションネアの義務を、当該本損失の金額を合わせたものに等しい金額だけ縮小することができる。

(b) いかなる場合も本契約当事者は、懲罰的損害賠償、派生的損害また間接的損害については本契約に基づき本契約他方当事者に対し責任を負わず（詐欺、または故意の不実表示もしくは故意の違反についての請求は除くが、派生的損害に対するこの制限は、使用許可賠償金の一部としての逸失した本有料道路収入および本有料道路使用許可価額を回収する本コンセッションネアの権利には適用されない）、本契約当事者は、本契約他方当事者または他の者の詐欺に起因する本損失または損害に関し、当該本契約他方当事者または他の者に補償をする義務を負わない。

(c) 第 2 条 4 項(d)号、第 14 条 2 項もしくは第 16 条 2 項に従う本契約の解除の場合、または本契約の条件すべてに服する詐欺もしくは故意の不実表示がかかわる場合を除き、本第 12 条の規定は、本契約に含まれる表明、保証、誓約または同意の違反など、本契約のいずれかの当事者による実際のまたは差し迫った本契約の違反について、いずれかの本契約当事者が利用できる唯一の排他的権利および救済手段を構成する。

第 12 条 12 項 存続 本第 12 条は、あらゆる状況において完全な効力を有し続け、いずれかの本契約当事者による本契約に基づくその表明、保証もしくは誓約の違反（根本的違反か、過失によるかその他かを問わない）、またはいずれかの本契約当事者による本契約の解除もしくは取り消しによって終了しない。

第 13 条 保険

第 13 条 1 項 求められる保険担保 本コンセッションネアは、本契約期間中、および本コンセッションネアが復帰し追加作業を遂行することを求められる場合の期間満了後のいずれかの期間中、本有料道路およびすべての本有料道路運営に保険を掛ける、下に明記する該当する保険担保および要件（「求められる付保範囲」という）を、当該付保範囲が商業上利用可能である限りにおいて本コンセッションネアの費用自己負担で提供し維持し、または維持されるようにする。

(a) **労働者災害補償および雇用主責任** 本コンセッションネアは、本契約に基づき役務を提供することに同意するすべての従業員を対象とする適用法が定めるとおりの労働者災害補償保険、および事故または疾病 1 件あたり 500,000 ドルを下回らない補償限度額の雇用主責任保険を提供する。

(b) **企業総合責任（第一順位および包括）** 本コンセッションネアは、身体傷害、人身傷害および財物損壊の責任について事故 1 件あたり 75,000,000 ドルを下回らない補償限度額の企業総合責任保険またはこれと同等の保険を提供する。付保範囲は、すべての敷地建物および業務、製品／完成工事、爆発、崩壊、地下、被保険者の離職、抗弁、テロリズム（該当する場合）お

よび契約責任（限度額の特約条項なし）を含むが、これらに限らない。IFA および当州は、直接的または間接的に本契約に基づくか本契約に関連して生ずる責任について、第一順位で非拠出型の追加被保険者として名前を挙げられる。

(c) **自動車賠償責任（第一順位および包括）** 遂行すべき作業に関連して自動車（所有車、非所有車またはレンタカー）を使用するとき、本コンセッションネアは、身体傷害および財物損壊の事故 1 件あたり 10,000,000 ドルを下回らない補償限度額の自動車賠償責任保険を提供するか、提供されるようにする。IFA および当州は、第一順位で非拠出型の追加被保険者として名前を挙げられる。

(d) **建造危険保険** 本コンセッションネアが、本契約に従う改良および改修を含む本有料道路の建設、保守または修理を請け負う場合、本コンセッションネアは、本有料道路の一部であるか一部となる材料、供給品、設備、機械類および備品の再調達原価で全危険建造危険保険を提供するか、提供されるようにする【訳注：the Toll Road と Coverage の間にピリオドを補いました】。付保範囲は、該当するとき、一部占有の権利、ボイラーおよび機械類、土木工事、洪水、事業所得、有価証券、ならびにその他の派生的損失を含むが、これらに限らない。IFA および当州は、追加被保険者として名前を挙げられ、保険金受取人である賃借地譲渡抵当権者の請求権に服する。

(e) **専門職業責任** 本契約に関連して建築家、エンジニア、建設管理者またはその他の専門コンサルタントが作業を遂行する場合、行為、誤りまたは不作為を対象とする専門職業責任保険が、2,000,000 ドルを下回らない補償限度額で維持される。保険証券に適用される契約責任の除外は、契約がなくても専門家がその保険証券に基づきその他で損失について責任を負うことになる限りにおいて適用されない。保険証券が更新されるか置き換えられるとき、その保険証券の遡及日は、本契約に関連する作業の開始日と一致するか、またはこれに先立つものとする。

(f) **財物** 本コンセッションネアは、改良および改修を含む本有料道路のすべての損失、損害または破損を対象とする、再調達原価全額の全危険財物保険を掛ける。ただし、かかる付保範囲の限度は、予想最高損害額分析に基づくことができるが、IFA が合理的に受け入れることのできる独立の第三者による当該予想最高損害額を IFA が承認することを条件とする。付保範囲は、設備の故障、洪水、土木工事、崩壊、溢流水、漏れ、下水道の詰まりまたは滲出を含む浸水、公共事業の遮断、残骸の除去、建設費用を増加させる事業関連の法令または法律、超過費用、ボイラーおよび機械類、有価証券、ならびに該当する場合はテロリズムを含むが、これらに限らない。付保範囲は、本修復の期間中の事業所得も含む。IFA および当州は、追加被保険者として名前を挙げられる。賃借地譲渡抵当権者の請求権を前提として、IFA および当州ならびに本預かり人は、保険金受取人として名前を挙げられる。本コンセッションネアは、IFA または当州の財物の紛失または損害について再調達原価全額の責任を負う。本コンセッションネアは、本コンセッションネアの動産（材料、備品／コンテンツ、設備、工具および供給品を含むがこれらに限らない）のすべての紛失または損害について、IFA、当州またはそれらの代表者によりもたらされた場合を除き責任を負う。

(g) **汚染に関する法定責任** 汚染法定責任保険は、本契約期間中に発生する汚染状態に起因する身体傷害、財物損壊およびその他の損失を対象として、事故 1 件あたり 5,000,000 ドルを下回らない補償限度額で提供される。付保範囲は、環境浄化、改善および除去を含むが、これらに限らない。保険証券が更新されるか置き換えられるとき、その保険証券の遡及日は、該当する場合は本契約に関連する作業の開始日と一致するか、またはこれに先立つものとする。IFA および当州は、追加被保険者として名前を挙げられる。

(h) **鉄道線路保護責任** 鉄道線路または輸送路の地所に隣接してまたはその上で作業が行われるとき、本コンセッションネアは、本コンセッションネアまたは請負人が遂行する業務に関し、該当する鉄道線路または輸送路の主体の名前で鉄道線路保護責任保険を提供するか、これを提供するよう請負人に求める。保険証券は、すべての者の傷害もしくは死亡から生ずる損失、および財物の使用機会の喪失を含む財物の損害もしくは破損について、事故 1 件あたり 2,000,000 ドル、総額 6,000,000 ドルを下回らない補償限度額とする。

第 13 条 2 項 追加要件

(a) **保険の証拠** 本コンセッションネアは、クロージング日またはその前に求められる付保範囲を証明する保険証明書を IFA に引き渡すか、引き渡されるようにし、現行の保険担保が本契約期間中に期間満了日または更新日を有する場合には、かかる保険担保の期間が満了する遅くとも 60 日前に更新保険証明書または類似の証拠を提供するか、提供されるようにする。IFA が証明書を受け取っても、本契約の保険要件が完全に満たされたか、またはその証明書で示された保険証券が本契約のすべての要件を順守している、と IFA が同意したことにはならない。IFA が証明書またはその他の保険の証拠を本コンセッションネアから入手しないことは、IFA による権利放棄とはみなされない。本コンセッションネアは、保険に関する本契約の規定をすべての保険会社に知らせる。保険の不適合は、適合する保険が商業条件で利用できない場合を除き、本契約で明記するとおりの保険を提供する本コンセッションネアの義務を免除しない。本契約で別段明示的に定めるほか、IFA は、本契約の条件が順守されているかについて求められる付保範囲のそれぞれを点検することができる。求められる付保範囲の各証券は、それに備えて保険を掛ける場所の危険について責任を負う保険会社、またはその保険会社の授権された代表者が署名をする。すべての求められる付保範囲の保険は、IFA が合理的に受け入れることのできる保険会社で掛ける。ただし、かかるすべての保険会社は、少なくとも、A.M. Best Company により A(VII)以上の格付けを得ているものとする（IFA がこの要件の適用除外に同意する場合は、この限りでない）。

(b) **取り消し、重要な変更または違反の通知** すべての求められる付保範囲の保険証券は、本コンセッションネアが合理的な最大限の努力により市場において商業条件で入手できる範囲について、付保範囲が大幅に変更されるか、取り消されるか、または更新されない場合に、保険会社が 90 日（保険料の不払いを理由とする取り消しの場合は 10 日）前に書面の通知を IFA に与える、と定める。IFA は、当該付保範囲の完全な効力を維持するために、保険料の不払いを理由とする取り消しの通知で保険会社が指定する取消日より前に滞納保険料を支払うことを許可され（ただし、支払う義務は負わない）、本コンセッションネアは、猶予期間は一切なく、本契約に基づく IFA のその他の権利および救済手段を損なうことなく、IFA が支払った滞納保険料について書面の要求に応じ IFA に払い戻しをする。本コンセッションネアは、求められる付保範囲を、IFA にとって不利益となるように取り消し、解除し、大幅に変更してはならず、置き換えてはならない。

(c) **控除免責額** すべての求められる付保範囲は、IFA が合理的に受け入れられる金額を超えない控除免責額または自己保険保有額を含むことができる。求められる付保範囲に基づく一切の控除免責額または自己保険保有額は、本コンセッションネアまたはその請負人が負担する。

(d) **インフレ調整** 第 13 条 1 項により求められる付保範囲の金額は、クロージング日の 5 年後の応当日の後でそれぞれインフレ調整される。

(e) **保険会社による代位の権利放棄** 求められる付保範囲のそれぞれは、IFA、当州、それらの職員、選ばれた当局者、代行者または代表者に対する保険会社の代位権の放棄を含む。

(f) **本コンセッショネアの責任についての制限** 本コンセッショネアは、本契約で明確に定めるほか、本コンセッショネアが提供する付保範囲および限度が、本契約内でまたは法により明記される本コンセッショネアの責任を一切限定しない、と明示的に了解し、これに同意する。

(g) **IFA による拋出の否定** 本コンセッショネアは、IFA が維持する保険または自己保険プログラムから、本契約に基づき本コンセッショネアが提供する保険への拋出はない、と明示的に了解し、これに同意する。

(h) **補償により限定されない保険** 求められる保険は、本契約での補償の文言において明示する制限により、または法律問題としてそこで与えられる補償に加える制限により限定されない。

(i) **請負人の保険要件** 本コンセッショネアは、(請負人または転借人が求められる付保範囲の対象でない場合に) 請負人または転借人との各契約において、合理的に考えて求められる付保範囲に匹敵し、限度およびその他の条件において合理的に考えて当該請負人または転借人との契約の性質にふさわしい付保範囲を得ることを、当該請負人または転借人に求める。かかる付保範囲は、遂行すべき該当する作業に関し、IFA、当州、それらの職員、選ばれた当局者、代行者および代表者、本コンセッショネア、ならびにその他の請負人または転借人の権益に保険を掛け、本契約に従い本コンセッショネアに課されるのと同じ(または匹敵する)付保範囲および管理要件に従う。IFA がそうするよう要請するとき、本コンセッショネアは、かかる保険担保に関する保険証明書、または書式および内容において IFA が受け入れることのできる保険のその他の証拠を IFA に提供し、または提供されるようにする。

(j) **本コンセッショネアが取得するその他の保険** 本コンセッショネアまたはその請負人もしくは転借人が、求められる付保範囲に追加する付保範囲を望む場合、本コンセッショネアおよび各請負人または転借人は、当該追加の付保範囲の取得および費用について責任を負う。本コンセッショネアまたはその請負人もしくは転借人が、求められる付保範囲に加えて財物、責任またはその他の保険担保(「追加付保範囲」という)を取得する場合、本コンセッショネアまたはその請負人は、(i) 当該追加付保範囲について IFA に通知し、(ii) 保険証明書など、IFA が合理的に要請する追加付保範囲に関する証拠書類を IFA に提供し、(iii) IFA の選択で IFA、当州、それらの職員、選ばれた当局者、代行者および代表者が、当該追加付保範囲のもと追加被保険者として名前を挙げられるようにする。

(k) **協力** IFA および本コンセッショネアは、本契約で企図する方法で企図する目的において本契約に基づく保険の保険金の公表および献呈を迅速にするために、かかる保険の対象である損失または損害の調整を迅速にすべく合理的に必要なまたは求められるすべてのことを行う。

(l) **修正をする IFA の権利** IFA は、同等幹線道路もしくは本有料道路運営に匹敵する運営についての保険担保における分かっている確証された重大な変更、または本有料道路に関連する保険危険度の分かっている確証された重大な変化を反映するために、本第 13 条 2 項で定める保険担保要件を修正、削除、改変または変更する権利を有する。ただし、独立の保険コンサルタントが、上記の基準に従い追加の付保範囲が求められ、かかる追加の付保範囲は商業条件で合理的な料金で入手可能である、という趣旨の意見書を本コンセッショネアに引き渡した場合を除き、本コンセッショネアは、費用自己負担で追加の付保範囲を調達または維持する義務を負わない。本契約における相違する趣旨の定めにかかわらず、本契約に基づき維持することを求められる保険(その限度額または控除免責額を含む)が、保険料および控除免責額の点において商業上合理的な料金で利用できない場合、本コンセッショネアは、かかる要件の適用除外に同意するよう IFA に要請する権利を有する。かかる適用除外は、当該保険が商業上合理的な

料金で利用できない間に限り有効とするが、かかる適用除外の期間中、本コンセッションネアは、商業上合理的な料金で別段利用できるかかる保険の最高額を維持する。

(m) すべての求められる付保範囲 求められる付保範囲は、専門職業責任保険および汚染法定責任保険以外のすべてについて、「発生」ベースの保険契約とする。

第 13 条 3 項 損害および破損

(a) 本コンセッションネアの義務 本契約期間中に本有料道路のいずれかのすべてまたは一部が、全面的または部分的に火災その他の災害（保険を入手したか入手できた災害を含む）により破損または損傷した場合、当該火災その他の災害の種類または性質を問わず、通例ものか例外的かを問わず、予見されたか否かにかかわらず、本コンセッションネアは、(i) 本コンセッションネアが当該災害の通知を実際に受け取った後速やかにそのことを IFA に通知し、(ii) 本コンセッションネア単独の費用負担で、遅延事象の場合を除き（かかる場合は第 15 条 1 項の規定が適用される）、保険金が発生する場合にそれが修理、改変、修復、交換および再建の見積もり費用（「災害費用」という）に等しいか否かにかかわらず、災害費用を下回らない費用で本有料道路のすべてまたは当該部分を修理、修復または再建し、当該火災その他の災害が発生する前の状態に戻すことを入念に進め（かかる活動は「本修復」という）、(iii) 本修復に関連して本コンセッションネアが受け取るすべての保険金を本預かり人に預託する。ただし、いつであれ災害費用が、本預かり人に実際に預託した正味保険金を超える場合、本コンセッションネアは、災害費用と正味保険金の差額を埋めるのに十分な現金も本預かり人に預託する（これについて生ずる利息とともに「修復資金」という）。ただし、さらに本(a)号の本箇条(iii)の手順は、本修復の費用が 1,000,000 ドルを超える災害事象のみに適用される。

(b) IFA の権利 (i) 本コンセッションネアが、このように損傷もしくは破損した本有料道路もしくはその一部の本修復を入念に開始できないか、開始することを怠ったか、(ii) かかる本修復をこのように開始したものの、本契約の条件に従い入念にこれを完了させないか、または (iii) 本コンセッションネアがかかる本修復を完了させる前に、本契約が本契約の条件に従い期間満了となるか解除される場合、IFA は、本コンセッションネアの費用負担で当該本修復を完了させることができるが、これをするのは求められず、修復資金から支払いを受ける権利を有する。ただし、かかる支払いは、IFA の本修復の合理的な経費（IFA が当該修復資金から受け取った金額を差し引く）を支払う本コンセッションネアの義務を限定しない。本修復が完了する前に本契約が期間満了となるか解除される場合、本コンセッションネアは、(x) 着手した本修復に関連して費やしたすべての金額を IFA に明らかにし、(y) 当該終了または解除の前に本コンセッションネアが受け取った修復資金の残高（あれば）を、その要求後 30 日以内に IFA に支払うか、本預かり人をして支払わせ、(z) 当該終了または解除の後で本コンセッションネアまたは本預かり人が受け取った修復資金を、その受領後 30 日以内に IFA に支払うか、本預かり人をして支払わせる。本第 13 条 3 項(b)号に基づく本コンセッションネアの義務は、本契約の期間満了または解除後も存続する。

(c) 修復資金の本コンセッションネアへの支払い 本コンセッションネアが本第 13 条 3 項の条件のすべてを充足することを前提として、本預かり人は、損失額に基づき本預かり人が実際に回収した金額を超えない修復資金を、それについて生ずる利息とともに、もっぱら本修復のために本コンセッションネアが利用すべき当該金銭の回収において本預かり人および IFA が支払うか本預かり人および IFA に生ずる合理的な経費の範囲（あれば）で本預かり人自身および IFA にそこから払い戻しをした上で、随時本コンセッションネアに支払う。かかる支払いは、次のとおり行う。

(i) 本修復を開始する前に、本コンセッションネアは、建築家またはエンジニアが作成し

た当該本修復の費用の見積もり書を IFA に提供する。

(ii) 修復資金は、第 13 条 3 項(c)号(iii)を前提として、本修復に組み入れるために購入するか過去の要求以降に本修復に組み入れた、本コンセッションネアが支払うべきまたは支払った人件費および材料費を示し、第 13 条 3 項(d)号を順守して本コンセッションネアが本預かり人および IFA に提示する要求書に基づき、本修復の進行に応じて本コンセッションネアに対し分割払いされる。ただし、本修復に関連して本有料道路またはその一部に対しリーエンが申し立てられた場合、本コンセッションネアは、(担保の差し入れその他により)当該リーエンが充足されるか解消されるまで、さらに分割払いを受ける権利を有しない。ただし、さらに上記にかかわらず、第 13 条 3 項(c)号(iii)の規定を前提として、当該リーエンがかかる分割払いからの資金で解消されることになっており、本コンセッションネアがかかる分割払いを受けたときに、リーエン権利者が作成した登録可能な書式の当該リーエンの権利譲渡証書を IFA および本預かり人に引き渡す限りにおいて、かかるリーエンが存在することにより、本コンセッションネアは修復資金の分割払いを受けることを妨げられない。

(iii) 本コンセッションネアに支払われる分割払いの金額は、(A) (x) 修復資金の総額と、(y) その時まで本修復において本コンセッションネアに生じた人件費および材料費を分子とし、災害費用を分母とする分数との積から、(B) その時まで修復資金から本コンセッションネアに行われたすべての支払いの金額を差し引き、(C) 本第 13 条 3 項(c)号(iii)の箇条(A)および(B)に記載した計算により決定される金額の 10%を差し引いたものとする。ただし、支払うべき金額は、各請負人のそれぞれの作業の最終的な完了に基づく、本修復に関連するか各請負人に関する、建築家もしくはエンジニアの報酬、または許可その他の政府に対する手数料については天引きされない(本預かり人が保有する資金の未充当部分が、本修復を完了するのに十分であることを条件とする)。ただし、本コンセッションネアに対するすべての支出は、業界標準に従う建築家またはエンジニアの支払い証明書に基づいて行い、かかる支出が業界において慣例的である限りにおいて(本預かり人が保有する資金の未充当部分が、本修復を完了するのに十分であることを条件として)、材料および請負人の予託のために行うことができる。

(iv) 第 13 条 3 項(b)号で定めるほか、本コンセッションネアによる本修復の完了およびそのための支払いに基づき、賃借地譲渡抵当権者の権利を前提として、本預かり人は、修復資金の残高があればそれを本コンセッションネアに支払う。ただし、保険金の本修復の支払いには不十分である場合(または保険金がない場合)、本コンセッションネアは、それにもかかわらず本修復を行い、第 13 条 3 項(a)号(iii)で定めるとおり本修復を完了するために必要な資金の不足分を提供することを求められる。

(d) 支払いの条件 下記は、上の第 13 条 3 項(c)号で定めるとおり本コンセッションネアに対して行われる各支払いの停止条件とする。

(i) かかる支払いを行う時点で、本コンセッションネアの不履行が存在しない。

(ii) 本修復は、建築家またはエンジニアの監督のもとで行われ、次のことを述べる当該建築家またはエンジニアの証明書が本預かり人および IFA に提出される。(A) 要求の対象である材料およびその他の品目(第 13 条 3 項(c)号(iii)に基づき許可される予託の要求に関するほか)が、いかなる本負担もなく本有料道路に引き渡されており、充足されていないか担保が差し入れられていない機械工その他のリーエン(当該要求に従い受け取る資金で、担保の差し入れその他により解消される請求権の機械工のリーエン(かかるリーエンの権利譲渡証書は、第 13 条 3 項(c)号(ii)に従い本預かり人に引き渡される)以外)は主張されていない。(B) 引き出しを要請される金額は、本コンセッションネアが支払ったか、請

負人、エンジニア、建築家またはその他の者（その名前および住所を明言する）に支払うべきものであり、これらの者は、作業のために役務または材料を提供または供給しており、当該役務および材料、ならびにそれらの主な区分または部類、ならびにそれらに関し当該者のそれぞれにこのように支払ったか支払うべきいくつかの金額の簡単な説明を与え、当該証明書の日までの作業の進捗状況を合理的に詳細に述べる。(C) かかる支出のいずれの部分も、過去の要求（支払い済みか未済かを問わない）において修復資金の引き出しの根拠とはされておらず、本コンセッショネアが受け取った修復資金から行われていない。(D) そのとき請求する総額は、証明書に記載する役務および材料の価額を超えていない。(E) 当該要求に係る作業は、本契約に従い遂行された。(F) 本預かり人が保有する修復資金の残高は、本修復の完了時にその代金を全額支払うのに十分であり、かかる完了の費用の見積もりを合理的に詳細に述べている。(G) 本コンセッショネアに対する最終支払いの場合、本修復は本契約に従い完了している。

(e) 支払いおよび履行保証書 本コンセッショネアがある本修復に係る支払いまたは履行保証書（本コンセッショネアがその単独の裁量で入手することもしないこともできる）を入手した場合、本コンセッショネアは、IFA および本コンセッショネアならびに賃借地譲渡抵当権者（それらの権益が生ずる場合）の名前を権利者として挙げ、当該保証書を入手したとき速やかにその写しを IFA に引き渡す。

(f) IFA の便宜 本第 13 条 3 項の要件は、もっぱら IFA のためであり、IFA が本第 13 条 3 項で定めるとおり本修復に実際に着手しなかったかこれを完了しなかったか、または本契約で定める証拠、認証およびその他の証拠書類を入手しなかった結果として、請負人もその他の者も、IFA に対する請求権を有さず取得しない。

(g) 修復資金の投資 本預かり人に預託される修復資金は、適格投資に投資され再投資され、かかる投資で生ずるすべての利息は、修復資金に追加される。

(h) 賃借地譲渡抵当権者の権利 IFA は、本第 13 条 3 項で定めるとおり本修復に充当されていない修復資金は賃借地譲渡抵当のリーエンに服する、ということを認め、これに同意する。

第 14 条 不都合な措置

第 14 条 1 項 不都合な措置

(a) 「不都合な措置」は次の場合に発生する。IFA、当州、またはインディアナ州の地方、市もしくは郡政府当局が、本契約期間中いつでもあれ措置を講じ（法の制定を含む）、当該措置は、(i) その影響を主に本コンセッショネアが受けるか、または主にインディアナ州の有料道路の民間運営者が受け、(ii) 本コンセッショネアの権益の公正市場価額に重大な悪影響を及ぼす（当該措置が、違法な本コンセッショネア側の作為もしくは不作為（その不都合な措置ゆえに違法となった作為もしくは不作為以外）に対応するものであるか、または当該措置がその他で本契約に基づき許可される場合は除く）、ということが合理的に予想され、(iii) 米国政府（またはその機関）の措置により強制されるものでない。ただし、本コンセッショネア、本有料道路または本有料道路の利用者のみに向けたものでない税金の引き上げ、または IFA が第 3 条 10 項に従いそれに関して本コンセッショネアに補償をすることになっている税金の引き上げは、不都合な措置ではない。

(b) ある不都合な措置が発生した場合、本コンセッショネアは、(i) それに関し IFA から使用許可賠償金（かかる使用許可賠償金を「AA-賠償金」という）の支払いを受けるか、または (ii) 本契約を解除し、IFA から本有料道路使用許可価額の支払いを受ける権利を有する。いずれの場合も、第 14 条 1 項(c)号で述べるように通知を与えることにより、支払いが行われる。

(c) ある不都合な措置が発生した場合、本コンセッショネアは、本コンセッショネアがその不都合な措置に最初に気づいた日の後 30 日以内に、不都合な措置が発生したと述べる通知（「AA-予備通知」という）を IFA に与える。AA-予備通知の引き渡し日の後 180 日以内に、本コンセッショネアは、(i) 主に本コンセッショネアが全面的に受け、他の者は受けない当該出来事の影響の詳細、(ii) 当該出来事が本コンセッショネアの権益の公正市場価額に及ぼす重大な悪影響の詳細、(iii) 本コンセッショネアが第 14 条 1 項(b)号で言及する権利のどちらを行使することを選択するかについての言明、および (iv) 本コンセッショネアが第 14 条 1 項(b)号に基づく使用許可賠償金を受け取る権利を行使することを選択する場合、AA-賠償金として請求する金額およびその計算の詳細を記載した別の通知（「AA-通知」という）を IFA に与える。IFA は、AA-通知を受け取った後で、IFA が合理的に必要と考える裏づけを与えるさらなる明細を提供するよう本コンセッショネアに通知で求める権利を有する。IFA が、AA-通知で主張された不都合な措置の発生または AA-賠償金（あれば）の金額について反論することを望む場合、IFA は、AA-通知を受け取った日の後 30 日以内に、当該反論の根拠を述べる反論の通知（「AA-反論通知」という）を本コンセッショネアに与える。本コンセッショネアが AA-反論通知を受け取った日の後 30 日以内に、AA-通知も AA-反論通知も取り下げられなかった場合、その問題は第 19 条の紛争解決手順に付託する。

(d) 本コンセッショネアが AA-賠償金を受け取る権利を行使することを選択した場合、IFA は、AA-通知を受け取った日の後 60 日以内に、または AA-反論通知を与えた場合は AA-賠償金の決定日の 60 日後までに、主張された使用許可賠償金の金額を（AA-反論通知を受け取った日から支払いを行う日までの第 20 条 10 項で定める金利の利息とともに）本コンセッショネアに支払う。ただし、IFA が支払い義務を負う支払い金について AA-反論通知を受け取った日から支払いを行う日までの第 20 条 10 項で定める金利の利息を受け取る本コンセッショネアの権利を前提として、IFA がその裁量で、当該支払いを行うべく融資を確保するか、またはその他に必要な資金を確保するために、追加の期間が必要であると判断した場合、IFA は、当該支払いを 120 日間繰り延べることができる。

(e) 通行料金収入の減少または本有料道路を利用する車両台数の減少に帰着する、既存のまたは新しい輸送形態（道路、街路または幹線道路を含む）の開発、再開発、建設、保守、改造または運営の変更は、不都合な措置を構成しない。競合幹線道路の開通は賠償金事象を構成し、これに関して、3 月 15 日またはその前に、その競合幹線道路のみの直接的な結果として前暦年中に本コンセッショネアが経験した純益の実際の減少分に等しい金額の使用許可賠償金が支払われる。

第 14 条 2 項 解除

(a) 本コンセッショネアが第 14 条 1 項に従う不都合な措置に関連して本契約を解除する権利を行使することを選択した場合、本契約は、第 14 条 3 項を前提として、IFA が AA-通知を受け取った日の 60 日後に終了し、IFA は、(i) 解除日現在の本有料道路使用許可価額に、(ii) かかる解除の直接的な結果として本コンセッショネアに生じた証拠書類で証明される合理的な現金払いの費用および経費（損耗費は除く）を重複なく加え、(iii) 不都合な措置の日と解除日の間の期間について計算した使用許可賠償金を加え、(iv) 当該不都合な措置が発生した結果として、本有料道路のすべてまたは一部に関し本コンセッショネアが受け取った保険金または収用補償金（合わせて「解除損害賠償金」という）を差し引いた総計に等しい金額を、復帰日に、

または解除損害賠償金を復帰日より後の日に決定する場合は解除損害賠償金の決定日の 60 日後までに、(復帰日から支払いを行う日までの第 20 条 10 項で定める金利の利息とともに) 本コンセッションネアに支払う。ただし、IFA が支払い義務を負う支払い金について復帰日から支払いを行う日までの第 20 条 10 項で定める金利の利息を受け取る本コンセッションネアの権利を前提として、IFA が当該支払いを行うべく融資を確保するために追加の期間が必要であると合理的に判断した場合、IFA は、当該支払いを 180 日間繰り延べることができる。ただし、復帰日より前に補修されなかった本有料道路の損害または破損の結果として支払われるべき、本コンセッションネアまたは賃借地譲渡抵当権者が保険契約から受け取る金額は、当該影響を是正するために用いられなかった範囲について、IFA が第 13 条に従い当該金額を受け取っていない間は、IFA が本コンセッションネアに支払うべき金額から差し引かれる。

(b) 解除損害賠償金の決定から生ずる論争は、第 19 条の紛争解決手順に付託する。

(c) 本コンセッションネアが IFA に与える、本コンセッションネアは本契約の解除権を行使することを選択すると述べる AA-通知は、本コンセッションネアが当該 AA-通知に対する賃借地譲渡抵当権者の同意書をまず入手し、それを IFA に引き渡したのでなければ、いかなる目的においても効力を有しない。

(d) IFA は、本有料道路使用許可価額を支払う義務の資金を調達するために本有料道路または IFA のその他の資産を賃貸しし、またはこれらを担保に借入れをするために最大限の努力をする。当該義務または本契約に基づく IFA のその他の義務を果たすために十分な資金が IFA 自身にはない場合、当該不足の金額の計算について当州の予算長および予算委員会が検討し承認することを前提として、IFA は、当該不足の金額を当州の議会に対し証明する。本契約は、IFA が本契約に基づく債務を自ら弁済できない範囲について、かかる債務を弁済する当州の倫理的な義務を構成する。IFA が本有料道路を賃貸しし、本有料道路を担保として借入れをし、または政府支出金を当州から取得することができないとしても、本第 14 条 2 項(d)号のいかなる定めも、本有料道路使用許可価額を支払う本契約に基づく IFA の義務を軽減または免除せず、本契約に基づく IFA のかかる義務のいずれも改変または修正しない。IFA は本契約により、本有料道路使用許可価額を支払う IFA の義務を含むがこれに限らず、金銭の支払いについて本契約に従い IFA が有する債務が、合法的に入手できる IFA の資金または資産から弁済されることに同意する。

(e) IFA が場合に応じ解除損害賠償金または AA-賠償金の総額を本コンセッションネアに支払うことは、不都合な措置の発生に関し本コンセッションネアが請求できるすべての金額の完全な最終的な弁済を構成し、かかる支払いにより IFA および当州は、本コンセッションネアにより当該不都合な措置に関する一切の責任を免除され、かかる責任から永続的に解放される。

第 14 条 3 項 不都合な措置を是正する IFA の権利 IFA がある不都合な措置の発生を是正することを望む場合、IFA はその通知を、AA-通知を受け取った日の後 30 日以内に本コンセッションネアに与える。IFA がかかる通知を与えた場合、IFA は、AA-通知を受け取った日の後 180 日以内に、または AA-反論通知を与えた場合は不都合な措置が発生したという趣旨の第 19 条に従う最終的な裁定の後 180 日以内に、その不都合な措置を是正しなければならない。IFA がある不都合な措置の発生を該当する期間内に是正した場合、本コンセッションネアの権利は、当該不都合な措置に関する AA-賠償金の請求に限定される。

第 14 条 4 項 政府当局によるその他の措置 いずれかの政府当局 (IFA、当州、またはインディアナ州の地方、市もしくは郡政府以外) が、本契約期間中のいつであれ何らかの措置を講ずること (法の制定を含む) を提案し、当該措置の影響は、(i) 主に本コンセッションネアおよびインディアナ州のその他の民間有料道路運営者が受け、他の者は受けず、(ii) 本コンセッションネアの権益の公

正市場価額に重大な悪影響を及ぼす（当該措置が、違法な本コンセッショネア側の作為もしくは不作為（ある不都合な措置または当該他の政府当局による当該措置ゆえに違法となった作為もしくは不作為以外）に対応するものである場合は除く）、ということが合理的に予想される場合、本コンセッショネアの要請に応じて IFA は、当該他の政府当局による当該措置に反対し、異議を申し立てるため合理的な努力をする。ただし、かかる反対または異議申し立てに関連して IFA に生ずる合理的なすべての直接払い費用および経費は、本コンセッショネアが負担する。

第 15 条 遅延事象、遅延事象救済手段

第 15 条 1 項 遅延事象

(a) 本コンセッショネアがある遅延事象の影響を受けた場合、本コンセッショネアは、当該遅延事象に最初に気づいた（または、合理的なあらゆる相当な注意を払えば気づいていたはずである）日の後 10 営業日以内に、IFA に通知を与える（同じ遅延事象が継続する遅延の原因である場合、通知は 1 回だけ必要である）。かかる通知には、(i) どの遅延事象が請求の根拠となっているかについての言明、(ii) 遅延が発生した状況の詳細、ならびに (iii) 当該遅延事象に帰し得る本契約に基づく義務の履行の遅延についての推定、およびそれを裏づける情報（その時点で分かっている場合）を入れる。IFA は、当該通知を受け取った後で、IFA が合理的に必要と考える裏づけを与えるさらなる明細を提供するよう本コンセッショネアに通知で求める権利を有する。

(b) 本コンセッショネアは、ある遅延事象が終結したことに最初に気づいた（または、合理的なあらゆる相当な注意を払えば気づいていたはずである）日の後 10 営業日以内に IFA に通知をする。

(c) 本コンセッショネアが第 15 条 1 項(a)号で求められる通知を与えることを条件として、遅延事象は、当該通知で言及する遅延事象により妨げられる本コンセッショネアのあらゆる履行を、IFA と本コンセッショネアがそれぞれ合理的に行動して共同で決定する適切な営業日数につき猶予するか、または、それぞれが合理的に行動して共同で決定するとおりの使用許可賠償金の支払いを IFA に求める。IFA と本コンセッショネアが延長期間について合意できなかった場合、いずれの本契約当事者も、その問題を第 19 条の紛争解決手順に付託する権利を有する。本第 15 条 1 項(c)号は、本コンセッショネアが遅延事象の影響を受けないすべての義務および誓約を本契約に基づき履行し遵奉することを猶予せず、IFA またはその被指名者が上記第 3 条 7 項に基づく自己の権利を行使することを妨げない。遅延事象の発生にかかわらず、本コンセッショネアは、合理的に可能な範囲で自社の義務および誓約のすべてを本契約に基づき引き続き履行し遵奉し、その遅延事象の影響および継続期間を最小限に抑えるために合理的な努力をする。本契約のいかなる定めも、適用法の変更に応じないことを許可せず、その責任を免除しない。

(d) ある遅延事象が発生し、その影響で (i) 本有料道路が幹線道路の目的で実質的に利用不能となることに帰着する本有料道路の物理的な損害もしくは破損がもたらされるか、または (ii) 本有料道路での通行料金の徴収が一時停止となり、当該影響が 120 日を超える期間にわたって継続し、本コンセッショネアの権益の公正市場価額に重大な悪影響を及ぼし、支払われる保険金（もしくは、かかる保険契約を結びこれを維持する本コンセッショネアの義務の違反がなければ、支払われるべきものであったはずの保険金）、または収用その他の受取金が、当該事象が発生していなかった場合と同じ経済状態に本コンセッショネアを戻すには不十分である場合、第 2 条 1 項にかかわらず、本コンセッショネアは、本コンセッショネアの損失を埋め合わ

せ、当該遅延事象が発生していなかった場合と同じ経済状態に本コンセッションネアを戻すのに十分となるように、適用法および第7条の規定に従い通行料金を引き上げるか、または本契約期間を一定期間延長する（「遅延事象救済措置」という）権利を有する。かかる期間は、本有料道路のすべてもしくは重要部分が幹線道路の目的で実質的に利用不能であったか、またはすべてもしくは重要部分について通行料金の徴収が一時停止となった期間を超えてはならない。IFA は、本規定により求められる通行料金の引き上げを実施するために必要な行政手続きにおいて本コンセッションネアを援助することを義務づけられる。

(e) 本コンセッションネアが遅延事象救済手段を利用する権利を行使することを選択する場合、本コンセッションネアは、本コンセッションネアが遅延事象救済手段を利用する権利の発生に最初に気づいた日の後 30 日以内に、(i) その遅延事象の詳細、およびその影響（本有料道路が幹線道路の目的で実質的に利用不能となることに帰着する本有料道路の物理的損害もしくは破損をもたらすか、本有料道路での通行料金の徴収が一時停止となるか、いずれか）、(ii) 当該遅延事象が発生していなかった場合と同じ経済状態に本コンセッションネアを戻すために賠償金として請求する金額（その計算の詳細を含む）、ならびに (iii) かかる賠償金と本コンセッションネアが提案する遅延事象救済手段の関係の詳細を述べる通知（「遅延事象通知」という）を IFA に与える。IFA は、遅延事象通知を受け取った後で、IFA が合理的に必要と考える裏づけを与えるさらなる明細を提供するよう本コンセッションネアに通知で求める権利を有する。IFA が、遅延事象通知で主張されたある遅延事象の発生または遅延事象救済手段について反論することを望む場合、IFA は、遅延事象通知を受け取った日の後 30 日以内に、当該反論の根拠を述べる反論の通知（「遅延事象反論通知」という）を本コンセッションネアに与え、本コンセッションネアが遅延事象反論通知を受け取った日の後 30 日以内に、遅延事象通知も遅延事象反論通知も取り下げられなかった場合、その問題は第 19 条の紛争解決手順に付託する。

(f) 上記(a)号から(e)号までで定める事項に加え、本コンセッションネアは、賠償金事象を構成する遅延事象の使用許可賠償金を、それを要求して受け取る権利を有する。

第 16 条 不履行、信用状

第 16 条 1 項 本コンセッションネアによる不履行

(a) 不履行の事象 本契約期間中に下記の事象の 1 つまたは複数が発生したとき、それは本契約に基づく「本コンセッションネアの不履行」を構成する。

(i) 本コンセッションネアが、(x) 本契約における重要な義務、誓約、同意もしくは条件（第 11 条 6 項もしくは第 11 条 7 項の規定を順守しないことは、本コンセッションネアの不履行を構成しない）、または (y) 第 19 条に従う紛争解決に付託した事項における最終的な裁定の要件もしくは指令を、順守、履行または遵奉せず、箇条(x)および(y)に関するかかる不履行が、IFA から本コンセッションネアへのその通知（その不履行の明細を合理的に詳細に与える）の後 90 日間、または当該不履行を是正するために合理的に必要なこれより長い期間、是正されないままである場合。ただし、後者の場合において本コンセッションネアは、(A) 本コンセッションネアが当該不履行を是正するか是正されるようにすることをあらゆる相当な注意を払って進めており、その後も進め、(B) その措置が、合理的に行動する IFA が受け入れることのできる合理的な期間内に当該不履行を是正するか是正されるようにすると合理的に期待され、(C) 当該不履行が実際に当該期間内に是正されるということ、合理的に行動する IFA が納得するように実証していることとする。

(ii) 本契約または本コンセッショネアの権益のすべてもしくは一部が、第 17 条に違反して本移転される場合。

(iii) 本コンセッショネアが、(A) 期日の到来した自社の債務を弁済できないと書面で認めるか、(B) 債権者のために譲渡を行うか、(C) 合衆国法律集の第 11 編に基づく任意の申し立てをするか、または、かかる申し立てが本コンセッショネアに対して行われ、救済命令が登録されるか、または、本コンセッショネアが現在もしくは将来の米国破産法もしくは現在もしくは将来のその他の適用法に基づく会社更生、債務整理、債務免除、自主整理、清算、解散もしくは類似の救済を求めるか、これらに同意するか、もしくはこれらを黙認する申し立てもしくは回答を提出するか、または、本コンセッショネアもしくはその財産のすべてもしくは重要部分、もしくは本有料道路もしくはその権益の受託者、財産保全管理人、保管人、譲受人、強制管理人、清算人もしくはその他類似の担当官の任命を求めるか、もしくはかかる任命に同意するか、もしくはかかる任命を黙認するか、または (D) 本 第 16 条 1 項(a)号(iii) で述べた措置を促進する法人としての措置を講ずる場合。

(iv) 現在もしくは将来の米国破産法もしくは現在もしくは将来のその他の適用法に基づく会社更生、債務整理、債務免除、自主整理、清算、解散もしくは類似の救済を求める本コンセッショネアに対する手続きの開始後 90 日以内に、当該手続きが取り下げられないか、または、本コンセッショネアもしくはその財産のすべてもしくは重要部分、もしくは本有料道路もしくはその権益の受託者、財産保全管理人、保管人、譲受人、強制管理人、清算人もしくはその他類似の担当官の、本コンセッショネアの同意もしくは黙認なしの任命後 90 日以内に、当該任命が取り消されず、上訴その他に関し中断されないか、または、かかる中断の期間満了後 90 日以内に、当該任命が取り消されなかった場合。

(v) 本コンセッショネアまたは本コンセッショネアを介して主張する者が生み出し、引き受け、存在を許し、またはかかる者に生ずる本負担（容認される本コンセッショネアの負担以外）の結果として、強制執行または差し押さえに基づく取り立てが本有料道路またはその権益のすべてまたは重要部分に対して行われ、かかる強制執行または差し押さえが、60 日の期間内に裁判所の命令、担保の差し入れその他により取り消されず、排除されず、中断されなかった場合。ただし、かかる取り立てが IFA またはその代表者の作為または不作為の結果であった場合は、この限りでない。

(b) 本コンセッショネアの不履行時の IFA の救済手段 ある本コンセッショネアの不履行が発生したとき、およびそれが継続する間、IFA は、本契約の条件に従い本コンセッショネアに通知をし、その写しを賃借地譲渡抵当権者に与えることにより、本コンセッショネアが不履行であると宣言し、第 18 条および第 19 条の規定を前提として、IFA がその裁量で決定するとおりに下記のいずれかまたはすべてを行うことができる。

(i) IFA は、(A) 本運営基準を順守、履行もしくは遵奉しないことから成る本コンセッショネアの不履行が、本有料道路運営の安全に対する重大な危険、もしくは本有料道路もしくは本有料道路の輸送目的での継続的使用の重大な損傷をもたらす場合に、かかる本コンセッショネアの不履行が発生したとき、または (B) その他の本コンセッショネアの不履行が発生したとき、60 日前に本コンセッショネアに通知を与えることにより本契約を解除できる。ただし、本コンセッショネアは、(x) 本契約における義務、誓約、同意もしくは条件か、または (y) 本コンセッショネアは履行もしくは遵奉をしなかったとの 第 19 条に従って下された最終的な裁定の要件もしくは指令か、いずれかを本コンセッショネアが将来確実に順守するところの措置について概説する作業計画書を、かかる 60 日の期間内に IFA に提供することにより、第 16 条 1 項(a)号(i)に従い本コンセッショネアの不履行を是正する権利を有する。かかる作業計画書は IFA により承認されるが、IFA から本コンセッ

ョネアに当該不履行について 60 日前に通知をした後で、本コンセッショネアがかかる承認された作業計画書を重要な点で順守しないことは、第 16 条 1 項(a)号(i)で述べる本コンセッショネア的不履行とみなされ、承認された作業計画書の引き渡しによりかかる本コンセッショネア的不履行を是正する本コンセッショネアの資格は、この場合には適用されない。ただし、さらに IFA は、本コンセッショネア的不履行が第 11 条 2 項、第 11 条 3 項、第 11 条 4 項または第 11 条 8 項の違反のみから成る場合に、本簡条(i)で定める救済手段を行使することはできない（ただし、それにもかかわらず、かかる違反により本コンセッショネアは、その他の点で当該違反に適用される、しかるべき政府当局により課される科料または罰金に服する）。

(ii) 本コンセッショネア的不履行が、金銭の支払いを怠ったという理由によるものである場合、IFA は、本コンセッショネアに代わって当該金銭を支払うことができ（これをする義務を負わない）、IFA がこのように支払った金額は、その【訳注：therefore は therefor に修正して訳しました。】書面での要求後 3 営業日以内に本コンセッショネアが IFA に支払う。

(iii) 第 18 条 3 項で定める譲渡抵当権者の是正権を前提として、IFA は、本コンセッショネア的不履行を是正することができる（ただし、この定めは、本コンセッショネア的不履行を是正するか是正を試みるか、または本コンセッショネア的不履行の是正もしくは是正の試みを開始した後で、それを継続することを IFA に義務づけない）。本コンセッショネア的不履行を是正するか是正を試みるにあたり IFA に合理的に生ずるすべての費用および経費は、かかる費用および経費の 15%に等しい管理手数料とともに、書面の要求から 3 営業日以内に本コンセッショネアが IFA に支払う。ただし、(A) IFA は、本コンセッショネア的不履行を是正するか是正を試みる過程での IFA またはその他の者の作為または不作為について、（過失または故意の失当行為の結果以外）本コンセッショネアに対し責任を負わず、(B) 本コンセッショネア的不履行の IFA による是正は、本コンセッショネア的不履行を理由とする本コンセッショネアに対する IFA の権利には影響を与えない。

(iv) IFA は、特定履行、差止命令またはその他のエクイティ上の救済手段を求めることができ、損害賠償が本コンセッショネア的不履行について十分な救済手段ではないということが認められる（特定履行、差止命令による救済およびその他のエクイティ上の救済手段は、第 11 条 6 項および第 11 条 7 項を順守しないことに関しては利用できない）。

(v) IFA は、当該本コンセッショネア的不履行から生ずる本損失および本契約に基づき支払われるべき金額を回収しようとすることができ、これに関連して、損害賠償金または負債が貸しとなっている者が利用できる償還請求権を行使することができる。

(vi) IFA は、適用法に従い、本有料道路上にある本コンセッショネアの物品のいずれも差し押さえることができ、本コンセッショネアは、これに関連して制定法上の保護および免責を受ける権利を放棄する。

(vii) 賃借地譲渡抵当に基づく賃借地譲渡抵当権者の権利を前提として、IFA は、本有料道路のいずれの部分も閉鎖することができる。

(viii) IFA は、本契約またはコモンローもしくはエクイティのもと定められた自己のその他の権利および救済手段のいずれも行使することができる。

第 16 条 2 項 IFA による不履行

(a) **不履行の事象** 本契約期間中に下記の事象の1つまたは複数が発生したとき、それは本契約に基づく「IFA の不履行」を構成する。

(i) IFA が、(x) 本契約における重要な義務、誓約、同意もしくは条件（不都合な措置以外）、または (y) 第 19 条に従う紛争解決に付託した事項における最終的な裁定の要件もしくは指令を、順守または遵奉せず、かかる不履行が、本コンセッションネアから IFA へのその通知（その不履行の明細を合理的に詳細に与える）の後 60 日間、または当該不履行を是正するために合理的に必要なこれより長い期間、是正されないままである場合。ただし、後者の場合において IFA は、(A) IFA が当該不履行を是正するか是正されるようにすることをあらゆる相当な注意を払って進めており、(B) その措置が、合理的に行動する本コンセッションネアが受け入れることのできる合理的な期間内に当該不履行を是正するか是正されるようにすると合理的に期待され、(C) 当該不履行が実際に当該期間内に是正されるということを、合理的に行動する本コンセッションネアが納得するように実証していることとする。

(ii) IFA または IFA を介して主張する者が生み出し、引き受け、存在を許し、またはかかる者に生ずる本負担（容認される IFA の負担以外）の結果として、強制執行または差し押さえに基づく取り立てが本有料道路または本コンセッションネアの権益のすべてまたは一部に対して行われ、かかる強制執行または差し押さえが、60 日の期間内に裁判所の命令、担保の差し入れその他により取り消されず、排除されず、中断されなかった場合。ただし、かかる取り立てが本コンセッションネアまたはその代表者の作為または不作為の結果であった場合は、この限りでない。または、本有料道路のすべてまたは重要部分が、IFA またはその機関による収用または類似の接收の対象となる場合。ならびに、

(iii) IFA が、(A) 期日の到来した自己の債務を弁済できないと書面で認めるか、(B) 債権者のために譲渡を行うか、(C) 合衆国法律集の第 11 編に基づく任意の申し立てをするか、または、かかる申し立てが IFA に対して行われ、救済命令が登録されるか、または、IFA が現在もしくは将来の米国破産法もしくは現在もしくは将来のその他の適用法に基づく会社更生、債務整理、債務免除、自主整理、清算、解散もしくは類似の救済を求めるか、これらに同意するか、もしくはこれらを黙認する申し立てもしくは回答を提出するか、または、IFA もしくはその財産のすべてもしくは重要部分の受託者、財産保全管理人、保管人、譲受人、強制管理人、清算人もしくはその他類似の担当官の任命（各場合において地方自治体に適用可能な範囲で）を求めるか、もしくはかかる任命に同意するか、もしくはかかる任命を黙認するか、または (D) 本第 16 条 2 項(a)号(iii)で述べた措置を促進する措置を講ずる場合。または、現在もしくは将来の米国破産法または現在もしくは将来のその他の適用法に基づく会社更生、債務整理、債務免除、自主整理、清算、解散もしくは類似の救済を求める IFA に対する手続きの開始後 90 日以内に、当該手続きが取り下げられないか、または、IFA もしくはその財産のすべてもしくは重要部分の受託者、財産保全管理人、保管人、譲受人、強制管理人、清算人もしくはその他類似の担当官の、IFA の同意もしくは黙認なしの任命（各場合において地方自治体に適用可能な範囲で）後 90 日以内に、当該任命が取り消されず、上訴その他に関し中断されないか、または、かかる中断の期間満了後 90 日以内に、当該任命が取り消されなかった場合。

(b) **IFA の不履行時の本コンセッションネアの救済手段** 本契約に基づく IFA によるある IFA の不履行が発生したとき、およびそれが継続する間、本コンセッションネアは、IFA への通知により IFA が不履行であると宣言し、第 19 条の規定を前提として、本コンセッションネアがその裁量で決定するとおりに下記のいずれかまたはすべてを行うことができる。

(i) 本コンセッションネアは、60 日前に IFA に通知を与えることにより本契約を解除す

る権利を有する。ただし、IFA は、(x) 本契約における義務、誓約、同意もしくは条件か、または (y) IFA は履行もしくは遵奉をしなかったとの第 19 条に従う最終的な裁定の要件もしくは指令か、いずれかを IFA が将来確実に順守するところの措置について概説する作業計画書を、かかる 60 日の期間内に本コンセッショネアに提供することにより、第 16 条 2 項(a)号(i)に従い IFA の不履行を是正する権利を有する。かかる作業計画書は本コンセッショネアにより承認される（かかる承認を不合理に差し控え、遅延させ、または条件を付けてはならない）が、本コンセッショネアから IFA に当該不履行について 60 日前に通知をした後で、IFA がかかる承認された作業計画書を重要な点で順守しないことは、第 16 条 2 項(a)号(i)で述べる IFA の不履行とみなされ、承認された作業計画書の引き渡しによりかかる IFA の不履行を是正する IFA の資格は、この場合には適用されない。かかる解除のとき、IFA は、本有料道路使用許可価額に、かかる解除の結果として本コンセッショネアに生じた証拠書類で証明される合理的な現金払いの費用および経費を重複なく加えて、本コンセッショネアに支払う義務を負う。

(ii) 本コンセッショネアは、コモンローまたはエクイティにおける自社の権利および救済手段のいずれも行使する資格を有する。

(iii) 本コンセッショネアは、自社の本損失および本契約に基づき支払われるべき金額を回収しようとする権利を有し、これに関連して、損害賠償金または負債が貸しとなっている者が利用できる償還請求権を行使する資格を有する。

(iv) 本コンセッショネアは、本契約のもと定められた自社のその他の権利および救済手段のいずれも行使する資格を有する。

IFA は、本有料道路使用許可価額を支払う義務の資金を調達するために本有料道路または IFA のその他の資産を賃貸しし、またはこれらを担保に借入れをするために最大限の努力をする。当該義務を果たすために十分な資金が IFA 自身にはない限りにおいて、当該不足の金額の計算について当州の予算長および予算委員会が検討し承認することを前提として、IFA は、当該不足の金額を当州の議会に対し証明する。IFA が本有料道路を賃貸しし、本有料道路を担保として借入れをし、または政府支出金を当州から取得することができないとしても、本第 16 条 2 項(b)号のいかなる定めも、本有料道路使用許可価額を支払う本契約に基づく IFA の義務を軽減または免除せず、本契約に基づく IFA のかかる義務のいずれも改変または修正しない。IFA は本契約により、本有料道路使用許可価額を支払う IFA の義務を含むがこれに限らず、金銭の支払いについて本契約に従い IFA が有する債務が、合法的に入手できる IFA の資金または資産から弁済されることに同意する。

第 16 条 3 項 信用状

(a) 本コンセッショネアは、本契約期間の最終賃貸借年度の 5 年前である賃貸借年度の初日までに、本運営基準に含まれる資本改良プロジェクト【訳注：Capital Improvement Program は、Capital Improvement Project に修正して訳しました。】で定めるとおり本契約期間の残期間についての資本改良の費用すべてを賄うのに適切である、とエンジニアリング会社が合理的に判断する金額に等しい、そのとき算出される金額の信用状を引き渡す。

(b) かかる信用状は、(i) 本契約期間が満了し、(ii) 本契約における義務、誓約、同意もしくは条件の本コンセッショネアによる順守、履行または遵奉に関して未解決の紛争がなくなつてから 3 年の日まで、当該賃貸借年度の毎年の応当日に、当該信用状の振り出していない残高に、その後 12 ヶ月の期間に当該残高を投資していれば生じていたはずの銀行利率での利息の金額を加えた金額の代替信用状に取り替える。ある本コンセッショネアの不履行が発生したとき（または、ある本コンセッショネアの不履行の発生について紛争がある場合は、本コンセッ

ヨネアの不履行が発生したとする第19条に従う仲裁団の最終決定のとき)、IFAは、(本契約で定めるその他すべての権利および救済手段に加えて、)3営業日前に本コンセッションネアに通知をして、一覧払い為替手形、およびIFAが当該一覧払い為替手形の金額を当該信用状に基づき振り出す権利を有すると確認する証明書を提示して、当該本コンセッションネアの不履行に関しIFAに支払われるべき金額までを当該信用状またはその代替から振り出す権利を有する。ただし、IFAが回収できるその他の損害賠償金はこのように振り出した金額分だけ減額されると了解し、またIFAによるかかる権利の行使は、本コンセッションネアによる不履行に対する権利放棄または是正とはみなされず、本契約がこれにより解除されるか否かは問わない。

(c) 本コンセッションネアは、期間満了となろうとしている信用状の期間満了日の遅くとも60日前に、各信用状を代替の信用状(「代替信用状」という)に取り替える。本コンセッションネアがかかる期間内に代替信用状をIFAに引き渡さない場合、IFAは、(本契約で定めるその他すべての権利および救済手段に加えて、)一覧払い為替手形、およびIFAが当該一覧払い為替手形の金額を当該信用状に基づき振り出す権利を有すると確認する証明書を提示して、当該信用状の全額を直ちに振り出す権利を有する。IFAによるかかる権利の行使は、本コンセッションネアによる不履行に対する権利放棄または是正とはみなされず、本契約がこれにより解除されるか否かは問わない。本コンセッションネアが本契約の規定を順守した代替信用状をIFAに引き渡した後で、IFAは、本コンセッションネアの合理的な指示に従い、取り替えられる信用状を引き渡す(ただし、かかる時点で当該信用状に基づく一覧払い為替手形が継続しており未払いであることとする)。代替信用状は、取り替えられた信用状と同じ条件とし、信用状の要件を満たすものとするが、いかなる場合も、(i) 各代替信用状の金額は、第16条3項(a)号で定めるほか、取り替えの時点で取り替えられる信用状の金額と等しいか、それを超えるものとし、(ii) 代替信用状の日は、その発行日とする。代替信用状の冒頭パラグラフで言及するとおりの代替信用状の期間満了日は、取り替えられる信用状の期間満了日の1年後より前であってはならない。

(d) 本コンセッションネアの不履行の結果として本契約が本契約期間の満了前にIFAにより解除される場合、IFAは、(本契約で定めるその他すべての権利および救済手段に加えて、)3営業日前に本コンセッションネアに通知をして、一覧払い為替手形、およびIFAが当該一覧払い為替手形の金額を信用状に基づき振り出す権利を有すると確認する証明書を提示して、本契約の条件に従いIFAに支払われるべき金額までを当該信用状から振り出す権利を有する。IFAによるかかる権利の行使は、本コンセッションネアによる不履行に対する権利放棄または是正とはみなされない。

(e) IFAは、本第16条3項に従い(また第2条3項に従い)本契約に基づく本コンセッションネアの義務の担保として引き渡される信用状を、同額の預託現金の代わりに受け入れ、信用状は預託現金と機能上同等であると理解する。信用状に基づき振り出す一覧払い為替手形の不適切な提示または支払いに関連する本コンセッションネアの唯一の救済手段は、その手取額が不適切に振り出されたか不正使用された一覧払い為替手形の金額、および当該振り出または不正使用の結果として本コンセッションネアに生じた合理的な費用の、IFAからの返金を受ける権利とする。ただし、かかる返金の時点で本コンセッションネアは、信用状の金額を本契約の適用規定に基づきそのとき求められる金額(あれば)に増やす。本コンセッションネアは、信用状に基づき振り出される一覧払い為替手形の提示は、いかなる状況においても、損害賠償金の裁定により補修されない損害を本コンセッションネアにもたらさず、損害賠償金の回収はその十分な救済手段となる、ということを確認する。本コンセッションネアは、信用状に基づき振り出される一覧払い為替手形の支払いを差し控えるよう、信用状の発行者に要請または指示してはならない。

(f) IFAが本契約の第17条2項に従い自己の権利および義務を譲渡することを望む場合、本コンセッションネアは、かかる譲渡の実施と同時に、IFAがそのとき保有する信用状の第16条

3 項(c)号で述べた代替信用状またはその適切な改訂版（いずれの場合も、譲渡が発効した後で適切な当事者を受益者として指定する）が IFA に引き渡されるようにするために、本コンセッションネアの費用負担なく協力する。

(g) 本コンセッションネアは、自社単独の費用負担で、すべての信用状および代替信用状を入手し提供し、IFA による一覧払い為替手形の提示および信用状または代替信用状に基づく振り出しに関連して課されるすべての請求金を支払う。

(h) 本第 16 条 3 項の条件に従い本コンセッションネアが提供すべき信用状に代えて、本コンセッションネアは、本コンセッションネア単独の裁量で、預託の時点で当該信用状の金額に等しい金額の担保物件、現金または適格投資として、IFA のため本預かり人に保証証書もしくはその他類似の形態の保証または保証金を提供する選択権を有する。かかる本預かり人は、IFA の裁量で当該金額を適格投資に投資し再投資するが、その収益は本コンセッションネアに支払われる。本契約期間中いつであれ、本コンセッションネアが本第 16 条 3 項(h)号に従い現金または適格投資をその代わりにしたところの信用状に基づき、IFA が何らかの金額を引き出す権利を有する場合、本預かり人は、本第 16 条 3 項の条件に従い当該預託現金または適格投資から当該金額を IFA に支払い、当該預託現金または適格投資に関する IFA および本コンセッションネアのすべての権利および救済手段（あれば）は、いずれの信用状に関しても本第 16 条 3 項で定めるものと同じとする。ただし、このように現金または適格投資を代わりにしていなければ IFA が一覧払い為替手形とともに提供していたはずの認証は、本預かり人に対して行い、IFA の支払い要求書とともに証明書を本預かり人に引き渡す。

(i) 信用状が将来、商業上合理的な条件およびレートで利用できないか、または類似の取引において商業上合理的な保証の形態でなくなる場合、本コンセッションネアは、類似の取引で一般に用いられ IFA が合理的に承認する同等の保証証書または適格投資を IFA に提供する。かかる保証証書が入手できない場合、本コンセッションネアは、担保として現金を IFA に預託する。

第 16 条 4 項 解除または復帰の結果 本契約期間が終わる前に本契約が解除されるとき、当該解除の結果として本コンセッションネアに支払われるべき金額の支払い（第 16 条 2 項(b)号(i)で述べる支払いを含むが、これに限らない）と同時に、本契約両当事者が本契約他方当事者に対して有する請求権にかかわらず、第 16 条 2 項(b)号(iii)および第 18 条を前提として、下記の規定が適用される。

(i) 本コンセッションネアは、いかなる措置も IFA 側に必要なく、本有料道路（本有料道路施設を構成する本有料道路の土地にあるすべての改良を含む）、本有料道路の可動資産、ならびに本有料道路に位置するか本有料道路運営に関連して使用するすべての有形および無形の動産（在庫品を含む）を（第 13 条 3 項(b)号に従う解除の場合は除く）、そのとき適用される本運営基準に従い合理的に決定される良好な状態および修理状況で、(w) 容認される本コンセッションネアの負担という用語の定義の箇条(iv)または(vii)で定める容認される本コンセッションネアの負担、(x) クロージング時に存在する本有料道路の権原に影響を与える容認される IFA の負担、(y) IFA または IFA を通じて請求する者が生み出し、存在を許し、または同意する本負担、および (z) クロージング時の後で本有料道路に追加される財産に関し、当該財産が本有料道路に追加される日に存在する当該財産に影響を与える権原の瑕疵以外に本負担が一切ない状態で、完全かつ適切に IFA に明け渡し、引き渡す。

(ii) 本コンセッションネアは本契約により、復帰日に本有料道路から立ち退くことに関し、現在または今後法により求められる通知を受ける権利を放棄する。

(iii) IFA は復帰日現在で、本有料道路運営の全責任を引き受け、本コンセッションネア

は当該日をもって、当該日の後で行われる本有料道路サービスの提供または本有料道路運営の遂行について責任を負わない。

(iv) 本コンセッショネアは、復帰日まで（同日を含まない）に生ずる本コンセッショネアが本契約に基づき責任を負うすべての費用、経費およびその他の金額について責任を負い、IFA は、復帰日以降の本有料道路運営に関連して生ずるすべての費用、経費およびその他の金額について責任を負う。

(v) IFA は、本コンセッショネアに通知を提供することにより、本コンセッショネアに保証または償還請求権を与えずに、そのとき有効な運営契約（そのとき有効な譲渡本有料道路契約を含む）のすべてまたは一部およびすべての本授權における、これらに対する、またこれらに基づく本コンセッショネアの権利、権原および権益のすべてを、それらそれぞれの期間の残りについて IFA またはその被指名者に譲渡するよう求める選択権を有する。ただし、IFA がかかる選択権を行使する場合、当該運営契約および本授權における、これらに対する、またこれらに基づく本コンセッショネアの権利、権原および権益は、復帰日をもって IFA またはその被任命者に譲渡され、本コンセッショネアは、本有料道路を IFA に明け渡し、本コンセッショネアに基づきまたは本コンセッショネアを介して請求するすべての者をして同様のことをさせ、IFA は、復帰日以降にあたる期間に関して生ずるか、かかる期間に関係する運営契約に基づく本コンセッショネアの義務を、本コンセッショネアが納得する引受契約に従い書面で引き受ける。ただし、さらに IFA がかかる選択権を行使しない場合、IFA が本契約に含まれるのと同じ規定を含む新しい使用許可契約のある賃借地譲渡抵当権者またはその被任命者に付与した場合を除き、本コンセッショネアは、運営契約を解除するために必要な処置を講ずる。

(vi) 本有料道路での建設に関連して作成する、本コンセッショネアが所持するすべての計画書、図面、規格書および模型、ならびにすべての「竣工」図は、IFA の独占的かつ絶対的財産となり、本コンセッショネアは、すべてのかかる計画書、図面、規格書および模型、ならびにすべてのかかる「竣工」図を、速やかに IFA に引き渡す（ただし、本コンセッショネアまたはその代表者が開発した計画書、図面、規格書および模型の写しを保管しておくことができる）。

(vii) 本コンセッショネアは、単独の費用負担で、本コンセッショネアまたはその代表者が所持する本有料道路収入に関係するすべての記録およびその他の文書のコピー、ならびに合理的に行動する IFA が要請する本有料道路に関係するそのとき存在するその他すべての記録および情報のコピーを、速やかに IFA に引き渡す。

(viii) 本コンセッショネアは、当該期間満了または解除を証明するために IFA またはその権原保険会社が合理的に求める登録可能な形式の権利放棄型捺印証書、またはその他の権利譲渡もしくはその他の証書を作成し、IFA に引き渡す。

(ix) 本コンセッショネアは、本有料道路の統制、運営、管理、保守、復旧および通行料金徴収の整然とした移行を確実にするために IFA が合理的に求めるように IFA を援助し、適切な場合、かつ IFA が要請する場合に、本有料道路の明け渡しに関連する運営契約の規定を実施するために必要なすべての処置を講ずる。

(x) IFA と本コンセッショネアは、IFA に譲渡される運営契約、復帰日以降に徴収する復帰日より前に生ずる通行料金、手数料およびその他類似の請求金に関する調整など適切な調整を行い、調整およびその【訳注：therefore は therefor に修正して訳しました。】支払いは、復帰日にしかるべき本契約当事者が行うが、復帰日の後 180 日の期間内に特定され

る情報、計算、支払いおよび不作為などの事項における誤りゆえに必要な場合は再調整を行う。ただし、IFA と本コンセッションネアは、第三者がある事項に関し最終的な調整額を IFA または本コンセッションネアに提供したときに、一定の調整または再調整を行わなければならない場合があり、かかる事項について調整および再調整日はそれぞれそれ相応に延長される、ということ認める。

(xi) 本契約がある不都合な措置の結果として解除される場合、第 14 条または第 19 条に基づき求められる金額の IFA による本コンセッションネアへの支払いは、本契約の解除に関し本コンセッションネアが IFA に対して有する一切の本請求の完全で最終的な清算を構成し、かかる支払い時に本コンセッションネアは、IFA がこれを発効させるために合理的に求めるすべての権利譲渡証書および免責証明書を作成し引き渡す。

本第 16 条 4 項は、本契約の期間満了または早期解除後も存続する。

第 16 条 5 項 本契約に従う以外の解除 本契約が第 16 条 1 項に従う以外で IFA により解除されるか、または、本契約期間中、反対を許さない理由で本コンセッションネア、賃借地譲渡抵当権者およびそれらそれぞれの関連会社による行為なく取り消され、破棄され、もしくは無効とされる場合、IFA は、当該解除、取り消し、破棄または無効化の日現在の本有料道路使用許可価額に、当該解除、取り消し、破棄または無効化の直接的な結果として本コンセッションネアに生じた証拠書類で証明される合理的な現金払いの費用および経費を重複なく加えた金額を、本コンセッションネアに支払う。IFA は本契約により、もっぱら本契約の明示的な条件に従って本契約を解除することができ、いかなる場合も便宜のために本契約を解除する権利を有しないと認め、これに同意する。

第 17 条 移転に対する制限

第 17 条 1 項 本コンセッションネアによる移転

(a) 本コンセッションネアは、下記の場合を除き、いずれかの者にまたはいずれかの者のために（「被移転人」という）本コンセッションネアの権益の一部またはすべての本移転を行ってはならず、その他でかかる本移転を許可してはならない。(i) IFA が、提案されたかかる被移転人（当該被移転人が第 18 条に基づき許可される賃借地譲渡抵当権者である場合は除く）を（第 17 条 1 項(b)号に従う決定に基づき）承認し、(ii) 提案された被移転人（当該被移転人が第 18 条に基づき許可される賃借地譲渡抵当権者である場合は除く）が、合理的に行動する IFA が合理的に納得する書式および内容の契約を IFA と締結し、同契約において被移転人が、本コンセッションネアの権利を取得し、義務を引き受け、本契約に基づく本コンセッションネアの義務および誓約のすべてを履行し遵奉することに同意する場合。上記の規定に反して行われる本移転は最初から無効とし、一切効力を有しない。

(b) 提案された本移転は適用法により禁じられている、または提案された当該被移転人は本契約に基づく本コンセッションネアの義務および誓約を履行する能力を有していない、と IFA が合理的に判断し、かかる判断が次の要素の 1 つまたは複数に基づくか、またはこれらを考慮に入れている場合には、IFA は提案された当該被移転人の承認を差し控えることができる。(i) 提案された被移転人、その直接的または間接的な受益的所有者、提案された管理者または運営パートナー、およびそれらそれぞれの各関連会社の経済力および妥当性、(ii) 提案された被移転人の資本総額、(iii) 有料道路または幹線道路の運営、およびその他のプロジェクトの遂行における提案された被移転人または提案された被移転人が雇う本運営者の経験、(iv) 提案された被移転人、その直接的または間接的な受益的所有者、提案された管理者または運営パートナー、

およびそれらそれぞれの各役員、取締役および従業員、ならびにそれらそれぞれの各関連会社（かかる者、およびその他のプロジェクトにおけるかかる者の過去または現在の遂行の質に対し、刑事、民事または規制上の請求または訴訟がない場合を含む）、ならびに (v) 提案された被移転人が雇う本運営者。

(c) 本コンセッションネアの権益のすべてまたは一部の本移転（賃借地譲渡抵当に基づく救済手段の行使による賃借地譲渡抵当権者への本移転以外）、および第 17 条 1 項(b)号に基づき承認された賃借地譲渡抵当権者の被移転人へのその後の移転は、是正されていない本コンセッションネアの不履行、または時間の経過、通知を与えることその他で本コンセッションネアの不履行を構成する事象が発生し、当該本移転の時点で継続している場合には、行ってはならず、効力を有しない。

(d) 本コンセッションネアの支配の変動は、上記の規定の適用上、本コンセッションネアの権益の本移転とみなす。

第 17 条 2 項 IFA による譲渡 IFA は、本有料道路および本契約における IFA の権益の一部またはすべての本移転を行う権利を有する。ただし、IFA は、本契約および本契約に基づき IFA が締結する契約（第 18 条 3 項に従い締結する契約により拘束される賃借地譲渡抵当権者との直接的な合意を含む）に基づく IFA の義務および誓約の履行および遵奉について、被移転人と連帯して責任を負い、かつ、IFA によるかかる本移転は、本契約に基づく本コンセッションネアのその他の権利、便宜、救済手段または特権のいずれも大幅に限定せず、縮小しないこととする。上記の一般性を限定することなく、本コンセッションネアは、IFA が本契約に基づき講ずることのできる措置は、当州またはその機関もしくは部局が講ずることができ、当州またはその機関もしくは部局が講じた措置は、本契約の適用上 IFA が講じたこととみなされると認め、これに同意する。ただし、当州またはかかるその他の機関は、本契約で定めるとおりの IFA の義務を適用法に基づき順守する。

第 18 条 貸主の権利および救済手段

第 18 条 1 項 賃借地譲渡抵当 いつであれ賃借地譲渡抵当証書が作成され、それが賃借地譲渡抵当権者に引き渡され、本コンセッションネアの不履行が存在しない場合（当該本コンセッションネアの不履行が、当該賃借地譲渡抵当証書を作成することに関連して第 18 条 3 項に従い是正されることになる場合は、この限りでない）に、本コンセッションネアは、本コンセッションネア単独の費用負担で、下記の条件で一または複数の（第 18 条 7 項を前提とする）賃借地譲渡抵当を付与する権利を有する。

(a) 賃借地譲渡抵当は、本コンセッションネア以外の者の財産を対象とすることはできず、本コンセッションネア以外の者が発行または保証する負債を保証することはできないが、疑義を避けるために述べれば、本コンセッションネアの資本における持分または持分利益、および本コンセッションネアの名前で保有する手元資金または預託金を対象とすることはできる。

(b) 機関融資家以外の者は、本契約において賃借地譲渡抵当権者に与えられる便宜および保護を受ける権利を有しない。ただし、本コンセッションネアの貸貸人および貸主（ならびに本貸貸人である賃借地譲渡抵当権者の貸主）は、かかる者が行う貸付を保証する賃借地譲渡抵当が、担保代理人または受託者として行動する機関融資家により保有されている間は、機関融資家以外の者であってもよい。

(c) 賃借地譲渡抵当証書、または本コンセッションネアの権益の一部もしくはすべてに譲渡

抵当を設定し、それらを質入れし、それらに負担を課し、またはそれらに対するリーエン、負債もしくは抵当権を生み出すと称するその他の証書は、本有料道路における単純不動産権、本契約に基づく IFA の権益、または本有料道路もしくはその一部における、またこれらに対する IFA の復帰的権利および財産権には及ばず、これらには影響を与えない。

(d) IFA は、賃借地譲渡抵当により保証される元本、もしくはそれについて生ずる利息、またはそれらにより保証されるかそれらに基づき生ずるその他の金額の支払いについては一切責任を負わず、IFA が本契約で定める明示的義務に違反した場合を除き、賃借地譲渡抵当権者は、それらの一部またはすべてについて IFA に対し損害賠償金その他の金額を求める権利を有しない。

(e) IFA は、本契約における IFA の権利および救済手段の実施に際し、本契約で明示的に定める以外に賃借地譲渡抵当権者に対する義務を負わない。ただし、当該賃借地譲渡抵当権者が、賃借地譲渡抵当権者通知要件に従い賃借地譲渡抵当の通知を IFA に提供してある場合は、この限りでない。

(f) 各賃借地譲渡抵当は、本コンセッションネアが賃借地譲渡抵当のもと不履行であって、賃借地譲渡抵当権者が当該不履行の通知を本コンセッションネアに与えた場合に、賃借地譲渡抵当権者は当該不履行の通知を IFA に与える、と定める。

(g) 本契約の条件に従い、賃借地譲渡抵当に基づき賃借地譲渡抵当権者が取得するすべての権利は、本契約の規定すべておよび本契約に基づく IFA の権利すべてに服し、これらに劣後する。

(h) 賃借地譲渡抵当が継続している間、IFA は、賃借地譲渡抵当権者の同意がない限り、賃借地譲渡抵当権者の権利または権益に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予想される本契約の改正または修正に同意してはならず、本コンセッションネアによる本契約の任意の譲渡または解除に同意してはならない。賃借地譲渡抵当権者は、かかる同意を不合理に差し控え、遅延させ、または条件を付けてはならない。

(i) 賃借地譲渡抵当の抵当権の実行にかかわらず、本コンセッションネアは、本契約に基づき IFA に対して支払い義務を負う全額の支払い、ならびに本契約に基づく本コンセッションネアの誓約および義務のすべての履行および遵奉について、IFA に対し責任を負い続ける。

(j) 賃借地譲渡抵当権者は、第 18 条 3 項、第 18 条 4 項または第 18 条 5 項に従い付与されるか取得する権利または権益以外に、自己の賃借地譲渡抵当を理由に、本コンセッションネアが本契約に基づき該当する時点で有するものより大きい本有料道路における権利または権益を取得しない。

(k) 各賃借地譲渡抵当権者、IFA および本コンセッションネアは、すべての当事者が受け入れることのできる書式の同意契約を締結し、同契約によりすべての当事者は、賃借地譲渡抵当の資金調達に関連する賃借地譲渡抵当の代理人への譲渡に同意する。ただし、かかる同意契約は、慣例的な書式とし、本契約において賃借地譲渡抵当に提供される権利および保護を含むものとする。

第 18 条 2 項 賃借地譲渡抵当権者への通知 ある賃借地譲渡抵当が存在し、それについて IFA がその保有者により賃借地譲渡抵当権者通知要件に従って通知を提供されたときはいつでも、IFA は、本契約に基づき求められる通知を本コンセッションネアに提供すると同時に、かかる通知の写しを当該賃借地譲渡抵当権者に提供する。本コンセッションネアへのかかる通知は、その写しが、賃借

地譲渡抵当権者通知要件に従い IFA に与えられた通知（または第 20 条 1 項の要件に従い IFA に与えられたその後の宛先変更通知）に明記された所在地のその賃借地譲渡抵当権者に正式に提供されるまで、当該賃借地譲渡抵当権者に対し効力を有しない。

第 18 条 3 項 賃借地譲渡抵当権者の是正する権利 賃借地譲渡抵当権者は、本コンセッションの不履行に関し、当該本コンセッションの不履行を是正するか是正されるようにするために、本契約で本コンセッションに明示的に提供される是正期間の後 30 日の期間を与えられる。ただし、本コンセッションの不履行は是正できるが、合理的に考えてかかる 30 日の期間内には是正できず、賃借地譲渡抵当権者が当該 30 日の期間内に当該不履行の是正を開始し（または、かかる是正を実施するために占有が必要であれば、賃借地譲渡抵当権者が、適切な訴訟を提起することにより、当該期間内に賃借地譲渡抵当のリーエンの受戻権を消滅させ本有料道路の占有を取得することを開始し）、その後、合理的に行動する IFA が受け入れることのできる合理的な期間内に当該本コンセッションの不履行を是正するためにすべての相当な注意を払ってその是正を続行している（すべての相当な注意を払ってかかる受戻権喪失手続きを実施し続け、かかる受戻権喪失訴訟中（実行可能な範囲で）およびその後当該是正の実施を続行することを含む）場合、当該 30 日の期間は延長される。ただし、さらに本コンセッションの不履行を是正する賃借地譲渡抵当権者の権利の期間が満了しておらず、賃借地譲渡抵当権者が本第 18 条 3 項に従い当該本コンセッションの不履行の是正を実行している場合、IFA は、当該本コンセッションの不履行を理由に本契約を解除する権利を行使してはならない。上記を推進するために、IFA は、本契約に基づき本コンセッションが与えられるのと同じ本有料道路に立ち入る権利を賃借地譲渡抵当権者およびその代表者に与える。IFA は、賃借地譲渡抵当権者によるかかる遂行を、本コンセッションがそれを行ったまたは遂行したかのように受け入れる。本契約の効力を維持する必要条件として賃借地譲渡抵当権者が本契約に基づき行うべき支払いまたは講ずべき措置は、当該賃借地譲渡抵当権者の権利の被指名者、代行者または譲受人が当該支払いを行ったか、当該措置を講じた場合に、当該賃借地譲渡抵当権者が適切に行ったまたは講じたこととみなす。

第 18 条 4 項 賃借地譲渡抵当権者の権利

(a) 本契約の規定に従い、賃借地譲渡抵当権者は、(i) 賃借地譲渡抵当を適法に実施し、(ii) 本コンセッションの権益を適法に取得し、または (iii) 適法に本有料道路の占有を取得しそれを管理する【訳注：and manage the Toll Road が重複しています】。受戻権喪失手続きにより（または、当該賃借地譲渡抵当証書もしくはその代わりに捺印証書に基づく契約上もしくは制定法上の売買による抵当権実行権を行使する場合は受戻権喪失手続きなしに）、第 17 条の規定（賃借地譲渡抵当権者が本コンセッションであるかのように賃借地譲渡抵当権者に適用される）に従い、賃借地譲渡抵当権者は、本コンセッションの権益の本移転を行うことができる。ただし、賃借地譲渡抵当権者による本移転は、その本移転が第 17 条 1 項に従って行われるまで効力を有しない。賃借地譲渡抵当権者が本コンセッションの権益の本移転を行う相手の者（当該賃借地譲渡抵当権者を含む）は、本契約に基づく本コンセッションの義務のいずれにも服して本コンセッションの権益を取得する。

(b) 第 18 条 3 項で定めるほか、賃借地譲渡抵当権者が、(i) 本コンセッションの権益の受戻権を消滅させるか、もしくはその他でその所有権を取得するか、または (ii) 直接的か、占有を取得した譲渡抵当権者としての代行者もしくは財産保全管理人、もしくは財産保全管理人兼管理者によるかを問わず、本コンセッションの権益の占有もしくは支配権を取得するまで、賃借地譲渡抵当権者は、担保として以外では、本契約に基づく本コンセッションの義務のいずれも負わず、本契約に含まれる本コンセッションの権利および便宜のいずれも受ける資格を有しない。賃借地譲渡抵当権者が本コンセッションの権益の所有者であるか、または、自ら、もしくは代行者、もしくは財産保全管理人もしくは財産保全管理人兼管理者により、本コンセッションの権益の支配権もしくは占有を有している場合、賃借地譲渡抵当権者は、本契

約に基づく本コンセッションネアのすべての債務および義務（本運営者を雇う義務を含む）により拘束される。いったん賃借地譲渡抵当権者が本コンセッションネアの権益の占有もしくは支配権を失うか、または本契約の規定に従い本コンセッションネアの権益の別の者への本移転を行うと、賃借地譲渡抵当が担保として継続している場合を除き、賃借地譲渡抵当権者は、その後生ずる本契約に基づく本コンセッションネアの義務のいずれについても責任を負わなくなり、本契約に含まれる本コンセッションネアの権利および便宜のいずれを受ける資格も有しなくなる。

第 18 条 5 項 IFA による本契約の解除、新契約

(a) 第 18 条 3 項に基づく賃借地譲渡抵当権者の権利を損なうことなく、本契約が本コンセッションネアの不履行ゆえに本契約期間の満了前に解除される場合（かかる場合に IFA は、当該解除を賃借地譲渡抵当権者に通知する）、または、破産法もしくは破産手続き、もしくは本コンセッションネアに関する破産手続きに関する債権者の権利全般に影響を与えるその他類似の法もしくは手続きに従い、本契約が否認され、もしくは取り消される場合、IFA は、最初に定めた本契約期間の残りの期間について、本契約の誓約、同意、条件、規定および制限のすべてに基づき当該解除の日をもって、下記の要件および条件のすべてを充足するとき限りこれらに従い、賃借地譲渡抵当権者（またはその被指名者もしくは被任命者（ただし、かかる被指名者もしくは被任命者は、賃借地譲渡抵当権者により支配されるか、第 17 条 1 項に基づく被移転人として IFA により承認されるか、いずれかでなければならない））と、本有料道路の新たな使用許可および賃貸借契約を締結する（「新契約」という）ことに同意する。(i) 当該賃借地譲渡抵当権者は、場合に応じ IFA が解除通知を賃借地譲渡抵当権者に引き渡した後 30 日以内に（もしくは、これより遅ければ第 18 条 3 項に従い賃借地譲渡抵当権者に与えられる是正期間が終了したとき）、または当該否認もしくは取り消しの発効日の後 10 日以内に、IFA に引き渡す書面の通知において、賃借地譲渡抵当権者（またはその被指名者もしくは被任命者）は新契約を締結する、と IFA に確約する。かかる通知は、新契約書の写しを添付し、賃借地譲渡抵当権者（またはその被指名者もしくは被任命者）が正式に作成し承認する。(ii) 賃借地譲渡抵当権者（またはその被指名者もしくは被任命者）は、当該解除がなければ新契約書の作成および受け渡しの時点で本契約の規定に従い期日が経過していたか支払い義務が生じたはずのすべての金額を、新契約書の作成および受け渡しの時点で IFA に支払うか、支払われるようにする。(iii) ただし IFA は、当該不履行および解除、占有の本コンセッションネアからの回復に関連して、また、新契約書ならびに当該明細書またはインボイスに明記する関係する契約書および文書の作成、署名および受け渡しに関連して、賃借地譲渡抵当権者が IFA に支払うか支払われるようにする費用、IFA が支払ったか IFA に生じたすべての合理的な費用および経費（訴訟費用を含む）、税金、手数料、請求金および支出の明細書またはインボイスを提供する。(iv) 当該賃借地譲渡抵当権者（またはその被指名者もしくは被任命者）は、かかる書面での要請の時点で、本契約の解除直前に存在する本契約に基づく（金銭の支払いにより是正できる）すべての不履行を是正し、かかる不履行が金銭の支払いにより是正できない場合は、当該賃借地譲渡抵当権者（またはその被指名者もしくは被任命者）は、新契約の締結時にその他すべての当該不履行の是正を速やかにかつ入念に続行し、その他の当該本コンセッションネアの不履行を是正するために占有を要する場合は、その他の当該不履行を是正するために要する占有の取得を速やかにかつ入念に続行する、と新契約において IFA に確約する（かかる是正は新契約における誓約とする）。

(b) 本第 18 条 5 項に含まれるいかなる定めも、新契約の契約期間の満了時に、当該本有料道路における、また当該本有料道路に対する、IFA の権益を限定するまたはこれに影響を与えらることはみなされない。本第 18 条 5 項の規定は、本契約の終了後も存続し、その後は、本第 18 条 5 項が IFA、本コンセッションネアおよび賃借地譲渡抵当権者により締結された別個独立の契約である場合と同じ範囲で完全な効力を有し続ける。本契約の当該終了の発効日から新契約書の作成および受け渡しの日まで、賃借地譲渡抵当権者が新契約の条件を満たしている場合、賃借地譲渡抵当権者は、IFA により妨害されることなく、ただしもっぱら本契約の条件および規

定に従い、本契約により生み出された賃借不動産を使用し享有することができる。

第 18 条 6 項 仲裁の権利 仲裁に訴えることが認められる本契約で明記する各場合において、賃借地譲渡抵当権者は、賃借地譲渡抵当に基づく不履行の事象が存在し、第 18 条 1 項(f)号で企図するとおり通知を IFA に与えた場合、賃借地譲渡抵当権者は、本コンセッションネアの名前で本コンセッションネアに代わり、第 19 条に従い IFA に通知を与えて仲裁の機会を確保し、当該仲裁に参加する権利および特権を有する。ただし、賃借地譲渡抵当権者は、仲裁団の決定により拘束されることに同意することとする。

第 18 条 7 項 IFA による賃借地譲渡抵当権者の認定 相違する趣旨を有する本契約のいかなる定めにもかかわらず、複数の賃借地譲渡抵当権者がいる場合、賃借地譲渡抵当権者通知要件に従い IFA が最初にその通知を受け取ったところの賃借地譲渡抵当権者のみが、その他すべての賃借地譲渡抵当権者を排除して、本第 18 条に基づく賃借地譲渡抵当権者としての権利を有するが、かかる賃借地譲渡抵当権者が、かかる権利を行使する別の賃借地譲渡抵当権者を書面で指名した場合は、この限りでない。

第 18 条 8 項 賃借地譲渡抵当を買い取る IFA の権利

(a) 賃借地譲渡抵当に基づく本コンセッションネアによる不履行が発生したか、または、ある賃借地譲渡抵当権者が、賃借地譲渡抵当により保証される負債のすべてもしくは一部は直ちに支払うべきものである（もしくは、賃借地譲渡抵当権者が本賃貸人【訳注：Lease は Lessor に修正して訳しました。】の場合に、本賃貸借契約を解除する）と宣言することが可能となる行為、状況もしくは事象が発生した場合、IFA は、当該賃借地譲渡抵当権者が、賃借地譲渡抵当の受戻権を消滅させる手続きを開始する（または、賃借地譲渡抵当権者が本賃貸人である場合に、本賃貸借契約を解除する）意向であるとの書面の通知（第 18 条 8 項(c)号に従う買取価格の計算を記載する）（「賃借地譲渡抵当権者の通知」という）を IFA に送達した日の後 30 日の期間に、本第 18 条 8 項に含まれる条件に従いすべての賃借地譲渡抵当権者から賃借地譲渡抵当を買い取る権利および選択権（「IFA の選択権」という）を有する。

(b) IFA の選択権は、かかる 30 日の期間内に本コンセッションネアおよびすべての賃借地譲渡抵当権者に書面の通知を送達することにより行使する。IFA の選択権の行使について、期限は最も重要な要素とする。IFA の選択権が正式にかつ適時に行使された場合、賃借地譲渡抵当権者の通知が IFA に送達された日の 60 日後の日に、IFA はすべての賃借地譲渡抵当権者の賃借地譲渡抵当を買い取り、すべての賃借地譲渡抵当権者は自己の賃借地譲渡抵当を IFA（またはその被指名者）に譲渡する。クロージング（closing）は、双方にとって都合の良い時および場所で行う。

(c) IFA が支払うべき買取価格は、当該金額が本コンセッションネアの権益に関係している範囲で、買い取りのクロージング日（closing date）現在で当該賃借地譲渡抵当が保証する総額（本賃貸借契約の場合は、それに基づく不履行の事象において本コンセッションネアが支払うべき満額（本有料道路における本賃貸人の権益の価額を削減しない）の 100%（利息、手数料、保険料、費用および経費（弁護士報酬を含む）を含む）とする。買取価格は、電信送金またはその他直ちに入手可能な資金により、クロージング（closing）のときに現金で全額を支払う。買取価格は、IFA が各賃借地譲渡抵当権者に支払い、賃借地譲渡抵当権者が、賃借地譲渡抵当のリーエンの優先順位に従い、当該賃借地譲渡抵当権者の保有する賃借地譲渡抵当により保証される負債に充当する。

(d) クロージング（closing）のとき買取価格の全額を支払うと、各賃借地譲渡抵当権者は、自己の賃借地譲渡抵当を、本有料道路における本コンセッションネアの借地権において当該賃借

地譲渡抵当権者が保有する担保権とともに、いかなる種類の償還請求権、表明、誓約または保証もなく IFA に譲渡する。ただし、かかる賃借地譲渡抵当および担保権は、(それによりそれまでに保証されていた負債ではなく) IFA がすべての賃借地譲渡抵当権者に支払う、書面での要求に応じ支払うべき買取価格合計額を、本第 18 条 8 項(d)号で言及する利息およびその他の項目とともに保証するために、修正されるとみなす。かかる各譲渡は、場合に応じ登記または申請の形をとる。IFA は、かかる譲渡に関し政府当局に納付すべき税金を納付する責任を負う。かかる譲渡は、IFA の選択権の行使日に存在する本有料道路の権原の状況に従って行う。

(e) 賃借地譲渡抵当は、本第 18 条 8 項の規定により拘束されることに賃借地譲渡抵当権者が同意することを含む。

(f) IFA は、賃借地譲渡抵当に基づく不履行のすべての通知を受け取る権利を有するが、IFA は、本第 18 条 8 項で定める範囲を除き、賃借地譲渡抵当に基づく不履行を是正する権利を有しない。

第 19 条 紛争解決

第 19 条 1 項 範囲 本契約から生ずるか、本契約に関係または関連する紛争は、当該紛争が仲裁の対象であるか否かについての論争を含め、本第 19 条に定めるとおりに解決される。

第 19 条 2 項 非公式の紛争解決手順 本契約両当事者は、かかる紛争を 15 日以内に解決することを誠実に試みる。本契約両当事者が紛争を 15 日以内に解決できない場合、いずれかの本契約当事者が本契約他方当事者に書面で通知をすることにより、その紛争は本契約各当事者の指定上席者に付託される。指定上席者は、その紛争を解決するため誠実に交渉し、それらが合理的に必要とみなす頻度で協議をし、その紛争に関連するその他すべての情報を集め、互いに提供する。本第 19 条 2 項で定める紛争解決の仕組みを用いる間に当事者の代表者が行う言明、およびかかる紛争解決の仕組みのため特に作成された文書は、和解交渉の一部とみなされ、本契約両当事者の合意がない限り、仲裁またはその他の訴訟手続きにおいて証拠としての許容性はない。

第 19 条 3 項 調停 本契約に基づく紛争の調停は、(i) 指定上席者の両者が、第 19 条 2 項で定める手順に従った後で、その問題の交渉を継続しても友好的な解決は望めそうにない、と誠実に結論づけたときか、(ii) 第 19 条 2 項に従い指定上席者に紛争を付託するとの通知の 15 営業日後か、いずれか早い方の時点まで開始することはできない。かかる期間を経てなお紛争が未解決である場合、本契約両当事者は、その紛争を調停により解決することを試みる。本調停者は、インディアナ州最高裁判所の継続的法教育委員会に民間調停者として登録された、インディアナ州最高裁判所において正式の資格を有する弁護士とする。本契約両当事者は、1 名の本調停者について合意することを誠実に試みる。指定上席者が紛争を解決できないと判断した後 15 日以内に、本契約両当事者がこのように合意できなかった場合、本契約両当事者は、エルクハート巡回区裁判所判事に申し立て、5 名の適格な調停者の一覧を要求する。本契約両当事者はその 5 名から削除をし、請求をした方の本契約当事者が最初に削除を行う。削除が完了し残った個人が本調停者を務める。削除により選ばれた本調停者が調停者を務めることができないか、務めたがらないか、またはその他で不適格である場合、1 名の調停者が選ばれるまで、先に削除された調停者が逆の順序で指名される。調停は、インディアナ州裁判外紛争解決規則の第 2.11 条で定める和解交渉とみなされる。

第 19 条 4 項 仲裁 本契約両当事者が別段合意する場合を除き、第 19 条 3 項で定める調停で、本調停者が選ばれた日から 30 営業日または本契約両当事者が合意するこれより長い期間内に紛争を解決できなかった場合、その紛争は、本契約の締結時に有効な、本第 19 条により修正または補足

されるアメリカ仲裁協会の商事仲裁規則（「AAA 規則」という）に従う仲裁により排他的かつ最終的に解決される。いずれの本契約当事者も、本調停者が選ばれた日の 45 日後まで、AAA 規則で定めるとおりに仲裁を開始することができる。本契約両当事者が調停の期間を延長することで合意した場合、仲裁開始の 45 日の期間は、その延長と等しい期間だけ延長される。本契約両当事者が別段合意しない限り、仲裁はインディアナ州インディアナポリスで行う。

仲裁団は、インディアナ州の実体法に従い、その抵触法の原則は考慮に入れずに、本契約両当事者の権利および義務を決定する。本契約両当事者が合意する場合を除き、仲裁団は、本契約の条件もしくは規定を改変もしくは修正する権能、または、その条件もしくは効果により本契約の条件もしくは規定を改変もしくは修正することになる裁定を与える権能を有しない。仲裁団は、懲罰的損害賠償を裁定する権能または権限を有しない。

仲裁団は 3 名の仲裁人で構成され、そのうち 1 名は IFA が選び、1 名は本コンセッションネアを選び、3 名目（仲裁団の議長を務める）は、先に選ばれた 2 名の仲裁人が選ぶ。各仲裁人は、少なくとも 15 年間にわたって弁護士開業許可を有し、当州において開業の正当な資格を有している弁護士とする。先に選ばれた 2 名の仲裁人が、3 名目の仲裁人の選定で合意できなかった場合、インディアナポリスがある巡回区の連邦控訴裁判所首席裁判官が 3 名目の仲裁人を選ぶ。本契約当事者は、その本契約当事者が任命する仲裁人を選ぶ過程で、資格、衝突の可能性、対応可能性、時間あたりの料金および関係事項を決定するために、仲裁人候補と連絡を取ることができる。ただし、いったん仲裁団が結成されると、仲裁人は、いずれかの当事者側の仲裁人ではなく中立の者として行動し、いずれの本契約当事者も、仲裁団の構成員と当事者一方のみのやり取りはしてはならない。仲裁手続きは、本契約両当事者がともに納得する訴訟手続き記録者が記録する。

当事者は、仲裁に持ち込まれた適法な争点を十分理解するために合理的に必要なすべての文書および情報を開示する権利を有する。本契約両当事者は、仲裁団が設定する期限に従い、連邦民事訴訟規則に基づき利用できる開示方法のすべてを利用することができる。本契約各当事者は、専門家の証言録取書に加えて 5 通の証言録取書を取る権利を有し、かかる追加の証言録取書は、仲裁団が許可するとおりのものとする。専門家証人の証言録取に先立ち、当該証人の召喚を提案する当事者は、その専門家による正式の完全な報告書を、仲裁の主題に関しその専門家が到達した見解の基礎となったその専門家の計算書およびその他のデータとともに提供する。報告書は、専門家証人の証言録取書で定める日の 10 日前より後に提供する。

本契約各当事者は、自己の専門家報酬、経費および費用を負担する。裁定は、AAA 規則の第 42 条の意味における道理に基づいた裁定とし、事実認定および法律問題に関する結論を述べる。裁定額には、仲裁裁定で決定されたとおりの本契約の違反の日から全額が支払われる日までの銀行利率の利息が含まれる。仲裁は書面とし、それが根拠とする理由を述べる。仲裁は最終決定とし、本契約両当事者に対し拘束力を有する。

裁定に基づく判決は、裁判管轄権を有するいずれの裁判所によっても登録できる。

本第 19 条 4 項に従って行う仲裁は、連邦仲裁法（9 U.S.C. § 1 以下）に準拠する。同法の § 11 で定める裁定を修正または訂正する根拠に加えて、仲裁人がインディアナ州法に関する認定を誤り、当該誤りが仲裁裁定に重大な影響を与えた限りにおいて、裁判所は、その裁定を修正または訂正することができる。

第 19 条 5 項 暫定的な救済手段 いずれの本契約当事者も、通行料金収入の徴収および保有に関連する仮の暫定的差止命令による救済および禁止命令、ならびに財産保全管理人または財産保全管理人兼管理者の任命など、自己の権利を保護するために必要となる、本契約に基づきその他では利用できない緊急または暫定的な救済手段を得る目的で、管轄裁判所で手続きを開始することを

妨げられない。

第 19 条 6 項 通行料金徴収 本契約に基づく不履行の通知を受け取った本契約一方当事者が、本第 19 条の紛争解決手順の申請をすることにより、当該通知の正当性に異議を申し立て、これに反論し、またはこれを疑う場合、当該不履行に適用される是正期間は、当該申請から最終的な裁定が下されるときまでの期間については通行料金を徴収する。

第 19 条 7 項 技術的仲裁

(a) **エンジニアリング会社による非公式の紛争解決** 本契約両当事者は、本契約に基づくエンジニアリングまたは技術上の紛争をエンジニアリング会社に付託することで合意でき、かかる付託は、エンジニアリングまたは技術上の紛争を、第 19 条 7 項(b)号に従いエンジニアリング仲裁に、または第 19 条 2 項から第 19 条 4 項までで述べる紛争解決方法に付託せずに行うことができる。エンジニアリング会社は、かかる紛争がエンジニアリング会社に付託されてから 3 営業日以内に、争いのある未解決の事項を決定するが、かかる決定の日を延期する正当な理由がエンジニアリング会社にある場合はこの限りでない。本契約両当事者は、当該紛争をエンジニアリング会社に付託することに関する自己の費用をそれぞれ負担し、当該紛争に関するエンジニアリング会社の費用は折半する。エンジニアリング会社の裁定は書面とし、それが根拠とする理由を述べる。エンジニアリング会社の決定は最終決定とし、本契約両当事者に対し拘束力を有する。ただし、エンジニアリングまたは技術上の紛争をエンジニアリング会社に付託する時点で、いずれかの本契約当事者が、その紛争を第 19 条 7 項(b)号に従うエンジニアリング仲裁または第 19 条 2 項から第 19 条 4 項までで述べる紛争解決方法に付託する権利を、明示的に留保する場合はこの限りでない。

(b) **エンジニアリング仲裁** 本契約両当事者は、本契約に基づくエンジニアリングまたは技術上の紛争をエンジニアリング仲裁に付託することで合意でき、かかる付託は、エンジニアリングまたは技術上の紛争を、第 19 条 7 項(a)号に従いエンジニアリング会社に、または第 19 条 2 項から第 19 条 4 項までで述べる紛争解決方法に付託せずに行うことができる。かかるエンジニアリング仲裁は独立のエンジニアリング仲裁人が行い、かかる仲裁人は、同等幹線道路に関し全国的に認められたエンジニアリングの経験を有し、IFA および本コンセッションニアが受け入れることのできるエンジニアリング企業とする（かつ、本契約両当事者が紛争をエンジニアリング仲裁に付託するとして合意した後 5 営業日以内に、本契約両当事者が独立のエンジニアリング仲裁人について合意しなかった場合、IFA と本コンセッションニアは、それぞれ独立のエンジニアリング仲裁人を任命し、かかる両仲裁人は、エンジニアリング仲裁を行う 3 名目の独立のエンジニアリング仲裁人を選ぶよう指示される）。かかる付託は、本契約一方当事者または本契約両当事者の立場の言明書という形とし、かかる言明書は、本契約他方当事者および独立のエンジニアリング仲裁人の両方に提供し、本契約各当事者は、本契約他方当事者のかかる書面での言明および独立のエンジニアリング仲裁人による言明または情報の要求に対応する（直接会うことを含む）機会を有する。ただし、本契約一方当事者によるかかる付託はすべて、独立のエンジニアリング仲裁人の任命から 10 営業日以内に行い、相違する趣旨の本契約の規定にかかわらず、争いのある未解決の事項は、独立のエンジニアリング仲裁人が本契約両当事者から情報提供を受けてから 7 営業日以内に決定するが、かかる決定の日を延期する正当な理由が当該独立のエンジニアリング仲裁人にある場合はこの限りでない。本契約両当事者は、当該エンジニアリング紛争の仲裁に関する自己の費用をそれぞれ負担し、当該独立のエンジニアリング仲裁人を利用する費用は折半する。独立のエンジニアリング仲裁人の裁定は書面とし、それが根拠とする理由を述べる。独立のエンジニアリング仲裁人の裁定は最終決定とし、本契約両当事者に対し拘束力を有する。

第 20 条 その他の規定

第 20 条 1 項 通知 本契約により求められるか許可されるすべての通知、その他の伝達および承認は書面とし、下記の宛先に配達証明郵便または書留郵便（受領通知を要求し、郵便料金前納）で送付して引き渡す。

(a) IFA の場合

インディアナ州財務局（Indiana Finance Authority）
One North Capitol, Suite 900
Indianapolis, Indiana 46204
名宛人：財政部長（Public Finance Director）

写し送り先

Ice Miller LLP
One American Square
Suite 3100
Indianapolis, IN 46282-0200

(b) 本コンセッションネアの場合

ITR Concession Company LLC
52551 Ash Road
Granger, Indiana 46530
名宛人：最高経営責任者

写し送り先

White & Case LLP
1155 Avenue of the Americas
New York, New York 10036
名宛人：Tomer Pinkusiewicz

または、いずれかの本契約当事者が本契約他方当事者への通知により随時指定するその他の者または宛先。通知、その他の伝達または承認は、(i) それ引き渡された日に送付し受け取られたとみなし、かかる日が営業日でないか通常の営業時間（受け取りの場所の時間）後に受け取られた場合は、翌営業日に送付し受け取られたとみなし、(ii) US 書留郵便で送付する場合は、投函後 4 営業日目に送付し受け取られたとみなす。

第 20 条 2 項 完全なる合意 本契約は、本契約の主題に関する本契約両当事者の合意事項の全体を構成し、本契約両当事者間で従前に書面または口頭で行った合意、交渉、協議および了解のすべてに取って代わる。本契約の一部を構成するか本契約に影響を与えるか、または本契約を締結するよういずれかの本契約当事者を仕向けたか、またはいずれかの本契約当事者が依拠する表明、保証、条件またはその他の合意は、本契約で明確に定めるほかは、直接的か付随的か、明示的か黙示的かを問わず存在しない。本契約両当事者は、(i) それぞれが相当な業務経験を有し、本契約の規定に十分精通し、(ii) 本契約の規定および文言は十分に交渉されており、(iii) 本契約のいかなる規定も、本契約の当該規定が本契約一方当事者ではなく本契約他方当事者のために起草されたという

理由で、いずれかの本契約当事者に有利にまたは不利に解釈してはならない、と認め、これに同意する。

第 20 条 3 項 改正 本契約は、本契約両当事者が署名をした書面での合意のみにより改正、変更または補足することができる。

第 20 条 4 項 権利放棄 本契約のいずれかの規定の要件の適用除外、またはいずれかの規定から逸脱することに対する同意は、それを与える本契約当事者が署名をした書面による場合に限り、もっぱらその書面を与えた特定の事例において特定の目的のために有効とする。いずれかの本契約当事者側が本契約に基づくいずれかの権利を行使しないこと、および行使が遅延することは、当該権利の放棄とはならない。かかる権利の単一のまたは部分的な行使は、当該権利のその他のもしくはさらなる行使、またはその他の権利の行使を妨げない。

第 20 条 5 項 分離可能性 本契約の各条項は、適用法により許可される最大の範囲で有効かつ実施可能とする。本契約に含まれる 1 つまたは複数の句、文、箇条または条項が無効であることは、本契約またはそのいずれかの部分の残りの部分に影響を与えない。本契約のいずれかの規定またはそのいずれかの者もしくは状況への適用が、本契約の他の規定もしくは適用法もしくは政策と衝突するという理由で、またはその他の理由で、特定の法域での特定の事例において妥当でないか、無効か、または実施不能と考えられ、みなされ、または決定される場合、(i) かかる状況は、その他の事例または状況で、問題の規定を無効または実施不能にする効果を有さず、本契約に含まれるその他の規定を、いかなる範囲においても妥当でない、無効または実施不能にする効果を有さず、(ii) 本契約両当事者は、本契約の規定を実施するために本契約を改正すべく誠実に交渉する。本契約両当事者が、適切な改正について合意できない場合、いずれの本契約当事者も、その事項を第 19 条の紛争解決手順に従う決定に委ねることができる。上述の妥当でないまたは実施不能との決定後にその決定前と同じ権利を有する資格を IFA に与えるように、本契約両当事者が紛争解決手続きによりその問題を解決することが、適用法の結果としてできない場合、IFA は、妥当でないか実施不能であると決定された権利と同じまたは実質的に同じ権利を定める法を制定し、かかる法を発効させる権利を有する。

第 20 条 6 項 準拠法 本契約は、インディアナ州で有効な法に準拠し、同法に従い解釈され実施される（かかる解釈を別の法域の法に差し向けることのある抵触法の規定または原則は排除する）。

第 20 条 7 項 管轄権に対する服従 第 19 条に従い、何らかの形で本契約に関係する本コンセッションネアに対する訴訟その他の手続きは、インディアナ州マリオン郡の連邦または州裁判所で提起し実施することができる。本コンセッションネアは本契約により、かかる訴訟その他の手続きに関するかかる裁判所の管轄権に取り消し不能で服し、当該裁判所でのかかる訴訟その他の手続きの裁判地の設定に対して本コンセッションネアが現在または今後有する異論、および当該裁判所で提起されたかかる訴訟その他の手続きが不便宜法廷地で提起されたとの主張は、適用法により許可される最大の範囲で取り消し不能で放棄する。IFA への令状の送達は、第 20 条 1 項で定めるとおりの宛先への書留もしくは配達証明郵便により、または第 20 条 1 項に明記する宛先の IFA の財務部長への直接引き渡しにより行うことができる。本コンセッションネアへの令状の送達は、第 20 条 1 項で定めるとおりの宛先への書留もしくは配達証明郵便により、または本コンセッションネアのインディアナ州における令状送達登録代理人への引き渡しにより行うことができる。本コンセッションネアが、本契約ゆえに所持していることのある文書に関し行政機関による文書要求または証拠文書提出命令を受けた場合、本コンセッションネアは、速やかに IFA の財務部長に通知を与え、その写しを IFA の法務コンサルタント会社 (General Counsel) に与え、各場合においてその宛先は第 20 条 1 項で IFA について指定されたとおりとする。IFA は、当該記録または文書が裁判所または第三者に提出される前に、IFA が利用できる方法で当該令状に異議を申し立てることができる。ただし、召喚状もしくは

は要求が却下されるか、またはその他で提出の期限が延期される場合を除き、本コンセッションネアは、裁判所もしくは行政機関が命ずるかまたは法が求める期限を越えてかかる引き渡しを差し控える義務を負わない。

第 20 条 8 項 さらなる行為 本契約両当事者は、本契約を完全に発効させるために合理的に必要または望ましいさらなるすべてのことを行うか、または行われるようにする。上記を限定することなく、本契約各当事者は、いつでも随時に、本契約書の作成および／または引き渡しにおける瑕疵を是正するために本契約他方当事者が合理的に要求する、さらなる証書を作成し引き渡すか、作成され引き渡されるようにし、さらなる措置を講ずる。

第 20 条 9 項 費用 本契約で別段定めるほか、本契約各当事者は、本契約に基づく自己の義務および誓約を履行し遵奉することに関連して生ずる自己の費用および経費を負担する。

第 20 条 10 項 利息 本契約に基づき期日が到来したときに支払わない金額には、当該支払いの期日から支払いのときまで、判決の前と後の両方でそのとき有効な銀行利率に 3% を上乘せしたものに等しい日割り計算の変動名目年利の利息がつく。

第 20 条 11 項 有益性および拘束力 本契約は、本契約両当事者ならびにそれらそれぞれの許可された承継人および譲受人に利益を与え、本契約両当事者ならびにそれらそれぞれの許可された承継人および譲受人に対し拘束力を有する。

第 20 条 12 項 パートナーシップまたは第三者受益者の否定 本契約において相違する趣旨で明示的に定める(本契約に従い各賃借地譲渡抵当権者に明示的に付与される権利に関するものなど)ほか、本契約のいかなる定めも、IFA と本コンセッションネアとの間にパートナーシップ、合弁事業または本人と代理人の関係を構成せず、かかる関係を生み出すとみなされず、本契約のいかなる条件または規定も、本契約の当事者でない者に権利または権益を付与し、譲渡し、または生み出すとは一切解釈されない。

第 20 条 13 項 累積的救済手段 本契約で定める権利、救済手段、権能および特権は累積的であり、法が定める権利、救済手段、権能および特権を排除しない。

第 20 条 14 項 正副本、ファクシミリでの完成 本契約は何通の正副本で作成することもでき、それらは合わさって唯一の同じ契約書となる。本契約は、本契約各当事者が署名をし、本契約当事者全員に引き渡されたときに効力を生ずる。本契約当事者は、本契約書に署名をしたという事実を証明するために、自己が署名をした副本 1 部をファクシミリ送信で本契約他方当事者に送付することができる。当該本契約当事者は、当該ファクシミリ送信の日に本契約書を作成し引き渡したとみなされる。かかる場合に当該本契約当事者は、当該本契約当事者が署名をした本契約書の原本を速やかに本契約他方当事者に引き渡す。

[意図的に空欄とした]

FIRST AMENDMENT TO THE INDIANA TOLL ROAD
CONCESSION AND LEASE AGREEMENT

April 12,2006

変更契約書

第1条 使用許可契約の第1条1項は本書により、当該条項に下記の新しい定義をアルファベット順に挿入することによって改正する。

「クラス2利用者」は、オートバイなど2本の車軸を有する車両を意味する。

「通勤者割引利用者」は、クローキング日の前にインディアナ州交通局により発行される有効な通勤者識別カードを取得したクラス2利用者を意味する。

「通勤者識別カード」は、インディアナ州交通局により個人に対して発行される、本有料道路の特定のインターチェンジ間について本有料道路の利用者に割引料金を提供するカードを意味する。

「契約通行料金レート」は、本契約のクラス2利用者に関する付属書7.1の第3条(a)号(i)および付属書7.1(a)の対応する規定で定める通行料金レートを意味する（本契約の付属書7.1の第3条(e)号で定める限度、または、本契約の付属書7.1の第12条13項(e)号および第3条(e)号を含むがこれらに限らない、通勤者割引利用者に関し本契約で定める限度のいずれも実施しない）。

「第一改正契約」は、IFAと本コンセッショネアとの2006年4月12日付の、本契約の一定の第一改正契約を意味する。

「逸失収入」は、第12条13項でこの用語に与える意味を有する。

「当初通行料金レート」は、クラス2利用者（通勤者割引利用者以外）に関しては、第一改正契約【訳注：this First Amendmentとありますが、これはConcession Agreementに挿入される部分ですから、「本第一改正契約」ではなく「第一改正契約」と訳しました。】の付録A-1に記載する本有料道路について請求される通行料金を意味し、通勤者割引利用者に関しては、第一改正契約【訳注：同上。】の付録A-2に記載する本有料道路について請求される通行料金を意味する。

「容認される投資」は、下記のことを意味する。

(i) アメリカ合衆国またはそのいずれかの機関の直接的な債務、またはそれらにより全額保証される債務、または、

(ii) アメリカ合衆国のいずれかの州またはかかる州の政治的下位区分の直接的かつ一般的な債務、またはこれらにより無条件で保証される債務。ただし、(A)かかる債務または保証が、それぞれ当該州または当該州の政治的下位区分の十分な信頼および信用を得る資格を有し、かかる債務が、当該州または政治的下位区分は、当該債務を十分かつ適時に弁済する義務を負っていると定めており、(B)それらの購入時に当該債務が、全国的に認められた格付け機関により最も高い格付け部類2つのうちいずれかに格付けされている場合に限る。または、

(iii) 銀行、信託会社または全国銀行協会の譲渡性か非譲渡性かを問わない預金証書。ただし、かかる預金証書は、(A)少なくとも500,000,000ドルの株式資本および余剰金を有する銀行、信託会社または全国銀行協会により発行されるか、(B)連邦預金保険公社により全額付保されるか、または(C)アメリカ合衆国の直接的な債務、もしくはアメリカ合衆国により無条件で担保される債務により、全額が継続的に保証されることとする。

(iv) アメリカ合衆国またはそのいずれかの州で事業を営み、アメリカ合衆国またはそのいずれかの州の法に基づき設立された法人の容易に売ることができるコマーシャルペーパーであって、当該投資の日に Moody's Investors Service, Inc.により少なくとも P-1 の、または Standard & Poor's Corporation により少なくとも A-1 の信用格付けを与えられた、各場合において投資を行う日の後 90 日以内を期日とするもの。または、

(v) 上記の箇条(iii)(A)で述べた銀行が保証人となり、その投資を主に上記箇条(i)から(iv)までで述べる種類の証券に限定し、当該投資の日に少なくとも 1,000,000,000 ドルの総資産を持つという投資方針を有しこれを維持する、容易に償還できる「金融市場ミューチュアルファンド」。

「通行料金凍結預金口座」は、第 12 条 13 項でこの用語に与える意味を有する。

「通行料金凍結期間」は、クロージング日に始まり、(i) 第 7 条 2 項(a)号に従うゲート制御式通行料金自動徴収システムの実施か、(ii) クロージング日から 2 年か、いずれか早い方まで継続する期間を意味する。

第 2 条 使用許可契約の第 7 条 2 項(a)号は本書により、当該条項の末尾に下記の文を挿入することによって改正する。

「本コンセッションネアは、本(a)号で企図するゲート制御式通行料金自動徴収システムの実施の進捗状況に関し、定期的に最新情報を IFA に提供することに同意し、(a) さらに、当該システムが本契約の条件に従い完全に実施される（かつ使用できる）ようになる日を書面で IFA に通知することに同意する。かかる通知は、当該日より合理的に可能な限り早く、ただし、いかなる場合も 28 日前までに提供する。通行料金凍結期間の終了を決定するにあたり、ゲート制御式通行料金自動徴収システムは、(1) 電子トランスポンダーを搭載したクラス 2 利用者が、各料金所で当該クラス 2 利用者の支払うべき通行料金を当該トランスポンダーにより自動的に記録され、当該料金所を通過するときに現金で通行料金を支払う必要がなく、本有料道路の全体を行き来でき、(2) かかる実施について本コンセッションネアからの書面の通知を IFA が受け取る（かかる通知は本コンセッションネアの裁量で与える）ときに、本第 7 条 2 項(a)号に従い実施されたとみなす。」

第 3 条 使用許可契約の第 12 条 1 項で見られるセミコロンの後の但し書きは削除し、その全体を次の文言に置き換える。

「ただし、第三者請求の結果である本請求に関しては除き、本第 12 条 1 項で企図するすべての本請求は、本契約期間の満了もしくは本契約の早期解除から 3 年の期間内に、または適用される出訴期限法により定めるこれより短い期間内に書面で行う。」

第 4 条 使用許可契約の第 12 条 2 項は本書により、当該条項の全体を削除し、その代わりに下記の新しい第 12 条 2 項を挿入することによって改正する。

「**第 12 条 2 項 IFA による補償** 法により許可される範囲で、IFA は、本コンセッションネア、その関連会社およびその代表者のそれぞれに、下記の事項に基づくか、下記の事項から生ずるか、下記の事項に関係するか、下記の事項が誘因となるか、または下記の事項に帰し得る、本コンセッションネア、その関連会社または当該代表者が実際に被ったかこれらの者に生じた本損失につき補償をし、これらの者を免責する。(i) IFA もしくはその代表者が本契約における誓約、義務、同意、約定もしくは条件のいずれかを順守し、遵奉し、も

しくは遂行するのを怠ること、または第9条4項(a)号を前提として、本契約で述べる IFA の表明もしくは保証の違反。(ii) 除外する債務。(iii) 本契約に関連して IFA もしくはその代表者に代わって行動した者による仲介手数料、報酬もしくはその他の代価の請求、または本有料道路に影響を与えるその他の事項。(iv) 入札手続きに関係するか関連するか、または 2006 年 1 月 10 日もしくはその後で IFA が講じた措置から生ずるか、または第一改正契約を締結した結果として入札手続きもしくは本契約に対し行う改正もしくは修正に関する、その他の入札者または他の者による請求。または、(v) 本有料道路の利用に関するクラス 2 利用者(通勤者割引利用者を含む)のための助成金または割り戻しの取り決めの IFA による実施(あれば)に関係するか関連していずれかの者が提起する請求。ただし、第三者請求の結果である本請求に関しては除き、本第 12 条 2 項で企図するすべての本請求は、本契約期間の満了もしくは本契約の早期解除から 3 年の期間内に、または適用される出訴期限法により定めるこれより短い期間内に書面で行う。」

第 5 条 使用許可契約の第 12 条は本書により、同条で見られる第 12 条 12 項の直後に下記の新しい第 12 条 13 項を挿入することによって改正する。

「第 12 条 13 項 通行料金凍結に関する逸失収入の資金提供および払い戻し

(a) 通行料金凍結期間中に請求される通行料金に関し、IFA は、本第 12 条 13 項で定める仕組みに従い、(A) 通行料金凍結期間中にクラス 2 利用者(通勤者割引利用者を含む)から実際に徴収した通行料金(当初通行料金レートを用いる)と、(B) 本コンセッショネアが契約通行料金レートを請求する権利を有していたならば同じクラス 2 利用者(通勤者割引利用者を含む)から徴収していたはずの通行料金(本コンセッショネアが通勤者識別カードについて徴収した年間更新手数料の金額を差し引く)との差額を、本コンセッショネアに毎月支払う(かかる差額を「逸失収入」という)。逸失収入に関して本第 12 条 13 項に従い IFA が行うことを求められる支払いの一部またはすべての資金を提供するため、本コンセッショネアは、クローキング日に本賃料の支払いから 60,000,000 ドルを通行料金凍結預金口座(下で定義するとおり)への資金提供に充当する権利を有する(かつ、本契約の第 2 条 1 項における相違する趣旨の定めにかかわらず、IFA は本書により、かかる割り当てを認め、これに同意する)。本コンセッショネアは、インディアナ州北部にある銀行において本コンセッショネア自身の名義で有する別個の利付き口座(「通行料金凍結預金口座」という)にかかる金額を預託する。本コンセッショネアは、通行料金凍結預金口座およびそこに預託する資金に対し独占的な支配権および管理権(第 12 条 13 項(c)号の条件に従うかかる通行料金凍結預金口座からの引き出しに関するものを含む)を有する。通行料金預金口座で預託する資金に関する本コンセッショネアの権利は、IFA が本契約に基づく自己の義務を順守しないことに関して本コンセッショネアが利用できる本契約に基づく本コンセッショネアの権利および救済手段のいずれにも追加されるものとする。ただし、下に定める以外で本コンセッショネアは、逸失収入を払い戻す資金を提供するためだけに通行料金凍結預金口座を使用し、本契約の条件に基づき本コンセッショネアが権利を有することのある使用許可賠償金またはその他の損害賠償金もしくは払戻金の支払いなど、その他の目的でかかる通行料金凍結預金口座の資金を使用してはならない(かつ、IFA は、かかる使用を本コンセッショネアに要請し、授権し、または指示してはならない)。ただし、(i) 通行料金凍結期間中いつでも、事前に IFA から書面で同意を得た上で、また (ii) 通行料金凍結期間中、すべての逸失収入の支払い後に、各場合において通行料金凍結預金口座に預託した資金を、付属書 7.1 の第 3 条(e)号(ii)に従い本コンセッショネアに対し支払い義務のある金額を弁済するために用いることができる。通行料金凍結預金口座の資金は、容認される投資のみに投ずるものとする。

(b) 通行料金凍結期間が終了し、契約通行料金レートでの通行料金を実施した後 10 営

業日以内に、本コンセッショネアは、本第12条13項に従い本コンセッショネアに対し支払い義務のある逸失収入の支払いすべての充当後に、通行料金凍結預金口座に残っている資金があればそれを、当該資金に関して発生し当該時点で通行料金凍結預金口座に預金として残っているすべての利息を含め（それに関連して支払うべき適用される税金およびその他の費用、ならびに別紙7.1の第3条(e)号(ii)に記載する費用を差し引き）、IFAに支払う。

(c) 本コンセッショネアは、IFAの要請に応じ、通行料金凍結預金口座の資金の収入および支出があればそれを示す銀行口座計算書の写しをIFAに提供する。本コンセッショネアは、通行料金凍結預金口座の残高が最初に2,000万ドルを下回ったときにIFAに通知する。通行料金凍結期間中の各月末後15営業日以内に、本コンセッショネアは、前月中のクラス2利用者の交通（通勤者割引利用者の交通を含む）すべてを詳述する細目表をIFAに引き渡す。細目表には、かかる交通に基づき生ずる逸失収入の計算を記載する。かかる細目表を引き渡した後直ちに、本コンセッショネアは、そこに含まれる利用可能な資金の範囲内で、同意、承認または確認なく、当該月について当該明細表に記載した逸失収入額を通行料金凍結預金口座から引き出すことができる。IFAは、かかる明細表を受け取った後6ヶ月の間に、当該月の当該逸失収入額の計算に同意するか、それに異論を唱えるか、いずれかを行う。かかる6ヶ月の期間中、本コンセッショネアは、第8条に記載する監査権に加えて、当該月の当該逸失収入額の計算を検証すべく、逸失収入額に関する質問に答え、IFAが合理的に要請する追加情報を提供するため、合理的な通知を受けて合理的なときに本コンセッショネアの代表者が対応できるようにする。IFAがかかる逸失収入額の計算に異論を唱えた場合、両当事者は、第19条に定めるとおりその紛争を解決する。ただし、仲裁団は、独立の全国的に認められた会計事務所（IFAまたは本コンセッショネアの現在の会計事務所であってはならない）および全国的に認められた交通コンサルタントで構成する（かかる仲裁団には、各部類から少なくとも1人の仲裁人を入れる）。第19条で定める手順の結果としてIFAがその紛争で勝者となった場合、かかる最終決定の後10日以内に、本コンセッショネアは、異論のあった金額を通行料金凍結預金口座に戻し、かかる最終決定が、通行料金凍結期間の終結および契約通行料金レートでの通行料金の実施後に行われた場合は、本コンセッショネアは、IFAに対し直接的に払い戻しをする。

(d) 本コンセッショネアが本第12条13項に従い逸失収入に関してIFAから支払いを受ける権利を有する日に、通行料金凍結預金口座に預託してある資金が、本コンセッショネアに対し全額を賠償するには不十分である場合、本コンセッショネアがその旨の通知をIFAに提供した後10営業日以内に（かかる通知は、上記の(c)号で述べた毎月の明細表の一部として提供することができる）、IFAは、通行料金凍結預金口座からの収益で資金提供されない金額を、直ちに入手可能な資金で本コンセッショネアに支払う。ただし、IFAに提供する最初のかかる不足通知に関し、不足分の資金を提供する必要があることをIFAに知らせる通知をIFAに引き渡す遅くとも50暦日前に、本コンセッショネアが、通行料金凍結預金口座の残高が2,000万ドル以下であったとIFAに知らせていない場合、IFAは、通行料金凍結預金口座の収益で資金提供されない金額を30営業日以内に本コンセッショネアに支払う。支払いの資金源に関して本(d)号で明示的に定めるほか、上記の(c)号で定める仕組みは、完全な効力を有し続ける。」

(e) 通行料金凍結期間中、本コンセッショネアは、通勤者割引利用者が使用するすべての通勤者識別カードを受け入れることに同意し、紛失したか盗難にあった通勤者識別カードを取り替えること、および通勤者識別カードの使用について25ドルの年間手数料（年間手数料は本有料道路収入とみなされ、本コンセッショネアが保持する）を徴収することなど、クロージング日より前に本有料道路が利用した過去のやり方に合わせて通勤者識別カードの使用を管理する。本コンセッショネアは、新しい通勤者識別カードを発行することを求められない（通行料金凍結期間中の、クロージング日またはその前に通勤者識別カ

ードを保有していた者に対するかかるカードの年間更新、または紛失したか盗難にあった通勤者識別カードの取り替え以外)。本有料道路の本運営者としての本コンセッションネアの地位を認めて、IFA は、本第一改正契約の日の後、新規のまたは更新する通勤者識別カードの入手可能性に関する広告のために支払いをしてはならず、インディアナ州交通局をしてかかる支払いをさせてはならない。クロージング日の後、IFA は、通勤者識別カードを発行してはならず、インディアナ州交通局をして発行させない。

第6条 使用許可契約の付属書 7.1は本書により、下記によって改正する。

(i) 当該付属書の第3条(a)号(i)に見られる「クラス2利用者からの最高通行料金水準」という文言を削除し、その代わりに「本書の第3条(e)号で定めるほか、クラス2利用者からの通行料金最高水準」という文言を挿入し、かつ、

(ii) 当該条項で見られる第3条(d)号の直後に下記の新しい第3条(e)号を挿入する。

「(e) クラス2利用者（通勤者割引利用者を含む）の通行料金引き上げに対する制限
通行料金引き上げに対する下記の制限は、クラス2利用者（通勤者割引利用者を含む）に適用される。

(i) 通行料金凍結期間終了前の期間 本契約の相違する趣旨の定めにかかわらず、通行料金凍結期間中、クラス2利用者（通勤者割引利用者を含む）に適用される通行料金水準は、当初通勤料金レートを超過して引き上げてはならない。

(ii) 通行料金凍結期間終了後の期間 通行料金凍結期間が終了した後直ちに、(A) 本コンセッションネアは、IFA、その他の政府主体または他の者の承認または同意なくクラス2利用者（通勤者割引利用者を含む）に適用される通行料金を、契約通行料金レートまで引き上げる権利を有し、(B) 通勤者割引カードはもはや効力を有さず、すべての通勤者割引利用者は、クラス2利用者に適用される通行料金を支払う。直前の文で企図するように通行料金を引き上げる本コンセッションネアの権利は、既得権を損なわず、本付属書 7.1 の第3条(a)号に従いかかる通行料金をさらに引き上げる権利を含むがこれに限らず、その他の点で本付属書 7.1 に従う本コンセッションネアの権利のいずれも妨害せず、限定せず、影響を与えない。直前の文で企図する引き上げの実施に先立ち、本コンセッションネアと IFA は、本有料道路のクラス2利用者のために IFA が実施することのある助成金または割り戻しの取り決めの実施に関し、かかる助成金または割り戻しの取り決めの結果生ずることのある直接のおよび間接的費用に関する一定の非専有のノウハウおよび情報を提供すること、ならびにその他で他方当事者による合理的な要請に応ずることなど、各場合において適用法および適用される契約上の制約により許可され、本コンセッションネアおよび IFA の内部方針に合致する範囲で、誠実に協力する。ただし、(A) かかる取り決めは、もっぱら IFA、当該クラス2利用者および第三者支払い処理者の間で行い、本付属書 7.1 に従い通行料金を請求する本コンセッションネアの権利、または本契約に従う本コンセッションネアのその他の権利に影響を与えてはならず、その他の点で本有料道路運営または本有料道路収入の受け取りに悪影響を与えてはならない。(B) かかる取り決めの結果生ずる直接的または間接的費用は、IFA が支払うべきものとし、かかる費用がかかる取り決めの結果として直接的または間接的に本コンセッションネアに生じた限りにおいて（かかる取り決めの結果としての本コンセッションネアの運営費用の増加を含むが、これに限らない（トランスポンダーの発行またはかかる取り決めにより企図する類似の要件の結果として生じたものを含む）、IFA は、かかる費用をその要求に応じ速やかに本コンセッションネアに支払い、または本コンセッションネアがすでに支払った範囲については本コンセッション

ヨネアに払い戻す。(C) かかる協力は、本契約に基づく本コンセッショネアの権利のいずれも制限、軽減または妨害してはならない。かつ、(D) かかる取り決めは、IFA がクラス 2 利用者に助成金または割り戻しを提供している間、効力を有する。本箇条(ii)に基づき協力をする本コンセッショネアの義務は、本箇条(ii)により企図する助成金または割り戻しの取り決めに関する使用許可賠償金（かかる取り決めの確定または運用の結果である本有料道路収入の減少についての賠償金を含むが、これに限らない）を IFA が本コンセッショネアに支払うことを条件とする。

第 7 条 本契約の第 16 条 4 項において、第 1 文は、「本契約期間が終結する前に本契約が解除されるとき」という文言を削除し、「本契約期間の終結時またはその前に本契約が解除されるとき」という文言に置き換える。

第 8 条 本第一改正契約は、明記するとおりに限定され、使用許可契約のその他の規定の修正、受け入れまたは適用除外を構成しない。本契約の両当事者は、使用許可契約に定めるとおりの合意事項、権利および救済手段を再確認する。

第 9 条 本第一改正契約は、複数の正副本で作成することができ、そのそれぞれが原本とみなされる。原物の署名の複写は、原物の署名とみなす。本第一改正契約を証明するために、本第一改正契約がその当事者にとって不利に実施されるところの当事者が署名をした正副本の 1 通のみを提供することを求められる。

第 10 条 本第一改正契約は、インディアナ州において効力を有する法に準拠し、同法に従い解釈され実施される（かかる解釈を別の法域の法に委ねる抵触法の規則または原則は排除する）。

第 11 条 本第一改正契約が IFA および本コンセッショネアにより作成された日から、使用許可契約における使用許可契約へのすべての言及は、本書により修正された使用許可契約への言及とみなす。

第 12 条 両当事者は、使用許可契約【訳注：文脈から考えて、the Agreement は the Concessionaire Agreement に修正して訳しました。】の第 2 条 3 項で定める要件は、IFA が預託現金または LOC を 2006 年 4 月 14 日の午後 5 時（インディアナポリス時間）までに受け取る限りにおいて満たされる、と認める。